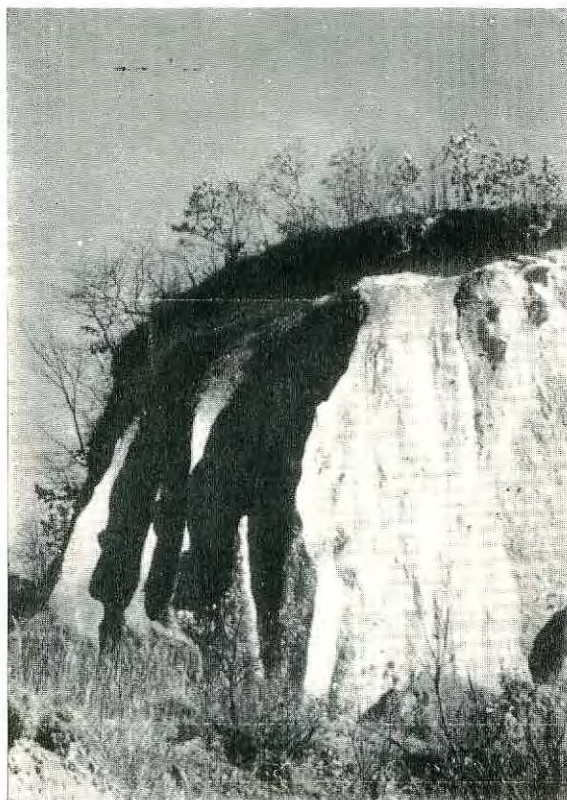


北海道議會時報

特集 第三回定例道議會

第 11 卷 第 11 号

昭和 34 年 11 月



北海道議會事務局

— 第 11 号 目 次 —

議会の動き

十月のメモ

第三回定例道議会	一
本 会 議	三
決議・意見書	三
各派交渉会	四
常任委員会	五
特別委員会	六
予算特別委員会	七
請願・陳情	七
会 合	
全国都道府県議会議長会	三

表紙写真

石 切 山

北海道議会議務局撮影



第三回定例道議会

- ① 第三回定例道議会は九月三十日招集され同日開会、会期を十月二十一日まで二十二日間に決定、知事より九月台風災害に関する報告を聴取、ついで清水(社) 福原(自民) 池田(金) (協) 各議員より台風十四号及び十五号による災害対策について緊急質問があり、このあと台風十四号及び十五号災害対策特別委員会(委員十七名)を設置の後、昭和三十四年度追加更正予算案をはじめこれに関連する議案五十二件及び報告九件が上程され、知事よりの提案説明を聴取した。
- ② 翌十月一日は農産物検査及び台風十四、十五号災害対策実施に関する二要望意見書を可決の後、議案調査のため十月二日より六日までの五日間休会した。
- ③ 休会明け十月七日には代表質疑、八日から十二日まで一般質疑が行われたが、質疑の中心は知事公約問題が主として取上げられ特に北海道大減税と農家負債整理問題、総合開発に関連する第二次五カ年計画の達成と第三次五カ年計画の構想及び開発財政の制度的安定問題の

議案

第三回定例道議会に知事から提出のあつた案件

提出月日	番号	件名	議事経過
九、三〇	一	昭和三十四年度北海道歳入歳出追加更正予算	一〇、二九 原案可決
	二	昭和三十四年度北海道恩給基金歳入追加更正予算	同
	三	昭和三十四年度北海道学校職員恩給金歳入追加更正予算	同
	四	昭和三十四年度北海道林産物検査費歳入歳出追加予算	同
	五	昭和三十四年度北海道酪農検査費歳入歳出追加更正予算	同
	六	昭和三十四年度北海道医科大学費歳入歳出追加予算	同
	七	昭和三十四年度北海道病院費歳入歳出追加予算	同
	八	昭和三十四年度北海道地方競馬費歳入歳出追加更正予算	同
	九	昭和三十四年度北海道自転車競技費歳入歳出追加予算	一〇、一三 原案可決
	一〇	昭和三十四年度北海道電気事業費歳入歳出追加更正予算	一〇、二九 原案可決
	一一	昭和三十四年度北海道有林野事業費歳入歳出追加予算	同
	一二	昭和三十四年度北海道母子福祉資金貸付事業費歳入歳出追加予算	同
	一三	昭和三十四年度北海道夕張川二股発電所建設事業会計追加更正予算	同

外、高齢者福祉年金の打切り、石炭不況対策、水質汚濁問題、機構改革と人事異動問題、ビート生産計画、開拓不振地区問題等また北朝鮮帰国からむ警察官の情報入手問題、競輪廃止等の諸問題について終始熱心な質疑応答がなされた。

④ なお予算特別委員会設置の十月十二日には災害関係予算が提出され、これに関連する議案五件とともにその緊急性から一括先議することを決め同日の本会議に報告いずれも原案可決とした外翌十三日には競輪開催期日等の関係から競輪廃止問題からむ反対意見もあつたが先議することを決め同日の本会議にこれを報告社会党議員の退場ということもあつたが強行可決された。

⑤ なお予算特別委員会は十月二十九日まで各部所管の質疑が活発に行われたが特に先に警察官の出動騒ぎまで引起した小学校教育課程改訂研究協議会開催問題については質疑打切り動議が、またこれに関連して予算特別委員長不信任動議が相次いで提出され、いずれも起立による採決の結果予算特別委員長不信任の動議は否決、質疑打切り動議が可決されて教育委員会所管に対する質疑を終結した一幕もあつたが、追加更正予算案は六項目にわたる意見を予算委員長報告に入れることとして原案どおり可決された。

⑥ 提出案件の処理状況次のとおり。

提出者	提出件数	議決の状況				報告	計
		可決	原案可決	議決	承認		
議員	七八 一五 九三	六三 一五 七八	六	七	一	一	七八 一五 九三
計							

⑦ 本会期中の緊急質問

台風十四号並びに十五号に対する災害対策について

同	九、三〇	一四	昭和三十四年度北海道有財産整備資金歳入歳出追加予算	同	一〇、二九 原案可決
同		一五	昭和三十四年度北海道中小企業振興資金貸付事業費歳入歳出追加予算	同	
同		一六	昭和三十四年度北海道中小企業設備合理化事業費歳入歳出追加予算	同	
同		一七	昭和三十四年度北海道真駒内団地開発事業費歳入歳出追加予算	同	
同		一八	北海道起債議決変更の件	同	
同		一九	北海道起債議決変更の件	同	
同		二〇	北海道起債議決変更の件	同	
同		二一	北海道起債議決変更の件	同	
同		二二	北海道起債に関する件	同	
同		二三	職員宿舍の賃借に関する予算外義務負担の議決変更に関する件	同	一〇、二八 原案可決
同		二四	信用保証損失補償に関する予算外義務負担の件	同	一〇、二九 原案可決
同		二五	有畜農家創設特別措置法に基づく有畜農家創設事業資金の融資に伴う損失補償に関する予算外義務負担の件	同	一〇、二八 原案可決
同		二六	石油資源開発株式会社に対する出資の件	同	一〇、二九 原案可決
同		二七	北海道開拓融資保証協会に対する出資の件	同	
同		二八	北海道職員定数条例の一部を改正する条例案	同	一〇、二八 原案可決
同		二九	北海道議会職員定数条例の一部を改正する条例案	同	

清水健次(社)
福原章成(自民)
池田金助(協)

本 会 議

○九月三十日 午後二時十八分、徳中議長第三回定例道議会の開会を宣し、引続き開議、直ちに日程に入り、**日程第一会議録署名議員の指定**、諸般の報告の後、**日程第二会期決定の件**を議題に供し、会期を十月二十一日まで二十二日間に決定、ついで知事より、九月台風災害に関する報告を聴取(あらかじめ会議時間を延長)、次に日程に追加し、清水(社)福原(自民)池田(金)(協)各議員より、台風十四号並びに十五号による災害対策について緊急質問があり、知事、教育長より答弁、次に**日程に追加し、決議案第一号**(台風十四号及び十五号災害対策特別委員会設置に関する決議)を議題とし、本件は提出者の説明並びに委員会付託を省略の後、異議なく原案のとおり可決、直ちに次の委員の選任を決定した。

清水健次(社) 杉本栄一(自民)
奈良敬蔵(自民) 福島新太郎(自民)
福原章成(自民) 麻里悌三(自民)
池田金助(協) 大島三郎(自民)
岡田義雄(社) 遠藤英吉(社)

同	九、三〇	三〇	北海道地方警察職員定員に関する条例の一部を改正する条例案	一〇、二八 原案可決
同	三一	三一	北海道職員給与に関する条例等の一部を改正する条例案	同
同	三二	三二	北海道地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案	同
同	三三	三三	北海道学校職員給与に関する条例等の一部を改正する条例案	同
同	三四	三四	市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案	同
同	三五	三五	北海道職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案	同
同	三六	三六	北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案	同
同	三七	三七	北海道学校職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案	同
同	三八	三八	北海道恩給条例臨時特例の一部を改正する条例案	同
同	三九	三九	北海道恩給並びに他の都府県の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員退職料及び退職給与金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例案	同
同	四〇	四〇	北海道危険物取扱主任者等試験委員条例案	同
同	四一	四一	北海道沿岸漁業経済振興促進助成条例の一部を改正する条例案	一〇、二九 原案可決
同	四二	四二	北海道漁家負債整理促進条例の一部を改正する条例案	同
同	四三	四三	北海道生業資金貸付条例案	同
同	四四	四四	北海道高齢者福祉年金条例を廃止する条例案	同

橋本清次郎(社)	窪田長松(社)	時田政次郎(社)
----------	---------	----------

次に日程第三議案第一号ないし第五十三号、報告第一号ないし第七号及び第九号を議題に供し、知事より提案説明を聴取、議事進行の都合により午後四時三十五分一旦休憩、午後十一時五十分再開の後、直ちに延会。

知事說明要旨

只今議題となりました昭和三十四年度北海道費歳入歳出追加更正予算案その他の案件につきまして、その概要を御説明申し上げます。

先ず最初に予算案について申し上げます。私は、さきの議会において、道政執行についての基本的方針を明らかにし、逐次その具体化に努力している次第であります。今回の予算編成に当りましては、既に年度を半ば経過していること、及び本道の気象的特殊性等を考慮いたしまして、今回は、決算終了に伴う繰越金の増、及び地方交付税の増等既に確定したものの外、税収入等今日の段階において見込み得る限度の財源を見合いとして、さきに予算措置を留保したもの及び当面緊急措置を要するものを中心として施策の予算化を図る方針の下に本追加更正予算の編成に当たつた次第でございます。

即ち、第一に義務的経費で、いまだ予算化していないものについては、可及的に予算措置を講ずること。

第二に、国庫補助事業その他特定収入を伴う事業については、その事業効果等をも勘案の上努めて措置すること。

第三に、いわゆる政策的経費については、さきの議会において予算措置を留保したものと及び懸案事項を中心として財源との見合いにおいて可及的に予算化を図ること。

九、三〇	四五	保健所設置条例の一部を改正する条例案	原案可決	一〇、二九
同	四六	北海道立診療所条例の一部を改正する条例案	同	同
同	四七	北海道営住宅管理条例の一部を改正する条例案	原案可決	一〇、二八
同	四八	上水道事業施設の設置に関する件	同	同
同	四九	道有財産の売却契約の締結に関する件	一〇、二八 同意議決	同
同	五〇	常呂郡訓子府町と同郡置戸町との境界の変更の件	原案可決	一〇、二八
同	五一	公有水面埋立地を小樽市の区域に編入するの件	同	同
同	五二	公有水面埋立地を三笠市の区域に編入するの件	同	同
同	五三	北海道営社会福祉住宅の維持管理に関する協議の件	同	同
一〇、一二	五四	昭和三十四年度北海道歳入歳出追加予算	原案可決	一〇、一二
同	五五	昭和三十四年度北海道病院費歳入歳出追加予算	同	同
同	五六	昭和三十四年度北海道有林野事業費歳入歳出追加予算	同	同
同	五七	北海道起債議決変更の件	同	同
同	五八	北海道起債に関する件	同	同
同	五九	警察職員宿舍の購入に関する予算外義務負担の議決変更の件	原案可決	一〇、二八
同	六〇	昭和三十四年台風十四号及び十五号による被害漁業者に対する緊急資金の融通に伴う利子補給に関する予算外義務負担の件	原案可決	一〇、一二

この結果追加更正予算の総額は、

普通會計 十九億八千四十五萬圓

特別會計
四億七千四百三十五万圓

合計 二十四億五千四百八十万円

と相成つた次第であります

なお、これを既定予算と通計いたしますと、予算規模は、

普通會計 五百七十八億一千五百五十一萬圓

特別會計 九十二億七千四百八十四万円

合計 六百七十億九千三十五万円

と相成る次第でございます。

以下普通会計における追加更正予算について歳出の主なるものから、順次御説

明申し上げます。

先ず第一に義務的経費として、今回予算化した主なるものとしたしましては、

災害融資損失補償費

精神病費 二千三百五十万円

オホーツク暴風浪並びにカムチャツカ沖地震漁業災害損失補償費

一億一千四百八十九万四

へき地手当 一億三千三百三万円

特別職退職手当 一千二百六十万円

道職員並びに教職員赴任旅費

国庫返納金 一千六百七十二万円

等であります。

第二に、国庫補助金並びにその他の特定収入を伴う経費の主なるものとしたし

ましては、産業経済費関係では、

森林保護費
二千六百十二万円

リグニン応用研究費

[illegible]

沿岸漁業振興対策費 一千六百六十六万円
 漁港簡易工事費 七百五十万円
 道営災害復旧事業費 四千二百三十八万円
 木工技術指導設備費 七百七十万円
 僻地農山漁村電気導入費 一千二万円
 乾草調整施設費 四百八万円
 高度集約牧野造成事業費補助金 六百十七万円
 家畜衛生車設置費 四百六十五万円
 等を、

また、土木費関係といたしましては、
 道路改良費 五千五百万円
 道路局部改良費 一千三百九十五万円
 永久橋架換費 二千八十九万円
 舗装道補修費 五百十五万円
 緊急砂防工事費 四千五百万円
 災害河川改修工事受託事業費 二千四百三十八万円
 港湾災害復旧費 七百六十四万円
 等を、

社会福祉並びに保健衛生費関係といたしましては、
 児童福祉対策促進費 八百五十六万円
 血液銀行費 五百七十六万円
 結核対策費 四百三十九万円
 母子健康センター設置費 三百二十九万円
 失業対策事業費 七千五百十三万円
 厚生年金住宅建設費 二千五百七十五万円
 等を、

更に、教育費関係といたしましては、
 高等学校校舎改築並びに教室増築費 二千三百六十四万円
 高校災害復旧費 四千二百四十六万円
 産業教育振興施設設備費 八千六百九十二万円

議員から提出のあつた案件

決議案

九、三〇	五	専決処分報告につ き承認を求める件 （一、昭和三十三年 度北海道上年度追加算 入歳入歳出追加予算 の件）	同
同	六	専決処分報告につ き承認を求める件 （北海道中小企業等協同組 合共同施設設置貸付金請 求事件提訴の件）	一〇、二八 承認議決
同	七	工事請負契約の締結に関する件	同
同	八	専決処分報告の件 （保健所設置条例等の一部 改を正する条例）	報 告
同	九	昭和三十三年度北海道夕張川二股発電所建設 事業会計決算に関する件	一〇、二九 認定議決

提出月日	番号	件	名	議事経過
九、三〇	一	台風十四号及び十五号災害対策特別委員会設 置に関する決議	九、三〇 原案可決	

意見案

提出月日	番号	件	名	議事経過
九、三〇	一	農産物検査に関する要望意見書	一〇、 原案可決	
一〇、一	二	北海道における台風十四号及び十五号災害対 策実施要望に関する意見書	同	
一〇、二八	三	北海道における治山事業の促進に関する要望 意見書	一〇、二九 原案可決	

理科教育振興費 一千七百万円
等を、
その他

警察行政費 一千四百二十三万円

警察職員住居施設費 四百六十九万円

等を、それぞれ計上いたしましたのであります。

第三に、いわゆる政策的経費及び当面緊急に措置を要する経費といたしまして、

住宅建設資金交付金 一千万円

支庁管内新生活建設促進補助金 百四十万円

北海道新生活建設運動委員会補助金 三百三十万円

北海道市町村備荒資金組合貸付金 二千万円

支庁管内地方振興奨励補助金 八百五十万円

消費生活協同組合諸費 七百二十万円

生業資金貸付事業費 二千五十万円

老人福祉施設整備費補助金 二百万円

日雇労働者就職促進費 三百万円

応急失業対策費 一千万円

樹苗価格安定対策費 八千万円

学校植林補助金 三百六十四万円

沿岸漁家振興促進対策費 三千五百一十一万円

漁家負債整理利子補給費 四百五十万円

道管小規模土地改良事業費 八百七十二万円

分村入植計画樹立指導費 百万円

中小企業振興対策費 四千八百三十六万円

中小企業設備合理化事業費会計繰出金 七百九十万円

石油資源開発株式会社出資金 一千万円

道路小破修繕費 一千万円

市町村道路改修費補助金 一千万円

農家負債整理対策費 五千二百八十二万円

同	一〇、二九	四	農家負債整理対策の促進に関する要望意見書	同
同	五	五	北海道における治水砂防事業促進に関する要望意見書	同
同	六	六	建設機械整備強化に関する要望意見書	同
同	七	七	開拓農家の経営安定に関する要望意見書	同
同	八	八	畑地土地改良事業の推進に関する要望意見書	同
同	九	九	自作農維持創設資金に関する要望意見書	同
同	一〇	一〇	塩業整備に関する要望意見書	同
同	一一	一一	職業訓練所の増設に関する要望意見書	同
同	一二	一二	商工会法制定促進に関する要望意見書	同
同	一三	一三	北海道労働会館設置に関する要望意見書	同
同	一四	一四	北海道における気象観測施設整備強化に関する要望意見書	同

請願・陳情

① 第三回定例道議会において各常任委員会に付託された請願・陳情並びに審査の結果はつぎのとおり。

請願

農業倉庫対策費 一千五百十万円
農産物価格安定対策費 三億五千万円
てい菜糖業振興費 百二十万円
園芸農業振興費 五十万円
種畜施設費 一千三百三十四万円
飼料作物種子生産施設費 三百六十三万円
校舎等局部改修費 三百万円
地方教育研究所補助金 二百二十四万円
等をそれぞれ計上いたした次第であります。

以上は、普通会計に計上いたしました経費の主なるものについてその大要を申し述べたのでありますが、これに見合う財源といたしましては、国庫支出金等事業に伴う特定財源の外、一般財源としては、経済界の動向等よりみて年度内に増収の確実と認められる道税等について、それぞれ追加計上の措置をとった次第であります。

即ち、

道 税 三億二千二百三十九万円
地方交付税 一億四千六百十六万円
公営企業及び財産収入 五千七百万円
分担金及び負担金 一億七千六百八十一万円
使用料及び手数料 五千九万円
国庫支出金 三億五千六百六十七万円
寄附金 四千三百七十七万円
繰入金 四千八百十万円
繰越金 一億七千四百十四万円
雑収入 五億七千四百五十二万円
道債 三千五百五十万円
合 計 十九億八千四百十五万円

であり、これにより収支の均衡を図った次第であります。
次に特別会計について御説明申し上げます。

先ず医科大学費会計におきまして 四千三百五十五万円

文書 番号	件 名	請 願 者	付 託 委員 会	結 審 査 果
78	釧路ろう学校に高等部設置の件	会長 岩下良次	文教林務	継続審査
79	丘珠飛行場を北海道空港に指定取消方要望の件	千歳市長 米田忠雄	商工労働	同
80	阿寒湖に道立ふ化場設置の件	阿寒町長 大野直栄	水産	同
81	玉ねぎの道営検査施行の件	北海道玉ねぎ馬鈴しよ商業協同組合理事長 村川泰一郎	農務	不採択
82	訓子府停車場線及び道立農業試験場北見支場線道道昇格の件	訓子府町長 谷本泰三郎	建設	採択
83	上富良野町地内町道細野線及び北二十八号線道道昇格の件	上富良野町長 海江田武信	同	継続審査
84	芦別市及び美瑛町地内芦別美瑛線道路開さくの件	芦別市長 側見清一	同	採択
85	妹背牛駅前より沼田町間道路の新設及び改良工事に対し補助の件	妹背牛町長 山下政吉	同	継続審査
86	遠軽町地内町道遠軽停車場通りを道道に昇格の件	遠軽町長 信太隆治	同	採択
87	後志支庁管内の台風十四号による農業災害復旧対策の件	後志生産農業協同組合連合会会長 山中良造	台風十四号及び十五号災害対策特別委員会	同
88	後志支庁管内の台風十四号による住宅応急修理費給付基準引上げの件	倶知安町後志町村会長 山本律	同	同
89	後志支庁管内の台風十四号による罹災者に対し道生業資金世帯更正資金貸付の件	同	同	同
90	後志支庁管内の台風十四号による土木災害復旧対策の件	同	同	同
91	後志管内の十四号台風による漁業関係災害復旧対策の件	後志水産振興会副会長 竹越謙治	同	同

のないようにいたしましたものであります。

次に附属議案のうち、主なるものについて御説明申し上げます。

先ず議案第二十四号の信用保証損失補償に關する予算外義務負担の件について申し上げます。

道は、中小企業金融の円滑を図るため、従来北海道信用保証協会に対し三億円を限度とする損失補償契約を締結して参りましたことは、皆様御承知のとおりであります。来る十月三十一日をもつて本契約期間が終了いたしますので、今回新たに、北海道信用保証協会に対して、本年十一月一日から昭和三十八年十月三十一日までの四年間に信用保証を行ったものについて四億円を限度として損失補償契約を締結し、今後一層中小企業金融の円滑化を促進して参りたいと存じている次第であります。

次に議案第二十六号の石油資源開発株式会社に対する出資の件につきまして、当会社の事業は、予期以上の成果を収めつつありますが、本道石油資源の開発促進上一層本事業の積極的な推進を図るため、一千万円を増資いたそうとするものであります。

次に議案第二十八号乃至議案第三十号の職員定数の一部を改正する条例案について申し上げます。

国家公務員につきましては、本年七月九日定員法の一部を改正する法律の公布施行に伴いまして、定数外職員について、その職務内容及び定員構成の状況等を考慮して、その一部の定員化をはかりましたことは既に御承知のとおりであります。道におきましても国からの通達に準拠して国の措置に照応して、今回、いわゆる準職員の一部を定数化するとともに、職員構成の実態に鑑み、吏員有資格者の任用の円滑化を図るため、吏員とその他職員の間における定数の組み替措置を講じようとするものであります。

なお、道立高等学校の職員定数につきましては、漁業実習船の建造に伴いまして必要な職員を増員配置しようとするものであります。

次に議案第三十一号乃至議案第三十四号の北海道職員等の給与に關する条例等の一部を改正する条例案についてであります。本年四月国家公務員について給与改訂が実施されたのでありますが、過般北海道人事委員会におきましても道職員の給与に關し、国家公務員について行われた給与改訂と同様の改訂を行うこと

122	121	120	119	118	117	116	115	114	113	112	111	110	109	108
阿寒町地内道道雄別、釧路路線の改良工事施行の件	浜中村村道貫人風道間道路を道道に昇格の件	村道神原落石間道路道道に昇格の件	村道多布西春別間道路道道昇格の件	岩見沢市及び栗沢町所在市町道東三ノ線を道道に昇格の件	帯広市市道南十七丁目乙線、同南四線及び芽室町道南六線を道道に昇格の件	道立農業試験場天北支場整備拡充の件	青果物規格付条例に対し要望の件	栗山町地内緑丘地区の治山事業促進の件	道立稚内高等学校校舍改築促進の件	結核入院患者中生活困窮者に対する冬期見舞金増額の件	釧路市に総合職業訓練所設置の件	日本草炭工業株式会社に対し出資の件	音江村における台風十四号災害対策の件	余市町立養老施設衆民寮改築に對し補助の件
阿寒町長 野直栄	同	浜中村長 鳥井己三	浜中村長 鳥居己三	岩見沢市長 川村芳次	芽室町長 村健三	留萌地域総合開発 期成会長 幸雄	江部乙商工会頭 栗井利平	栗山町長 沢崎松太郎	稚内高校父母と先生の会会長 相沢誠作	日本患者同盟北海道連合会代表 平野伊四郎	釧路市長 山本武雄	日本草炭工業株式 会社 河合又男	音江村長 藤谷軍一	余市町長 坂本角太郎
同	同	同	同	同	建設	同	農務	同	文教林務	厚生	同	商工労働	台風十四号及 び十五号 災害対策 特別委員会	厚生
同	同	同	同	同	同	継続審査	不採択	同	同	継続審査	採択	同	同	継続審査

について意見書が出されましたので、これを充分尊重し、国家公務員に準じて初任給基準の改訂及び暫定手当の給料月額への一部繰入れ並びにこれらに伴う現行給料表の改訂等給与改訂に関する一連の改正措置を講じようとするものであります。

次に議案第三十五号乃至議案第三十七号の北海道職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案についてであります。一般職員につきましては、地下資源調査所、林業指導所及び酪農検査所等有毒薬物を取扱つて作業に従事する者、工業試験場、支庁、及び土木現業所で高圧ガスまたは火薬類を取扱つて作業に従事する者、工業試験場、札幌医科大学附属病院及び衛生研究所で放射線を取扱つて作業に従事する者、整肢学院で水治療法の作業に従事する者に対し、警察職員につきましては、被疑者等の看守押送の業務にたずさわる者に対し、これらの業務の特殊性に鑑み、それぞれ新たに本手当を支給いたそうとするものであり、また、学校職員につきましては、へき地教育振興法の一部を改正する法律の公布施行により、教育職員のへき地手当について、新たな支給方法がとられることになりましたので、道条例につきましても、所要の改正措置を講じようとするものであります。

次に議案第三十八号の北海道恩給条例の一部を改正する条例案についてであります。本件は、過般恩給法の一部が改正せられましたので、これに伴い道の恩給条例臨時特例の一部を改正しようとするものであります。

次に議案第三十九号の北海道恩給並びに他の都府県の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職料及び退職給与金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例案についてであります。本件は、地方自治法の一部を改正する法律及び同法施行令の一部を改正する政令の施行に伴いまして、恩給並びに地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき公務員、都道府県の職員及び市町村の教育職員の在職期間が相互に通算されることとなり、また、昭和三十五年七月一日以降、これまで除外して算定されておりました、旧軍人及び軍属の七年未満の在職年が、公務員の在職年として取扱われることになりましたので、これに伴い所要の措置を講ずるため、この条例を制定しようとするものであります。

次に議案第四十号の北海道危険物取扱主任者等試験委員条例案について申し上げ

138	137	136	135	134	133	132	131	130	129	128	127	126	125	124	123
石狩川水質浄化に関する件	商工会法制定と国の助成措置要望の件	道費河川幌向川改修工事施行の件	栗沢町地内栗沢幌向線中栗沢橋、東六号橋、クツタリ排水溝橋架換工事施行の件	栗沢町地内栗沢線中万字橋架設工事施行の件	道道夕張、岩見沢線中万字橋架設工事施行の件	道道夕張、岩見沢線中万字炭山美流渡間道路補修工事の実施並びに維持管理費増額の件	剣淵村下川町間村道を道道に認定の件	日赤婦選案内の一部条項撤回の件	厚真村町制施行の件	池田町にてん菜製粉工場設置の件	滝上町地内サクル川を河川法準用河川に認定の件	尻岸内村地内恵山観光道路整備助成の件	尻岸内村地内恵山を文化財として指定の件	尻岸内地内恵山地域を道立自然公園に指定の件	阿寒町地内道道阿寒、標茶路線の改良工事施行の件
榎田隆治	森岡直吉	湯浅外吉	同	同	栗沢町長 沖田兵藤	栗沢町長 沖田兵蔵	士別市長 佐々木良五郎	北海道朝鮮人婦国協力会長 荒井哲夫	厚真村長 井上正則	池田町長 丸谷金保	滝上町長 朝倉義衛	同	同	尻岸内村長 前田時太郎	同
建設	商工労働	同	同	同	同	同	建設	厚生	総務	農務	同	建設	同	文教林務	同
継続審査	採択	同	同	同	同	同	継続審査	採択	同	同	同	同	同	同	同

げます。

本件は、今回消防法の改正により同法に定める危険物取扱主任者及び映写技術者の資格は、都道府県知事の行う試験に合格した者でなければならないことになり、この資格試験の実施に関する事務を行わせるため、都道府県に知事の監督に属する「危険物取扱主任者等試験委員」を置き、この委員の組織、任期その他必要な事項は、都道府県の条例で定めることになりましたので、今回これが条例を制定しようとするものであります。

次に議案第四十一号の北海道沿岸漁家経済振興促進助成条例の一部を改正する条例案及び議案第四十二号北海道漁家負債整理促進条例の一部を改正する条例案についてであります。本件は、漁家経済の現況に鑑み、沿岸漁家経済振興資金について従来の融資対象施設を拡大し、知事が特に必要と認めた施設をも融資対象に加えることができるようにして、漁業経営の改善に資するとともに、昭和三十一年四月二日以後に発生した固定化負債についても整理の対象とすることとして漁家負債の整理を促進し、すみやかに漁家経済の安定を図ろうとするものであります。

次に議案第四十三号北海道生業資金貸付条例についてであります。御承知のように、道における生業資金の貸付制度は、創設以来既に十一年を経過し、この間生活困窮者等の自立更生にすくなくなる機能を果して参つたのであります。が、本制度創設の後において、世帯更生資金、母子福祉資金、或いは婦人更生資金等同趣旨の諸制度が国の施策として確立され、また、市町村においてもこの種制度が漸次制度化して参る傾向も見られますので、これらの諸制度との関連も考慮いたしまして、国の施策と相まつて生活困窮におち入つた道民の経済的自立を一層助成し生活意欲の昂揚を図るため、従来の条例を全文改正し、制度の全面にわたつて合理化を図ろうとするものであります。

最後に議案第四十四号の北海道高齢者福祉年金条例を廃止する条例案について申し上げます。

本条例は、国の高齢者年金制度の確立を促進し、併せて敬老思想の昂揚と高齢者の福祉の向上を図る趣旨をもつて昨年制定せられたのであります。幸いに国民年金法の成立によつて、国の高齢者年金制度が確立され、来る十一月一日から実施せられることになり、本条例創設の意図は一応達せられるに至りましたので、

陳 情

文書 番号	件 名	陳 情 者	委 託 員 会	結 果 審 査
143	岩見沢市に道立職業訓練所設置の件	岩見沢市長 川村芳次	同	同
142	俱知安町に公共職業訓練所設置の件	同	商工労働	採 択
141	俱知安町に養老院設置の件	俱知安町長 高橋清吉	厚生	同
140	枝幸町の警部補派出所を警察署に昇格の件	枝幸町長 高田照	総 務	同
139	町村道尻別川右岸道路を道道に認定の件	俱知安町長 高橋清吉	同	同
118	農業試験場空知支場に園芸部門併置の件	岩見沢市長 川村芳次	農 務	継続審査
117	塩業整理強化に関する件	井華塩業株式会 取締役社長 福永年久	同	採 択
116	中小企業巡回相談事業継続実施の件	空知商工連絡協議 会会長 千田朝一	同	継続審査
115	北海道信用保証協会の保証料引下げの件	北海道市議会議長 斎藤忠雄	同	議決不要
114	中小企業設備合理化促進条例に基く道費貸付資金増額の件(外一件)	北海道市議会議長 斎藤忠雄	同	継続審査
113	国鉄貨物運賃暫定割引制度存続の件	北海道市長 原田与作	同	議決不要
112	本道における酒造牌拡大の件	北海道市長 小林三郎	商工労働	同
111	室蘭清水丘高等学校校舎改築並びに校地拡張の件	室蘭清水丘高 校校長 喜津信一	同	同
110	高等学校設置並びに施設拡充について要望の件	北海道市長 原田与作	文教林務	継続審査

この際本条例を廃止し、老齢者福祉の向上につきましては、別途総合的に検討の上措置することとしようとするものであります。なお本年度は、年度の中途でもありますので、とりあえず予算案において、老人クラブ等の施設に対し、助成措置を講ずることといたしております。

以上今議会提出案件の主なるものについて申し述べた次第であります。なお詳細につきましては、御質問に応じお答え申し上げますと存じますのでよろしく御審議の程をお願い申し上げます。

○十月一日 午後二時五十分開議、諸般の報告の後、日程第一意見案第一号（農産物検査に関する要望意見書）を議題に供し、本件は提案説明並びに委員会付託を省略の後異議なく原案のとおり可決、議事進行の都合によりあらかじめ会議時間を延長して、午後二時五十二分休憩、午後六時五分再開、諸般の報告の後、日程に追加し、意見案第二号（北海道における台風十四号及び十五号災害対策実施要望に関する意見書）を議題に供し、本件は提出者の説明並びに委員会付託を省略の後異議なく原案のとおり可決、次に議案審査のための休会について諮り、明十月二日より十月六日まで五日間休会することに決定して、午後六時四十七分散会。

○十月七日 午後零時四十五分開議、諸般の報告の後、日程に追加し、請願第八十七号ないし第九十二号、陳情第二百二十九号ないし第三百三十三号を一括議題に供し、本件は異議なく台風災害対策特別委員会に付託することに決定、次に日程第一議案第一号ないし第五十三号、報告第一号ないし第七号及び第九号を議題に供し、通告の代表質疑に入り、高田議員（社）より、①地方自治擁護の問題特に中央と直結する道政の基本的考え方、教育委員会法及び警察法の改正等諸般の制度改正並びに財政の国庫依存度が強くなつて来ていることは地方自治体に対する国家権力の圧迫を意味するものでないか、また知事は道民の先頭に立つて闘う決意がないか、②教育問題特に先に定山溪北海荘で行われ

133	132	131	130	129	128	127	126	125	124	123	122	121	120	119
望の件 本道における税制度特別措置要	余市町における台風十四号災害 対策の件	十四号台風による漁業災害対策 の件	十四号台風災害対策の件	台風十四号による江部乙町果樹 被害対策の件	江部乙町空知園芸試験地の道立 移管の件	哨火湾とど除対策の件	旭川市に道立肢体不自由児療育 施設設置の件	道苦小牧支笏湖線道路舗装工 事施行の件	恵庭町地内道費河川漁川及び島 松川災害復旧工事施行の件	洞爺村地内村道大原成香線の道 道認定の件	胆振支管内道管小規模土地改 良事業施行の件	雄武町興和部落開拓農家の再入 植転地の件	自作農維持創設資金の増枠確保 の件	乳牛経済検定事業育成強化の件
北海道青色申告会 連合会会長 高橋常雄	余市町本 角太郎	北海道漁業協同組 合連合会会長 安藤孝俊	北海道町村会長 兼輪早三郎	同	江部乙町長 高桑又一	蛇田町長 那須嘉市	旭川市長 前野与三吉	苦小牧市長 田中正太郎	恵庭町長 日中菊治	洞爺町長 上野衛	北海道土地改良 事業団連合会 支部長井上正則	紋別郡雄武町興和 代表後藤胤政	北海道農民貯蓄組 明合会会長 日儀一	北海道乳牛経済検 定組合連合会 嵯峨益蔵
総務 継続審査	同	同	同	同	農務 同	水産 同	厚生 継続審査	同	同	建設 同	同	同	農地開拓 同	同

た小学校教育課程改訂研究協議会受講者名簿の提出に関連して文部省の了解がなければ発表できないといっているがこれで教育委員会の自主性が保持されていると考えているか、教育行政執行の基本方針、教研協実施について教育長は教育委員会に対しどのようなことを助言したか、文部省と共催の研究会でも教育上プラスになるかマイナスになるかということが判断の基準になると思うがその考え方、警察出動要請の心境と今後の考え方、参加者に職務命令をもつて強行したことについて何らの抵抗も感じなかったか、知事は動評は実施すべきであるとか学校災害の復旧について文部省と相談の上云々といっているが教育委員会をはじめ各行政委員会は知事部局に転落してきているのではないか、③給与問題特に給料表の改訂に関する人事委員会の意見に関連して地域に即した給与改訂と考えているか、また実態に即した給与勧告をしなかったか、石炭手当の勧告について何故予算化しなかったか、人事委員会の勧告を尊重しない理由、④総合開発問題特に知事は北海道大減税及び農家負債整理問題について所信を述べているが六月議会以後どのような努力をし検討して来たか、また明年度予算にどのような具現していく考えか、減税資料の裏打ちはできたか、道税特に法人事業税の減税について検討する意思があるか、開発財政の制度的安定に対しいかなる手を打たれるか、その見通し、公共事業の補助負担問題について大蔵省は補助金を打切るといつているがこれに対していかに対処するか、農家負債整理の推進方法と農業金庫創設に対する考え方、第二次総合開発五カ年計画遂行の見通し及び第三次五カ年計画の構想とその策定時期、⑤財政問題特に財政の現況と今後の見通し、道税確保の見通し、競輪廃止の具体的スケジュール、十二月議会に追加を予想される経費の財源対策、三十三年度の義務教育国庫負担金の精算分が未計上の理由、明年度以降の財政増強方策、⑥産業経済問題特に農漁業中小企業に対する施策が一体性に欠けていないか、凶漁地帯における中小企業者の負債対策、最近におけるサンマの暴落に関連

148	147	146	145	144	143	142	141	140	139	138	137	136	135	134
帯広市所在十勝川架設の中島橋を永久橋に架換の件	帯広市大正町所在第二大川橋を永久橋に架換の件	砂川市及び歌志内市間市道北三号線道路を道道に認定の件	旭川市市道南八十七号線及び同九十三号線を道道に認定の件	函館市に総合職業訓練所設置の件	北檜山高等学校級増設の件	青果物規格付条例制定に対し要望の件	由仁町にてん菜加工場設置の件	旭川市に総合職業訓練所設置促進の件	日高地方昆布資源減産対策の件	留萌宗谷支庁管内練及び災害資金整理対策の件	本別町にてん菜糖工場設置の件	斜里町に道立馬鈴しよ原種農場設置の件	失対事業の副監督、副監督事務補助職の身分保障促進の件	北日本航空株式会社に対する出資の件
同	帯広市長 吉村 博	歌志内市長 加藤 正雄	旭川市長 前野 与三吉	函館市長 吉谷 一 次	北檜山町長 松谷 与 市	余市青果卸売組合 代表 小笠原 銀 藏	中南空知農林連盟 連絡協議会委員 井 英 一	旭川市長 前野 与三吉	門別漁業協同組合 長 矢 田 与之助	留萌宗谷管内練及び災害資金整理対策委員会委員長 菊地 朝 治	本別町長 矢野 貞 治	斜里町長 米沢 鶴 松	全北海道失業対策事業所職員労働組合 松倉 富 藏	北日本航空株式会社 社長 岡 文 夫
同	同	同	建 設	商工労働	文教林務	同	農 務	商工労働	同	水 産	同	農 務	同	商工労働
継続審査	同	採 択	継続審査	採 択	継続審査	不採 択	継続審査	採 択	同	同	同	同	継続審査	採 択

して水産物の価格安定対策が何ら樹立されていない理由、漁業人口の転換に関連して漁業振興委員会等を作つて抜本的対策を樹立する考え方、中小企業振興対策に関連して信用保証事業の拡充強化策及び再保証制度を国の機関をして樹立させる考え方、⑦社会福祉問題特に生活保護適用者の長期療養者に対する知事見舞金を予算化しなかつた理由、高齢者福祉年金廃止の理由及び肢体不自由児施設予算を計上しなかつた理由、生業資金貸付条例に関連して市町村が貸出す場合道はいくらでも出するか、⑧知事公約問題特に政策予算の過少に関連して前田中知事時代の予算の踏襲でないか、ゆがめられた道政を建直すといつたことと矛盾しないか、知事が代つてからどれだけ国から多くの金をもらつて来たか等について質疑、知事、教育委員長、教育長、民生部長より答弁、(あらかじめ会議時間を延長)高田議員(社)より再質疑二回、知事、総務部長、教育長より答弁があつて、午後三時二十二分休憩、午後四時二分再開、次に池田(信)議員(協)より、①財政問題特に道税三億二千万円の見積り過大に関連して法人事業税算定の基礎及び収入確保の見通し、遊飲税の増収内容、雑収入、税外収入の見通し、開発公共事業費の増加に伴う地方負担の問題についていかに対処する考えか、その見通し、三十五年度地方財政の財源不足に関連して道財政の見通し及び知事公約の履行に対する所信、②農漁業の育成振興と他産業の關係特に低位経済農漁家の所得が漸時下降し他産業との隔差が大きくなつて来ていることに関連して今後の対策と将来の見通し、農業基本法の構想が中央において打出されている現況下における道の準備体制及びこれの対処方針、③農業問題特に北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法の施行に関連して受入れ指導体制の強化対策、民間との協調連繫をどのようにして行ふかの考え方と所信、農家負債立法化の促進に対する考え方、農家負債整理のためにはどのような利率で据置期間をどのくらいにすればできるか、④開拓不振農家振興問題特に分村入殖に関連して経営基盤の確立及び負債の処理をど

163	162	161	160	159	158	157	156	155	154	153	152	151	150	149
保育所措置費増額の件	道立無料養老施設設置の件	青少年保護育成対策の件	保健婦の充足強化の件	肢体不自由児施設整備拡充の件	美瑛開拓農民の経済事業団体取扱要望の件	ソ連産助宗から輸入促進の件	台風十四号による果樹被害対策の件	砂川市の台風十四号による果樹被害対策の件	宗谷管内における台風十四号災害対策の件	帯広市所在道道川西芽室音更線改良工事施行の件	帯広市所在道道糠内芽室線改良工事施行の件	帯広市所在道道上札内常広線改良工事施行の件	帯広市所在道道八千代常広線改良工事施行の件	帯広市川西町所在戸蔭橋を永久橋に架換の件
同	同	同	同	北海道市議会議員 会長 藤 忠 雄	美瑛町農業協同組合 所屬開拓者 菊三郎	青森市水産加工振興協議会 会長 眞 吉	北海道果樹協会被 害対策委員長 赤 塚 未 吉	砂川市果樹組合 喜 多 重 雄	東利尻町長 植 木 久 栄	同	同	同	同	同
同	同	同	同	厚 生	農地開拓	水 産	同	同	台風十四号及び十五号災害対策特別委員会	同	同	同	同	同
同	継続審査	採 択	同	同	同	継続審査	同	同	同	同	同	同	採 択	同

のようにするか、道の現況に即した国の入殖政策を受入れる考え方、一般農協と開拓農協の事業調整問題に関連してその指導方針、農産物生産計画の樹立に関連してビート生産計画は他の豆類等の生産に影響を与えるがこれら転換農家に対する指導対策、果樹そまの生産振興育成対策に関連して地域の実情に即した恒久対策及び今次台風十四、十五号による被害対策、道食糧事務所検査官の検査拒否の争議問題が毎年恒例のように行われているが検査員の身分安定と欠員補充対策、⑤教育問題特に高等学校入学難緩和対策、市町村で負担能力のある町村は間口増を行つて入学難を緩和できるが負担能力のない所はできないので各地域によつてまちまちであるがこれは教育の機会均等に反しないか、学校費におけるPTA負担増加の実態をどのように認識し把握しているか、またこれの軽減対策と今後の見通し、養護教育の充実に関連して養護教員の養成計画とその考え方、養護教員不足の現況と将来の見通し、産業教育の振興方策に関連して漁業課程学級の施設整備対策、⑥機構改革問題特に今回の機構改革に伴う企画本部主幹の任務、各部との調整をどのようにするか、支庁への権限移譲は何時どのようなように行うか、支庁の整備統合に対する考え方等について質疑、知事、教育長より答弁があつて、午後五時二十五分延会。

○十月八日 午前十一時十分開議、諸般の報告の後、日程第一議案第一号ないし第五十三号、報告第一号ないし第七号及び第九号を議題に供し、代表質疑を続行、阿部議員（自民）より、①災害問題特に台風十四、十五号による被害対策に関連して罹災者の住宅対策の進捗状況、農漁業及び中小企業被災者の生業対策、公共土木施設災害の復旧対策、町村財政に及ぼした影響とこれに対する措置、十五号台風による内地各県の被害甚大のため本道の十四号対策についての悪影響はないか、中央折衝の交渉経過、②道政執行の基本態度特に今後の道政運営の基本方針、明年における道財政の見通し、北海道開発審議会に

179	178	177	176	175	174	173	172	171	170	169	168	167	166	165	164
道道塘路厚岸線の改良補修工事実施の件	津別町所在達堀川を河川法準河川に昇格の件	道道津別、陸別線道路整備促進の件	道上上里津別停車場線の道路改良並びに美都橋天神橋架換の件	道上北見津別線道路の改良並びに橋梁架換の件	道上上里津別停車場線津別市街地区舗装並びに側溝工事施行の件	厚田村地内古潭地区海岸護岸工事施行の件	厚田村地内特別河川白津狩川改修工事施行の件	道道月形厚田線改補修工事施行の件	道道密多布厚岸線改良工事並びに橋梁架換工事促進の件	十勝支庁に畜産課新設の件	農家負債整理対策促進の件	十勝管内における農家負債整理と農業金庫創設の件	十勝管内におけるてんさい耕作振興の件	引揚者国庫債券買上償還金の増額の件	北海道生業資金復活の件
標茶町長 幸次	同	同	同	同	津別町長 屋宏	同	同	厚田村長 寛道	浜中村長 己三	連勝地区農村連絡協議会委員長 成	北海道寒地農業確立対策促進連絡協議会委員長 鹿野恵一	同	連勝地区農村連絡協議会委員長 成	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	建設	同	同	同	農務	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	継続審査	採択	取り下げ	同	継続審査	採択

各種小委員会ができたが道との連繋はどのようになっているか、今後強力に働きかける考えがあるか、③産業経済問題特に農業経営の安定対策、農地の細分化と農家二、三男対策、不振地区営農振興の基本対策、パイロットファーム方式による開墾を今後取入れていく考えがあるか、④水産問題特に沿岸漁家振興対策に関連して水産資源の調査開発と浅海増殖による資源培養対策、漁家負債整理の立法化を図る要請する意思の有無、不振漁業協同組合の振興対策に関連して漁業協同組合の再建整備対策、⑤中小企業問題特に中小企業育成のため企業診断、相談、融資保証等が総合的に行わなければならないがこれに対する見解、企業合理化のためのこ入れ金融措置、中長期資金確保の決意、⑥綱紀肅正問題特に公費の不当支出、長期出張による事務の渋滞、架空出張等綱紀肅正に対する所見、人事の適正合理的な管理と勤評実施に対する見解、⑦教育問題特に先に定山溪北海荘で行われた小学校教育課程改訂研究協議会開催に関連して北教組との団交の経過、組合が出席者に公開質問状を出して圧力を加えたといわれているが事実かどうか、またこれに対する見解、道内伝達講習会の計画と実施をどのように考えているか、十月七日福島県において開催の中学校教育課程改訂研究協議会に予定どおり出席しなかつたことについてどのような措置をとるつもりか、出席参加の状況今後の教育行政推進の決意等について質疑、知事、副知事、教育長より答弁があつて、午後零時五十分休憩、午後二時三十分再開、次に一般質疑に入り、古沢議員（自民）より、①道行政機構の再配置と行政区域の再配分問題特に行政区域（支庁）の統合整備を考えているか、道営病院等民間事業を圧迫している地域と無医村地域とがへんばに存在しているが再配置の必要があるのではないか、道民の声を聞く機関の設置と拡充に対する考え方、②石炭工業振興対策特に水力による電力政策を転換して火力発電施設を設置する考え方、低品位炭利用方策に関連して工業振興委員会の活用と今後の運営方針、③行政効果について特に道が投資している会社

195	194	193	192	191	190	189	188	187	186	185	184	183	182	181	180
身体障害者雇用促進要望の件	恵庭町地内北島松地区附帯工事早期着工の件	島松演習場防災工事促進の件	北海道信用保証協会に対する道貸付金利息の免除又は引下げの件	道立小樽病院の存続及び施設充実の件（外一件）	道道美沢線美瑛町市街地丸山通舗装工事施行の件	小平村地内住吉中央線中央橋を永久橋に架替の件	浦河町に道立職業訓練所設置の件	北海道高等養護学校に対し助成の件	標茶町地内道路第子屈線及び標茶厚岸線の補装並びに下水工事実施の件	地方公務員退職金制度改正に伴う第一次試案に対し反対の件	日高管内に海藻実験場設置の件	札幌市における交通信号機設置並びに適正化の件	標茶町所在開拓農道補修の件	道道厚岸線標茶線改良工事实施の件	道道阿寒線標茶線改良事業実施の件
旭川市市議会議長 稲居精一	同	恵庭町長 田中菊治	北海道信用保証協会 会長 廣瀬經一	道立小樽病院入院 患者代表 宮下民治	美瑛町長 藤初吉	小平村長 辻貞胤	浦河町長 浜口光輝	北海道高等養護学 校設置者 落合定雄	標茶町長 高島幸次	北海道市健康保険 組合理事長 板垣武四	北海農業協同組合 組合長 藤兵治	札幌市議会議長 斎藤忠雄	同	同	同
厚生 同	同	農地開拓 同	商工労働 同	厚生 同	同	建設 同	同	同	建設 同	同	水産 同	総務 同	農地開拓 同	同	同

で自立可能な会社から他の会社に投資を振向けることが必要でないか、木糖工業のその後の操業状況、④航空事業の振興対策特に民間航空事業の育成対策、飛行場整備等経費のかかるものは地元負担は困難であるがこれに対する見通し及びその計画、⑤離島連の育成対策特に融資のあつせん等何らかの金融措置をしてやる考えがあるか、⑥私学振興問題特にその長期計画があるか、先に行われた学力テスト調査問題に関連してどのような規模で拒否が行われたか、道立苫小牧西校で教員が教室入口にビケを張つて公務の執行を妨害したような事実があつたと聞くが校長の管理責任はどうなるか、このような教育秩序維持に対する見解等について質疑（あらかじめ会議時間を延長）知事、教育長より答弁、次に宮沢議員（社）より、①本道における石炭産業の不況対策に関連して政府の出炭計画変更に伴う道総合開発第二次五カ年計画の一部変更に対する考え方、石炭の新規需要計画の作成に対する考え方、石炭不況対策特別委員会の設置についてのその後の経過、石炭不況による企業整備が大手に移っている実態を把握しているか、大和田炭鉱離職者対策その後の経過等について質疑、知事より答弁、宮沢議員（社）より再質疑二回、知事より答弁、次に井口議員（社）より、朝鮮人の北朝鮮帰国問題特に帰国案内の中の不当条項の改正に各自治団体が動いているが朝鮮人総連合会からこのような陳情を受けたか、また具体的に動く意思があるか、北海道に永く居住した者に対する慰問費の過少に関連して帰国者に対し思いやりがないのではないのか、国から来ている帰還業務に関する経費の額、札幌市中央署の警察官が朝総連の内部の者と提携して情報入手させている事実があるがその理由、情報をとつているのは誰の指示によるか、情報提供者に金品を出したり賛成したりしている事実があるがそのような費用は合法的にあるのかどうか、三月七日の大石議員（社）の帰還問題に対する答弁の中で帰国者の動向を知り私達の任務としたいといつているが私達の任務とは何か、帰国申請者を訪問してこれを阻止する言動がある

② 継続審査中のもの
請 願

文書 番号	件 名	委員 会託	結 果
6	道道幕別、西足寄線、並びに道道留辺藻、西足寄線を国道に編入要望の件	同	同
5	ニセコ観光道路早期完成の件	同	同
4	町道羽幌停車場通りを道道に昇格の件	建設	採 択
204	音別町地内町費河川尺別改修工事実施の件	同	同
203	音別町地内町費河川霧里川の改修工事実施の件	同	同
202	音別町地内町道二俣、霧里線の特殊改良工事実施の件	同	同
201	音別町地内町道尺別、尺別炭鉱線特殊改良工事実施の件	同	同
200	音別町地内道費河川音別川改修工事実施の件	同	同
199	音別町地内道道本流、音別停車場線改修工事実施の件	建設	継続審査
198	北海道労災会館設置の件	商工労働	採 択
197	道道池田停車場高島線及び平広の件	池田町長 金保	同
196	道道端稔線並びに大雪山層雲峽線舗装実現の件	同	建設

が不当な干渉でないか、帰国を妨害するものを排除するのが役目である警察官が帰国する者を刺激するような言動を振舞っていることに對する所見、このような末端の事実をどのように認識し判断をもっているか等について質疑、知事、道警本部警備部長より答弁、井口議員（社）より再質疑、知事、警備部長より答弁（一部答弁保留）があつて、午後四時二十二分延会。

○十月九日 午前十一時二十一分開議、日程第一議案第一号ないし第五十三号、報告第一号ないし第七号及び第九号を議題に供し、一般質疑を続行、昨日の井口議員（社）の質疑に對する答弁保留部分について道警本部警備部長より答弁、井口議員（社）より再質疑、警備部長より答弁、次に窪田（彦）議員（社）より、漁業問題特に北方漁業安全操業に對する基本的考え方に関連してソ連から北洋の捕獲漁船抑留費を請求されているか、オホーツク海鮭鱒流網漁業基地独航問題について明年実現するよう政府に働きかける意思の有無、沿岸漁家対策に関連して資源の維持培養対策、水産試験場の機能強化のための予算増額問題これに関連して試験費用の自賠等予算構成の再検討に對する考え方、加工技術向上のための水産加工研究所の設置に對する考え方、ほたて増殖事業に對する国庫補助復活に關する中央折衝の経過と今後の見通し、オホーツク結水地帯対策に関連して地域住民の副業問題及び各種工業の優先配置に對する考え方、ソ連からの水産物輸入の動きがあるがこれをどのように認識しに對処する考えかについて質疑、知事、水産部長より答弁、窪田議員より再質疑、知事より答弁があつて、午後零時二十六分休憩、午後一時四十八分再開、次に林（利）議員（自民）より、①三十五年度の固定資産税及び木材引取税の税率引下げに伴う減収補てん対策について政府に強く折衝する考えがあるか、②ばれいしよ及びばれいしよでんぶんの振興対策に関連してばれいしよの合理的生産計画と価格安定対策、優良品種改良の促進とでんぶんの価格引

35	旭川聾学校に高等部設置の件	文教林務	同
33	農家負債整理促進の件	農務	同
32	倶知安町地内町道南一線道路を道道認定の件	同	同
31	中札内地内道道清水大樹線道路拡幅並びに中札内橋架替の件	同	同
30	町村道音更川西部川沿道路を道道認定の件	同	同
29	音更町地内道道音更、新得線路面舗装並に側溝工事施行の件	建設	採択
26	精神薄弱者授産厚生施設設置の件	厚生	取り下げ
25	美深町地内町美深停車場線道道昇格の件	建設	同
24	失業対策事業高令者就労排除措置反対の件	商工労働	同
21	ニセコ道立公園道管チセハウス山の家観光道路補修工事施行の件	同	同
20	西興部村、興部町地内宇津原野道路中藻興部原野道路を道道に認定の件	同	同
18	納内市街街路道側溝新設の件	建設	同
14	留萌地域に水産試験船常置の件	水産	同
13	瀬棚町に道立職業訓練所設置の件	同	同
12	後志産業会館建設に對し道費助成の件	商工労働	同
11	留萌海域のいか資源調査実施の件	水産	同

下げ対策、合理化工場推進に対する指導方針等について質疑、知事より答弁、次に山下議員（社）より、①治山事業の促進対策に関連して治山事業の現況及び明年度予算編成の考え方、高率国庫補助引上げに対する具体策とその見通し、②治水砂防事業の現況とその対策、高率国庫補助引上げに対する対策とその見通し、③道立高校間口拡大に対する所見、間口狹隘の現況とその原因、市町村立高校の道立移管に関連して条件が酷に過ぎないか、へき地児童の保健対策、へき地学校における給食施設の整備対策とその考え方等について質疑（あらかじめ会議時間を延長）、知事、教育長より答弁、山下議員（社）より再質疑、知事、教育長より答弁、次に島本議員（社）より、①河川汚濁問題特にその具体的措置と指導方針、現在までの調査経過、専門機関を設置して行う意思の有無、係争事件に対する補償問題、②オホーツク災害等過年度災害に伴う市町村負担の軽減対策、③小樽における女子失対事業就労排除の問題に関連してこれを強行した理由、適格基準撤回の決意があるか、④道立小樽病院の廃止に関連して廃止の理由、公立病院の運営に対する基本的考え方について質疑、知事より答弁、島本議員（社）より再質疑、知事より答弁があつて、午後四時十八分休憩、午後四時五十三分再開、菅田委員（社）より、①水害対策特に九月六、七日の豪雨による河川堤防の改修対策に関連して恵庭町漁川、幌向川の改修が遅れている理由、河川はんらんによる被害農地の補償措置、②農業問題特に無灯火農耕地帯の解消対策、農家負債整理対策に関連して事務的に検討しているというがいかなる内容のものを検討しているか、その実施時期、立法化促進の決意、農業二十四団体の要望に対する具体的対策、農家経営のあり方に対する基本的考え方等について質疑、知事より答弁、菅田議員（社）より、再質疑二回、知事より答弁があつて、午後五時三十四分延会。

○十月十日 午後一時四十五分開議、諸般の報告の後、日程に追加し、

73	小樽市に精薄者更生援産施設設置の件	厚生	採扱
72	町村道妹背牛音江稲田線の道道認定の件	建設	議決不要
70	道漁業協同組合整備促進条例一部改正の件	水産	同
60	沼田町地内町道停車場通線を道道認定の件	同	同
59	北竜村地内道道増毛妹背牛線架設の恵信橋並びに巖橋架換工事施行の件	同	同
58	道道函館白尻森線中尾札部函館間道路開さく及び道道工事施行の件	同	採扱
56	後志管内町村に土木機械貸与の件	同	不採扱
53	鉄道岩内線建設工事早期着工の件	建設	同
49	後志地域内の通学者専用ジーゼルカー運行の件	同	同
48	後志支庁管内の林業改良指導員増員の件	同	同
46	羊蹄山治山事業促進の件	文教林務	同
45	水産技術制度強化の件	同	同
44	後志管内漁業安定対策推進の件	同	同
43	海難防止施設設置の件	水産	同
42	後志地域地下資源開発促進の件	商工労働	同
38	旭川市地内道道江丹別、旭川停車場線の拡幅改良及び橋梁整備の件	同	同
37	道道幌加内、旭川線の開さくと改良工事施行の件	建設	同

台風十四号及び十五号災害対策調査の件を議題とし、大島災害対策特別委員長（自民）より中間報告を行い、ついで日程第一議案第一号ないし第五十三号、報告第一号ないし第七号及び第九号を議題に供し、一般質疑を続行、樋口議員（自民）より、①総合開発第二次五カ年計画の畜産振興計画に関連する今後の畜産行政の進め方、道に畜産部を新設する考えはないか、②不振土地改良地区に対する対策、③道南地帯における針葉樹の入手難と木材需給対策、④凶漁対策としての国有林、道有林払下げの問題、⑤観光事業に対する知事の所信、観光行政に関する道の機構についての考え方等について質疑、知事より答弁、あらかじめ会議時間を延長の後、湯田議員（社）より、①住友赤平中学校生徒の原爆被災者慰問に対する公安調査官の思想調査の問題、②美唄警察署でバリケードまがいのバラ線をはりめぐらしたことに對する道警本部長の見解、③丹頂鶴の保護に伴う農作物の被害に對する対策、えぞ鹿の農家被害に對する補償対策、えぞ鹿の捕獲駆除の問題、④学童のいか釣出漁に對する知事並びに教育長の所信、学校給食の実施並びに冬季間の特別教育の実施に對する考え方等について質疑、知事、教育長、道警総務部長より答弁、次に山田議員（社）より、開拓問題特に不振開拓地の解消対策、開墾建設工事に對する道費補助増額についての考え方、酸性土壌土地改良に對する道費補助増額についての考え方、開拓農家負債整理の具体的対策、寒冷地畑作営農改善資金の貸付実施の問題、不振地区対策としての集団分村、移転の具体的実施方策、今後の入植計画、土地改良事業に對する全額国庫負担と補助率引上げに對する考え方等について質疑、知事、農地開拓部長より答弁、山田議員（社）より、再質疑二回、知事より答弁があつて、午後四時三十分延会。

○十月十二日 午前十一時二十二分開議、諸般の報告の後、日程に追加し、議案第五十四号ないし第六十五号を議題に供し、知事より提案説

陳情		文書		審議結果	
番号	件名	委員	会託	の審	結果
75	美瑛町地内道費河川宇莫別川改修工事施行の件	建	設	同	
76	留萌地域地下資源調査の件	商工労働	同		
13	教員旅費増額の件	文教林務	採	択	
15	道立小樽桜陽高等学校増築の件	同	議決不要		
16	地方教育研究に對し助成の件	同	採	択	
20	利尻町に失業対策事業実施の件	商工労働	同		
21	渡島、檜山支庁管内出稼援護相談所に對し補助金交付の件	同	同		
22	釧路市に對し中小企業設備合理化促進条例にもとずき金貸付の件	同	同		
23	中小企業相談所の強化拡充の件	同	同		
24	道道美沢美瑛線、松山美瑛線道路整備の件	建	設	同	
25	道道留寿都、狩太停車場線工事促進の件	同	同		
26	美瑛町地内道費河川辺別川改修工事促進の件	同	同		
30	日勝鉄道全線敷設工事促進の件	同	同		
32	空知管内中小企業相談所に對する助成強化の件	商工労働	同		
34	北海道図書館八雲分館移動図書館整備強化の件	文教林務	同		

明を聴取、次に議案第五十四号ないし第六十五号にあわせて日程第一の議案第一号ないし第五十三号、報告第一号ないし第七号及び第九号を議題に供し、一般質疑を続行、大島(仁)議員(社)より、①漁家負債整理問題特に道漁家負債整理条例に基づく償還期限を十カ年に延長する意思の有無及び資金枠を二十億に増やす考え方、国に対する立法化運動促進の方向と内容及び今後の方針、②中型機船底曳網漁業禁止区域拡大に関連して不法操業の実態と取締指導対策、宮城福島青森各県など道外船の不法操業に対する取締の措置状況、中型機船底曳網の新漁場開拓の見通し、③えび桁網漁業の試験調査に関連して今後の指導と許可方針、えび資源の全道分布状況、水産試験場における調査費の大幅増加等について質疑、知事、水産部長より答弁、大島(仁)議員(社)より再質疑二回、知事より答弁があつて、午後零時三十分休憩、午後一時五十八分再開、次に五藤議員(社)より、①木材の需給調整について特に大資本の本道進出に伴う木材需用の増加は原木の高とうを示し中小製材工業は倒産あるいは休業の状態になっているがこのような状態をいかに考えているか、原木市場価格の安定と弱小企業者の取扱方針、特売制度について中小企業者をどのように配慮してきたか、国との関連において具体的にどのようなようにして林業政策を推進する考えか、チップ工業の振興に関し中小企業と大企業とをどのようににして経済的且つ有機的に関連せしめるか、中小企業者の指導対策に関連して道立工業試験場との結びつきをどのように考えているか、またどのような機関を部内に設置する考えか、開発庁で計画の道工業業試験所を今後どのように発展させるか、工業、林業などの試験成果をどのようにして企業化する考えか、特に泥炭利用工業化対策とその見通し、②職業訓練所の整備拡充対策、特に農山漁村二、三男の転業対策に関連して地帯別工業開発計画の構想等について質疑、知事、林務部長より答弁、(あらかじめ会議時間を延長)次に千葉(大)議員(社)

92	沼田町所在道道昭和恵比島停車場線整備の件	同	同
91	沼田町地内町道改良工事に対し助成の件	同	同
90	沼田町字高穂共成地内道道士別線道路拡幅工事継続の件	同	同
89	道道利尻島環状線の維持補修の件	同	同
88	江部乙町道西裏通り線の一部を道道認定の件	建設	同
84	民有林の人工造林推進の件	文教林務	採択
81	釧路市に総合職業訓練所設置の件	商工労働	取り下げ
79	本道における視聴覚教育振興の件	文教林務	同
73	恵庭町道南二十四号線改良工事施行の件	同	同
72	恵庭町道漁川添線改良工事施行の件	同	同
71	道費河川漁川改修工事施行の件	同	同
67	留萌港整備促進の件	同	採択
66	留萌市道を道道に昇格の件	建設	不採択
51	点字図書館の増設並びに整備の件	文教林務	取り下げ
50	身体障害者職業訓練所の整備拡充の件	商工労働	同
36	農家負債整理促進の件	農務	同

より、①給与及び石炭手当増額問題特に先に道が中央に要望した石炭手当増額に関する傾斜配分実現の見通し、中級職員給与の中たるみ是正及び町村合併に伴う級地の不合理是正をどのように進めるか、またこれに伴う地方財政計画の見通し、道庁職員の定年制実施の有無②教育問題特に先に定山溪北海荘で行われた小学校教育課程改訂研究協議会開催に関連して知事は教育長が道議会議員の公務に関する面会及び受講者名簿の提出等議員の立法権調査権に基づく資料要求を拒否した行為をどうみるか、また議員の立法権調査権に関する地方自治法の精神をいかに理解しているか、教育長は今日でも面会拒否の行為を当然の行為と思っているか、現在の心境、第二回定例道議会において提出された受講者名簿の内容が修正されているが議決無視でないか、修正されたものであれば自発的に提出するのが正しい執行態度と思うがこれに対する所見、受講者の中に無資格者がいるが教育長はそのことを教育委員会に報告しているか、報告しているとするれば教育長の報告は正しいかどうか調べる気持があるか、また委員会を開き再検討する意思があるかどうか、第三回定例道議会で受講者名簿の提出を要求してもなお拒否するか、今回の講習会開催の責任者は誰か、文部省初等中等教育局長か、あるいは初等教育課長か、受講者名簿提出について文部省は拒否したというが初等中等教育局長と相談していないではないか、今後の伝達講習会実施計画に関連して開催日時、場所、人員、指導者、受講者案内の内容、開催に際し現場教師の協力を得てやる気持があるか、予算議決執行の責任を果す決意があるか、福島県における中学校教育課程研究協議会の出席者が当初の計画どおり出席していないのは議決無視でないか、警察官の出動要請書に教育長の私印が押されているが公文書といえるか、また北海荘旅館主も正式な代表者でないではないか、肩書きがあるから書面だけで旅館主と認定したのか、あるいは旅館に行つて確かめからそのように扱つたものか、旅館主は要請の事実はないといっているが手続上充分な措置をとつたと思つて

③ 更に継続審査されるもの

請 願

文書 番号	件 名	委員会名
39	豊富町漁業協同組合借入に係る農林漁業資金の損失補償に対する財政措置の件	水 産
36	白樺新学園帯広商工高等学校創設認可の件	文教林務
34	道立農業試験場上川支場畑作課の施設拡充の件	農 務
22	町道下川サンル線並びに幌内下川線を道道に昇格の件	同
19	道道多度志納内停車場線改良工事施行の件	建 設
10	道立農業試験場十勝支場整備拡充の件	農 務
7	市立北海道芦別啓南高等学校道立移管の件	文教林務

109	石炭産業恒久対策の件	商工労働	議決不要
107	音江村地内道道神納内深線中納内橋橋面補装工事施行の件	同	同
106	音江村地内道道旭川芦別線中増田地先橋の架替工事施行の件	建 設	同
102	漁業協同組合整備特別措置法立法化の件	同	同
101	水産業改良助長法立法化の件	同	同
94	噴火湾におけるとらふ除の件	水 産	同

いるか、またこのような重要な文書の取扱いについて軽率であつたと考へているか、道警本部のこの種文書はどのように取扱われたか、取扱ひ規程はどうなつてゐるか、警察要請について警察から相談を持ちかけた事実がないか、定山溪における警察官の行動について警察法第二条の精神に基づいた行為であつたと思うか、また法の精神に基づく行動をとるような指導をどのように実施されているかについて質疑、知事、人事委員会委員長、教育委員長、公安委員長、道警本部長より答弁、千葉(大)議員(社)より再質疑二回、知事、教育委員長、教育長、道警本部長より答弁があつて、午後四時十五分休憩、午後七時四十二分再開、次に渡辺議員(社)より、①社会福祉問題特に老令者福祉年金の廃止に関連してその理由、福祉行政に対する基本的考え方、老人クラブ設置費補助金に関連して寺または個人宅で行つてゐるこれら施設に公的機関より補助金を支出することには疑義があるがこれに対する見解、これら既設クラブの実態をどのように認識してゐるか、公的医療機関の整備、保健所整備計画に関連して医療機関の適切な配置計画及び公的医療給付に対する基本的考え方、小樽道立病院廃止の理由、民間社会福祉事業推進の具体的計画等について質疑、知事より答弁、渡辺議員(社)より再質疑二回、知事より答弁、次に佐野議員(社)より、①北見地区のビート原料集荷調整問題特に日甜美幌工場と芝糖北見工場の集荷について現地農民の間で混乱が起きているがこのような事態に對しいかに対処する考へか、また今春三月通達した行政措置を今秋九月全く逆の措置に変更した理由、昭和三十四年度でん菜生産振興計画、北見でん菜地域調整委員会の会議の内容、でん菜耕作現地調査の経過、今後のでん菜行政のあり方に対する所見等について質疑、知事より答弁、佐野議員(社)より再質疑二回、知事より答弁があつて、通告の質疑は終結、ついで大石議員(社)より、日程第一のうち予算に関連する議案第一号ないし第二十二号、第二十六号、第二十七号、第五十四号ないし第五十八号、第六十号、報告第四号及

40	畑作農産物価格安定対策の件	農務
41	後志支庁管内の農畜産安定対策の件	同
47	ニセコ道立自然公園及び積丹半島小樽海岸を国定公園指定の件	文教林務
50	黒松内町島牧村地内月越地区開発促進の件	農地開拓
51	後志管内開発事業促進の件	同
52	後志管内総合土地改良事業促進の件	同
54	後志支庁管内道路整備促進の件	建設
55	後志支庁管内河川整備及び海岸保全事業促進の件	同
57	沼田町字北竜一北竜村字奥美葉牛間道路新設の件	同
61	小清水市街地弟子屈町川湯間観光道路整備拡充の件	同
62	滝川工業高等学校校舎改築並びに機械課程及び建築課程増設の件	文教林務
63	亜麻耕作振興の件	農務
64	麦基準収量の適正化に関する件	同
65	士別市地内仲線川を道費河川に認定の件	建設
66	士別市地内銀川を道費河川に認定の件	同
67	士別市地内多寄間川を道費河川に認定の件	同

び第五号の各案件は、なお慎重審査の必要があると認められるので、十七名からなる予算特別委員会を設置しそれらの議案を付託せられたい旨の動議を提出、賛成あつて動議成立、これを諮つて異議なくそのことに決し、直ちに次の委員の選任を決定して関係議案を付託した。

池田 穰 (自民) 渡 辺 浩 (社)
岡 嶋 保二郎 (自民) 橋 本 正 誉 (社)
高 橋 賢 一 (自民) 五 藤 義 正 (社)
奈良 敬 藏 (自民) 伊 藤 作 一 (自民)
古 沢 泰 一 (自民) 藤 枝 義 見 (自民)
佐 野 法 幸 (社) 阿 部 英 一 (自民)
窪 田 茂 人 (社) 杉 本 英 一 (自民)
山 田 勲 (社) 秋 山 孝 太 郎 (協)
千葉 大 作 (社)

次に残余のうち議案第二十三号、第二十八号、第三十二号、第三十五号、第三十六号、第三十八号ないし第四十号、第四十八号ないし第五十二号、第五十九号、報告第一号、第二号及び第六号は総務委員会に、議案第二十四号及び報告第九号は商工労働委員会に、議案第二十五号、第六十一号、第六十二号は農務委員会に、議案第三十三号、第三十四号、第三十七号及び報告第三号は文教林務委員会に、議案第四十一号及び第四十二号は水産委員会に、議案第四十三号ないし第四十六号は厚生委員会に、議案第四十七号ないし第五十三号、第六十三号ないし第六十五号及び報告第七号は建設委員会にそれぞれ付託して、一旦休憩の後、午後十一時五十二分再開、諸般の報告の後、日程に追加し、議案第五十四号ないし第五十八号及び第六十号(災害関係)を議題に供し、秋山予算特別委員長より委員会における審査の経過並びに結果について報告の後、異議なく原案のとおり可決して、午後十一時五十七分散会。

文書 番号	陳 情	件 名	委員会名
68	士別市地内大牛別川(五線支流)を道費河川に認定の件	同	同
69	士別市温根別川(北十七線支流)を道費河川に認定の件	同	同
71	帯広畜産大学に草地農産短期大学部設置に対し助成の件	同	総務
74	道産馬鈴薯生産販売対策の件	同	農務
77	畑作農産物価格安定の件	同	同
1	大成村地内上浦漁港簡易工事費増額の件	水産	同
2	大成村地内太田漁港拡張工事施行の件	同	同
3	大成村地内久遠港継続工事促進の件	同	同
4	大成村地内宮野漁港修築工事施行の件	同	同
5	大成村地内長哉港を漁港整備計画に編入促進の件	同	同
6	道立水産試験根室支場整備拡充の件	同	同
7	漁港維持補修費増額並びに地元負担金軽減の件	同	同
8	宗谷海域における浅海増殖事業補助前渡制度実施の件	同	同
9	宗谷海域における昆布発生減少の原因調査の件	同	同

知事説明要旨

只今議題となりました台風十四号及び十五号災害対策関係追加予算案その他の案件につきまして、その概要を御説明申し上げます。

先ず最初に予算案について申し上げます。

今次災害による被害の状況につきましては、さきに御報告申し上げたところでありましたが、これが対策の緊急性に鑑み、道といたしましては既にお手許に配付いたしました要望書のとおり、議員各位の御協力のもとに、それぞれ関係方面に強力な要請を続けている次第でございます。目下の段階におきましては、一部実現の見通しを得たものもございますが、なお全般的には、国の立法措置等に俟たなければならぬものもございますので、これらのすべてについて具体化をみるまでには、なお若干の時日を要する見通しにあります。

然しながら事業の性質上、また本道の気象条件等からみても、早急に復旧事業に着手する必要がありますので、今回とりあえず当面緊急を要する経費について予算化を図り、事態収拾に遺憾なきを期することとしたのであります。なお、爾余の問題につきましては、その見通しを得次第逐次迅速に処理いたして参りたいと存じておりますので、この点御諒承をいただきたいと存ずる次第でございます。

なお、今回予算化いたしました内容について申し上げますと、先ず普通会計では、

民生安定関係経費といたしまして、
 生業資金貸付事業費 五百万円
 世帯更生資金貸付事業補助金 一千五百六十万円
 災害救助費 三千百三十九万円
 を計いたしました。

次に、災害復旧土木事業関係経費につきましては、とりあえずの措置をいたしますため応急復旧経費として、

災害土木復旧費 一億九千九百万円
 港湾災害復旧費 八千八百五十万円
 を見込み、

48	身体障害者更生援護施設の整備拡張の件	厚生
45	園芸農業振興対策樹立の件（外一件）	同
44	低位経済農漁家対策として中小家畜振興の件	同
42	農業倉庫建設助成の件	同
41	耕土改良事業推進の件	同
40	酪農安定対策確立の件	同
39	甜菜耕作奨励対策の件	同
38	でん粉の価格安定対策の件	同
37	豆類の価格安定対策の件	農務
35	盲人に安全杖無償交付の件	厚生
31	北海道商工会連合会に対する助成並びに指導体制確定の件	商工労働
29	保育所措置費に対する道費助成の件	厚生
27	利尻島に農業改良普及所新設の件	農務
19	小樽市に道立肢体不自由児養護学校設置の件	同
12	道立肢体不自由児養護学校設置の件	文教林務
10	水産物流通調整事業実施要綱一部改定の件	同

また、産業経済関係経費としては、

治山事業費 一千六百五十五万円

耕地災害復旧費 五百六十万円

島松演習場防災事業費 三十二万円

の外、被害漁業者に対する経営資金として、北海道信用漁業協同組合連合会が融通する五千万円に対し道が利子補給することとし、これが経費八十七万円を計上いたしました。

なお、この外

文教施設災害復旧費 百五十万円

学校給食関係経費 八十八万円

道有建造物災害復旧費 四百九十一万円

災害特別委員会活動費 百五十万円

病院会計繰出金 四十万円

災害対策諸費 四百五十万円

を計上いたし、当面必要とする災害対策に遺憾のないようにいたした次第でございます。

これにより、今次の災害対策関係経費としての一一般会計における歳出規模は、合計三億七千六百五十四万円と相成る次第でございます。

これに見合う財源といたしましては、

国庫支出金 二億二千九百六十七万円

道債 九千七百万円

地方交付税 四千九百八十七万円

計 三億七千六百五十四万円

を見込み、収支の均衡を保持した次第でございます。

次に特別会計におきましては、

道病院費会計において 四十万円

松前並びに江差病院災害復旧費

道有林野事業費会計において 五十万円

庁舎並びに公宅修繕費 三百万円

林道維持補修費

49	身体障害者住宅増設の件	同
52	身体障害者の事業税機動車税減免の件	総務
53	盲人の事業税免税額引上げの件	同
57	北海道庁所蔵の旧記録書を北海道図書館に移管の件	同
58	浮浪者更正施設設置の件	厚生
60	甜菜糖工場建設計画再検討の件	農務
61	富良野町に甜菜製糖工場新設の件	同
63	農産物自主協販体制に対し業界等保護育成の件	商工労働
64	清水町に甜菜製糖工場設置の件	農務
69	留萌市副港橋を永久橋に架替の件	建設
70	由仁町に芝浦甜菜精糖工場設置の件	農務
74	芽室町に名古屋甜菜精糖工場設置の件	同
78	道立農業試験場北見支場に農業研修所設置に対し助成の件	同
80	農頃村地内小川を道費河川に認定及び改修工事施行の件	建設
82	石狩町志美地区かんばい事業収拾対策の件	農地開拓
86	農業改良普及事業整備強化の件	農務

計

三百五十万円

を、それぞれ繰入金並びに繰越金を見合いとして計上いたしましたものでございます。

以上が今回措置いたしました災害対策予算案の概要であります。

次に、附属議案の主なるものについて申し上げます。

先ず、議案第六十号の昭和三十四年台風十四号及び十五号による本道の被害漁業者に対する緊急資金の融通に伴う利子補給に関する予算外義務負担の件についてであります。本件は、前にも申し上げましたが、今次災害による被害漁業者に対し、北海道信用漁業協同組合連合会が経営資金の融通をいたした場合、これに対し道が利子補給をするために予算外義務負担の議決を得ようとするものであります。

次に議案第六十一号の北海道青果物格付条例案についてであります。本件は、道内で生産された野菜類及び果実類のうち、主なるものを指定して青果物の規格を制定し、これに基づく格付を普及させることによつて、青果物の品質の改善並びにその取引の公正かつ円滑化を図りますためこの条例を制定しようとするものであります。

次に議案第六十二号の北海道農産物検査条例の一部を改正する条例案についてであります。本件は、北海道青果物格付条例の制定に関連して、りんご及び玉ねぎについては、道の農産物検査から除外するため、この条例を制定しようとするものであります。

次に議案第六十三号乃至議案第六十五号の工事請負契約の締結に関する件につきましては、先般火災により焼失いたしました江別、岩見沢西及び釧路工業の各高等学校の災害復旧工事に関する請負契約の締結について、条例の規定の定めるところにより、議会の議決を得ようとするものでございます。

以上追加提出案件の主なるものについて申し述べた次第でございますが、詳細につきましては、御質問に応じ、お答え申し上げますのでよろしく御審議の程をお願い申し上げます。

108	胆振東部地区開拓地冷害対策樹立の件	農地開拓
105	留萌管内鯉着業並びに五月災害資金整理対策の件	水産
100	農村青少年クラブ活動拡充強化の件	農務
99	広尾町国保直診療病院建設に対し助成の件	厚生
97	甜菜耕作の振興及び甜菜精糖工場新設の件	農務
95	天売島ゴメ岬に灯台新設の件	水産
93	農協教育会館建設に対し助成の件	同
87	浦幌町に大阪甜菜精糖工場設置の件	同

予算特別委員長報告

私は、本日設置せられました予算特別委員会の委員長といたしまして、本委員会に付託せられました案件のうち、議案第五十四号ないし第五十八号及び第六十号の六件につきまして、その審査経過並びに、その結果について御報告申し上げます。

委員会は、設置されますや直ちに正副委員長の互選を行い、さらに付託案件審査の方法について協議いたしました結果、その案件中、特に本日上提されました今次台風十四号及び十五号災害関係追加予算案及びこれに関連するその他の案件については、その対策の緊急性に鑑み、すみやかに結論を得てその執行に支障のないようにいたすべきであるとの見地に立つて他の予算関係議案から、これを切り離し、一括先議することを決め、審議の結果、ここに御報告することに相成つた次第であります。

御承知のとおり、関係議案の内容は、災害救助費をはじめとし、生業資金貸付事業費、世帯更生資金貸付事業補助金、災害土木復旧費、港湾災害復旧費、治山事業耕地災害復旧費、その他、文教施設、道有建造物の復旧費等、総額三億七千六百五十四万円にのぼる普通、特別両会計の追加予算と、これに関連する起債並びに被害漁民に対する緊急資金の融通に伴う利子補給に関する予算外義務負担等の案件でありまして、これ等は、いずれも当面緊急を要する事項について、措置を講じもつて事態の收拾に遺憾なきを則せんとするものであり、万場一致各案件を原案のとおり決定いたしました次第であります。

以上簡潔ではございますが、本委員会付託議案中、急施を要する災害関係各案件に対する審査の経過及び結果の報告を終わります。

○十月十三日 午後二時五十一分開議、諸般の報告の後、あらかじめ会議時間を延長して日程に入り、**日程第一請願第九号及び陳情第百五十四号並びに第百五十五号**を議題に供し、本件は台風十四号及び十五号災害対策特別委員会に付託することに決定、議事進行の都合により午後二時五十二分休憩、午後十一時二十一分再開、諸般の報告の後、高田議員(社)より、議事進行について発言を求め、議長(副議長代行)発言の許可を与えた後、高田議員(社)より議案第九号(昭和三十四年度北海道自転車競技費歳入歳出追加予算)を一般予算案と切離して中間報告のみで審議するのは反対である旨の発言があり、議長より、議場喧騒のためよく聞きとれなかつたので再度発言を要求、高田議員(社)より、発言があつた後議長より各派交渉会の決定どおり**議案第九号を日程に追加して議題に供し**(このとき社会党議員全員退場)、秋山予算特別委員長より委員会における審査の経過並びに結果について報告の後起立の方法による採決に入り起立、全員で委員長報告のとおり原案可決に決定、午後十一時三十六分休憩、午後十一時四十分再開、次に予算案その他付託案件審査のための休会について諮り、十月十四日より二十日まで七日間休会することに決定、午後十一時四十一分散

会。

予算特別委員長報告

私は、予算特別委員会の委員長といたしまして、本委員会に付託されました案件のうち、議案第九号、昭和三十四年度北海道自転車競技費歳入歳出追加予算につきまして、その審査の結果について御報告を申し上げます。

御承知のとおり、本件は、来たる十七日から道営札幌競輪を開催することに伴い、既定経費のワク内において実施することが不可能となつたため、その必要経費について措置を行わんとするもので、時期的にも、きわめてすみやかに結論を得て、その執行に支障のないようにいたすべきであるとの見地に立ち、他の予算関係議案からこれを切り離し、先議の上、本日の本会議に報告することを決し、慎重審議の結果、ここに御報告することに相なつた次第であります。

その過程におきましては、まず、これを先議し、本日の本会議に報告すべしとの動議をめぐつて意見が対立し、質疑討論の後、起立採決をもつて、先議することと決し、引き続き、本議案に対する審議に入つた次第であります。質疑におきましては、知事の先の本会議における自転車競技に対する考え方と、商工部長の今後のこれに対処せんとする考え方、年度当初における自転車競技関係計画の内容、年内の計画不執行の場合の選手補償問題、及び繰入金等、道費の歳入に及ぼす影響並びに選手のスケジュール等、次回に及ぼす問題等々について質疑応答がなされ、質疑終結の後採決の結果、出席委員全部の賛成をもつて、原案のとおりこれを決した次第であります。

以上申し上げまして、私の報告を終わります。

○十月二十一日 午後二時七分開議、諸般の報告の後、**日程第一陳情第百五十六号**を議題に供し、本件は直ちに台風十四号及び十五号災害対策特別委員会に付託、次に**日程第二会期延長の件**を議題に供し、議事進行の都合により会期を十月二十二日より十月二十七日まで六日間延長することについて諮り、異議なくそのことに決定、次に予算案その

他付託案件審査のための休会について諮り、明十月二十二日より二十四日まで休会することに決定して、午後二時十分散会。

○十月二十六日 午後二時五十三分開議、諸般の報告の後、あらかじめ会議時間を延長して日程に入り、**日程第一議案第六十六号及び第六十七号**を議題に供し、知事より提案説明を聴取、本件は質疑の通告がなく直ちに議案第六十六号は商工労働委員会に、議案第六十七号は予算特別委員会に併託、次に**日程に追加し会期延長の件**を議題に供し、会期を十月二十九日まで二日間延長することに決定、次に付託案件審査のための休会について諮り、十月二十七日は休会することに決定、午後二時五十八分散会。

知事説明要旨

只今議題となりました案件についてその概要を御説明申し上げます。

先ず議案第六十六号の北日本航空株式会社に對する出資及びこれに伴う予算外義務負担に関する件について申し上げます。

北日本航空株式会社は、昭和二十八年六月道内民間航空事業会社として設立され、今日に至っておりますが、この間におきまして道は、これが育成強化のため一千五百万円を出資いたしましたのでございますが、今回当会社が事業の拡充を図るため一億円程度の増資を計画いたしておりますので、道は、これに協力することとし、本年度において更に二千万円を出資いたそうとするものでございます。

次に議案第六十七号の昭和三十四年度北海道地方競馬費歳入歳出追加予算について申し上げます。

本年度における北海道地方競馬の開催は、当初の計画に従い運営して参つたのでありますが、最近における勝馬投票券の売上が予想以上に上昇したため既決予算では本年度計画回数の開催に不足を来すことになりましたので、今後の開催分に係る所要の額について追加措置を講じようとするものでございます。

よろしく御審議の程をお願い申し上げます。

○十月二十八日 午後二時五十四分開議、あらかじめ会議時間を延長、諸般の報告の後、**日程第一議案第二十三号、第二十五号、第二十八号ないし第四十号、第四十七号ないし第五十三号、第五十九号、第六十一号ないし第六十五号、報告第一号ないし第三号、第六号及び第七号**を議題に供し、沖野総務委員長（自民）より、議案第二十三号、第二十八号ないし第三十二号、第三十五号、第三十六号、第三十八号ないし第四十号、第四十八号ないし第五十二号、第五十九号、報告第一号、第二号及び第六号について、二瓶農務委員長（協）より、議案第二十五号、第六十一号及び第六十二号について、大沢文教林務委員長（自民）より、議案第三十三号、第三十四号、第三十七号及び報告第三号について、伊藤（弘）建設委員長（自民）より、議案第四十七号、第五十三号、第六十三号ないし第六十五号及び報告第七号についてそれぞれ委員会における審査の経過並びに結果について報告の後、異議なく委員長報告のとおり議案第四十九号、第六十三号ないし第六十五号は同意議決、報告第一号ないし第三号、第六号及び第七号は承認議決、その他の議案はいずれも原案可決に決定して、午後三時二十二分散会。

○十月二十九日 午後二時五十分開議、諸般の報告の後、議事進行の都合によりあらかじめ会議時間を延長して、午後二時五十一分休憩、午後六時五十四分再開、諸般の報告の後、**日程第一議案第一号ないし第八号、第十号ないし第二十二号、第二十六号、第二十七号、第六十七号、報告第四号及び第五号**を議題に供し、秋山予算特別委員長（協）より、委員会における審査の経過並びに結果について報告の後、異議なく委員長報告のとおり議案については原案可決、報告については承認議決とすることに決定、次に**日程第二議案第二十四号、第四十一号ないし第四十六号、第六十六号及び報告第九号**を議題に供し、大久保商工労働委員長（自民）より、議案第二十四号、第六十六号及び報告第九号について、麻里水産委員長（自民）より、議案第四十一号及

が第四十二号について、福島厚生委員長（自民）より、議案第四十三号ないし第四十六号についてそれぞれ委員会における審査の経過並びに結果について報告の後、異議なく委員長報告のとおり議案については原案可決、報告については認定議決とすることに決定、次に日程第三議案第六十八号及び第六十九号を議題に供し、知事より提案説明を聴取の後、本件は委員会付託を省略して異議なく原案のとおり同意議決、次に日程第四意見案第三号ないし第十四号を議題に供し、本件は提出者の説明並びに委員会付託を省略の後、異議なく原案のとおり可決、次に日程第五請願・陳情審査の件を議題に供し、本件は委員長報告を省略し、委員会決定のとおり異議なく決定、次に閉会中請願・陳情継続審査の件及び閉会中事務継続調査の件を議題に供し、本件は委員長より申し出のとおり閉会中継続審査または調査を付託することに決定、以上をもつて付託案件の全部を議了、徳中議長より閉会の挨拶があつて、午後七時四十七分閉会。

知事説明要旨

只今議題となりました案件について、その概要を御説明申し上げます。
先ず議案第六十八号の北海道教育委員選任につき同意を求める件について御座います。

本件は、前任者安延三樹太君の任期満了に伴う退任によりまして目下欠員中で御座いますので、この後任者として

川村 秀 雄君を
適任と認め、ここに選任いたそうとするもので御座います。

次に議案第六十九号の北海道土地収用委員会委員及び予備委員の選任につき同意を求める件について御座いますが、本件は、目下欠員中の

委員に
田中 彦 敏君を
予備委員に
若森 倫次郎君を

それぞれ適任と認め、選任いたそうとするものであります。
よろしく御審議の程をお願い申し上げます。

予算特別委員長報告

私は、予算特別委員会の委員長といたしまして、本委員会におきます付託案件の審査経過並びにその結果について御報告申し上げます。

本委員会に当初付託されました案件は、三十二件であります。このうち九月台風災害に關しまする議案第五十四号ないし第五十八号及び第六十号の六件及び競輪関係の議案第九号の都合七件は過日それぞれ御報告申し上げましたので、今回御報告申し上げますのは、その残余の議案即ち議案第一号ないし第八号、第十号ないし第二十二号、第二十六号、第二十七号、報告第四号及び第五号の二十五件と十月二十六日追加併託されました議案第六十七号の都合二十六件についてであります。

先ずこれらの議案のうち十月二十六日追加併託されました議案を除く二十五件につきましては、十月十四日より審議に入りその方法といたしましては、各案件を各部所管ごとに分ち逐次質疑を行うこととして一応の日程を定め審議いたしましたのでありますが、その過程におきまして今次予算の性格と、知事公約等を廻ぐる諸問題、追加議案併託等の事情もあり一部日程を変更いたしましたのであります。

即ち審議の過程を申し上げますと十四日には商工部所管、十五日には民生部及び衛生部所管、十六日は土木部、建築部及び林務部所管、十七日は労働部及び農地開拓部所管、十九日は農地開拓部所管の統行、二十日は農地開拓部所管の統行及び農務部、水産部所管、二十一日は水産部所管の統行及び公安委員会所管、二十二日は公安委員会所管の統行、二十三日は公安委員会所管の統行及び教育委員会所管、二十四日は教育委員会所管の統行、二十六日及び二十七日は追加併託されました議案第六十七号を含め総務部所管及び総括質疑と都合十二日間にわたり質疑が行われた次第であります。

御承知のとおり今回付託されました案件は、前議会以後未措置の義務的経費及び時期的関係から特に予算化を必要とするもの、国庫支出金、その他特定収入を伴う経費等を中心に災害等特別の事由により緊急必要とする経費について措置し

よとする普通会計及び各特別会計の総額二十二億四千百余万円にのぼる追加更正予算と、これに付随する起債並びに中小企業維持振興、農家経営安定対策に必要な出資、予算外義務負担等々いづれも重要な案件であります。

従いまして、現下の経済事情に対処してこれらの議案の内容については勿論、道民福祉の増進等道政上の緊急なる諸問題及び最近注目を浴びた教育課程研究協議会開催をめぐる諸問題について、委員各位と理事者側の間に終始熱心なる論議がかわされた次第であります。この間、委員各位におかれては、時には深更に及ぶこと数度異常なる努力をもつて、連日慎重かつ御熱心なる審議に当られた次第でありまして、その御労苦に対しましては、深謝なる敬意を表するものであります。

今ここに、各部所管の質疑を通じ、その論議されました主なる点を申し上げます。

まず商工部所管におきましては、

石炭界不況に対応する消流指導対策、賃金未払対策及び総合対策として石炭不況対策特別審議会設置の見解。競輪運営に対する知事発言と関連し競輪開催の目的と今後の運営に対する見解。商工会議所及び中小企業相談所と商工会の関係並びに商工会法案に対する道内情勢と中小企業指導対策。滞貨輸送の促進対策と関連して、貨物運賃割引制度撤廃に対する折衝経過と見通しの問題。対岸貿易促進対策と、その現状並びに昆布の輸出対策。外航船の道内港湾寄港の対策と関連して留萌港指定取消しに対する指導対策。地下資源開発調査の現状と年次計画。香港貿易事務所の活動状況と今後の運営方針。道内木工業振興のため木工展等に対する指導奨励対策。凶作、凶漁地帯における中小企業者の負債整理対策等の諸問題。

民生部所管におきましては

生業資金予算枠を措置して貸出限度額を上げた理由。老令者福祉年金条例廃止の理由並びに国民年金法に基づく老令年金で制限条項に該当する者に対する扱いの問題。養老施設の増設及び施設充実対策。福祉事務所における有資格職員の増員等機構の充実並びに地区民生委員の報酬引上げに対する見解。長期結核療養者に対する冬期見舞金の増額措置。低所得者に対する低家賃住宅建設に対する関係部の連絡とこれが推進対策。精薄者収容施設に対する中央の五カ年計画とこれに対応する年次計画の樹立対策等の諸問題。

衛生部所管におきましては、

道立医療機関の整備拡充対策。保健所整備四カ年計画の進捗状況と、保健所運営強化に関連する運営協議会の指導対策。けい肺病、その他、化学関係業種従業員の職業病に対する予防治療等指導対策。水質汚濁に対する調査とこれが対策等の諸問題。

土木部所管におきましては、

道路整備五カ年計画に対する附随する道々整備計画。道内中小土建業者育成問題に関連し、業者指名の方法と地域的考慮に対する指導方針。土木行政の合理的推進に関連し土木現業所と支庁の連絡調整対策。電源開発に伴う河川の保護管理に対する対策。河川水質汚濁に対する指導対策の確立。道路上の構造物に対する管理、許可の指導対策等の諸問題。

建築部所管におきましては、

学校火災等に対する保全調査及び改修計画。公営住宅法の改正に伴う借家人に対する住宅斡旋の方法及び敷金の取扱い。住宅不足に対する年次計画の検討、とくに低所得者に対する住宅対策推進等の諸問題。

林務部所管におきましては、

林力増強五カ年計画の実行対策と水源林の涵養及び森林資源の培養対策、分収造林特別措置法にもとづく造林事業の推進。学校植林の振興と緑化運動の推進。治山事業に対する政府の措置と実行態勢の現況。砂防林造成計画と経済効果並びに民有保安林の保障制度。道南ブナ材の活用対策とチップ工業の育成指導。農地と林地の競合並びに造地造反に対する林地の開放。国立、道立自然公園の山岳地帯における施設、動植物の維持管理等の諸問題。

労働部所管におきましては、

石炭不況に伴う労使間紛争の調停、離職者の鉱工業開発工事への吸収、職業訓練石炭関係離職者対策及びこれに伴う必要事項の法制化に対する見解。職業訓練所に関し科目増設の具体的内容と産業開発との関係及び卒業者受入体制に対する指導対策。身体障害者の雇傭と失業状況及び身体障害者職業更生週間の成果。中小企業関係労働者の動向と労使双方に対する指導対策。中小企業退職金共済法に対する行政指導対策と旅館協同組合の共済保険加入に対する見解。最低賃金制の実施に関連し業者間協定の状況と指導対策。失対事業所に勤務する副監督員等の身分確保に対する進捗状況。労働者芸能大会の内容と歌声大会に対する助成

打切りの理由。林業労働者の労働条件の改善に対する指導対策と実態調査。労災会館設置に対する助成対策。港湾労働協議会設置に対する見解。女子日雇労働者の適格基準による排除についての見解等、労働行政の諸問題。

農地開拓部所管におきましては、

開拓行政の民主的推進と総合開発五カ年計画の開拓地人口吸収問題。開拓事業推進に伴う建設工事の施行並びに投融資の増額。土地改良事業の全体計画立案と造田偏重からの転換。道管小規模土地改良事業及び附帯事業の増大措置。不振土地改良区振興対策案に対する実施の見通しと自興意欲の指導。開拓不振地区の救済対策並びに分村計画樹立の指導対策並びに国直轄不振開拓地における建設工事の進捗状況と営農振興計画。負債整理に伴う営農資金の増額並びにいわゆる(寒)法適用の拡大。開拓不要地返還の構想と後地の処分対策。開拓農協の再建及び職員の研修指導対策。営農指導員並びに補導員の定員増。営農第二類型モデル地区の実態と諸施設整備の促進。開拓実習場の整備統合の方途。島松演習場防災事業の進捗状況及び災害の原因並びに自衛隊演習地として開拓地買収の見解等不振開拓地救済対策を中心に当面せる開拓行政の諸問題。

農務部所管におきましては、

ビート生産五ヶ年計画の基本方針と計画案の見通し及びその中間報告。ビート増産対策の裏付及び品種改良の研究と各試験機関との連携、ビート振興費の増額及びビートトップの処理と家畜飼料の研究。農産物価格安定対策の基本方針と消費者米価の引下げ運動と需給の見通し。農業試験場及び各支場の整備拡充と園芸農業振興対策。農家負債の実態と整理対策及びいわゆる(寒)法のPRと今後の適用実施の見通し。台風被害農家に対する貸付金償還繰延べと果樹被害農家に対し天災法の適用。農業改良普及所の充実並びに生活改良普及員の定員増とその指導力の強化。雑穀自主共販について業者との話合の内容等の諸問題。

水産部所管におきまして、

今次台風による漁港等災害復旧対策並びにその後判明した漁網漁具被害対策。漁家負債整理促進条例の改正に関し現行条例で資金枠消化不能の理由、償還年限の延長、資金枠の拡大に対する見解及び同条例改正により新規対象となる漁家数並びにその金額。漁家負債の実態に対する国の立法措置促進対策。漁家経済振興助成条例の改正に関し、現行条例で実績を挙げ得なかった理由及び今次改正の内

容、信連に対する三千万円貸付の考え方と資金の合理的運用に対する信連との協議状況。地帯別、階層別漁業振興計画策定作業の現況とその見通し、漁業協同組合整備促進に関する国の施策の見通しとこれが促進対策。オホーツク鮭鱒漁業基地独航に対する見解及びオホーツク結水地帯漁業振興対策の確立。帆立貝虫害滅収対策と増殖予算の確保。水産加工高度化の指導対策。漁家農耕地保有に関し、自己負担能力のない小規模土地改良事業に対する補助率の引き上げ。海区調整委員選挙に関し公明選挙の推進指導と知事推進委員の選任時期は正対策。水質汚濁対策に関し道機構一本化の性格、河川ごと規制の可否、汚水、ろ過施設等基準の確立、研究機関の設置、取締条例設置に対する見解等の諸問題。

公安委員会所管におきましては、

一般問題といたしまして交通事故多発に対する防止対策、諸車急増に対する取締警官増員対策、札幌市公安条例廃止に対する見解、道警官音楽隊員の本務からの分離による配置定員等に及ぼす影響及び演奏旅行等所要旅費の支出状況、警察展開催にあたり警友会が主催した理由及び入場料確保の見通し、派出所駐在所等新築に対する地元負担金不均衡是正対策等の諸問題が取上げられました。ほか警察の威信確立の問題といたしまして北鮮帰国問題に関連し道警が情報蒐集を行ったことについて、情報提供の要請、情報提供者に対する金品の贈与、帰国者に対する不当干渉等の事実の有無、情報蒐集の法的根拠等更にはさきに定山溪において行われた教育研究協議会に対する警官出動事件に関連して当時における状況把握の実態、出動要請書の提出状況、要請書の性格についての見解及び日航事務所前における実力行使の経緯並びに本部長の執つた態度等が取り上げられ。

教育委員会所管におきましては、

一般教育行政の問題といたしまして、へき地手当支給とへき地指定の実態調査。特殊教育学校並びに養護学校の実態とこれが増設及び公立養護学校設置に伴う予算措置。苫小牧西高校における学力調査の経緯、いも堀振動学童の就学対策、父兄の転勤に伴う公立高校生転校の実態とその緩和等の諸問題が取り上げられました。ほか、特に、さきに定山溪で開催されました教育課程研究協議会をめぐって開催に至るまでの経緯、警察官出動要請に至る経緯、要請書の法的性格等更には今後における伝達講習会開催の見通し、中学課程改訂協議会を含むこれが予算の執行内容等が取上げられ二日間にわたり論議されたのでありまして、教育課程研究

協議会における受講者名簿に關連し、同受講者中無資格受講者の出身町村名を明示することについての質疑段階において、質疑応答が平行線を辿つてゐるとして二十四日質疑終結の動議が提出され、一方この間の議事運営をめぐつて委員長不信任動議が提出されたのでありますが、討論採決の結果委員長不信任動議は少数否決となり、質疑終結の議動が可決されて、教育委員会所管について質疑を終結した次第であります。

総務部所管におきましては、

総合開発推進に關する基本理念と第三次開発計画に關連し、第二次五カ年計画再檢討に対する見解、石炭手当増額折衝の経過と要望事項の問題点及び寒冷地給増額の見通し。水質汚濁防止対策に關し、機構一元化に伴う組織命令系統、調整対策、予算措置、設備技術等の管理に対する考え方及び補償対策。普通交付税、特別交付税、道税及び使用料手数料等今後における税及び税外収入の見通し。不動産取得税の評価に關連し、評価基準不均衡に対する是正の問題。今次台風災害に対する国の補正予算に關連し、公共事業費三%の節減に伴う補助事業への影響。家畜税の市町村移管に対する見解。知事公約の現実と關連し、明年度予算の規模及び長期財政計画の見通し。真駒内団地開発に対する民意の反映。人事異動に關連して、地方自治意欲確立対策。義務教育費国庫負担法未精算金に対する取扱の問題。競輪廃止に対する具体的スケージュルとこれが見解。北海道減税に対する事務進捗の現状と見通し等の諸問題。また追加併託の議案第六十七号に對し、ましては、現行道営競馬の実施と馬産振興との關係、射停的要素を排除した競馬の実施と馬産奨励対策の有無。本議案の会期末提案の理由と議案提出時期は正の見解等の諸問題。

更に各部所管において保留された諸問題に対する総括質疑におきましては、

石炭産業不況対策に關し、石炭産業安定合理化対策の推進、炭鉱關係市町村への財政援助、北海道工業振興委員会構成に労働者側代表を加へること並びに離職者対策を中心とする立法化促進の問題。低家賃住宅建設推進対策。職業訓練所施設増設の具体的方策。失対事業における補助職員等身分保障対策。農家負債整理対策の推進。林地農地競合調整の推進及び林務行政における支庁権限移譲の問題。不振開拓地集団移転の具体策と開拓農家負債整理の対策。老令者福祉年金条例廃止の理由とこれに關連し、国の老齡年金においても制限条項に該當する老人に対する対策。長期結核療養者に対する冬期見舞金増額支給対策。競輪廃止に對する

見解。中央地方の人事交流に關連して地方自治意欲確立の問題。道行政の推進に關連し、議会对する知事の所信。等々の諸問題について論議が交された次第であります。二十七日の総括質疑をもつて一切の質疑を終結し、昨二十八日より本日にわたり各派代表者間におきまして意見の調整をはかり、その結果を持ち寄つてさらに、本日委員会を開き慎重審査の結果次に申し上げる通り決定をみた次第であります。

すなわち、議案第一号につきましては、

一、不振開拓地の振興対策としての分村入殖等の調査は年度内完了を旨として進め、逐次その措置を推進し特に旧債整理が問題である実態に鑑み国に措置を要請するとともに、道独自でも積極的これを促進する措置をすみやかに講ずべきであること。

二、石炭不況対策については九州等に比し立遅れの感もあり、今後石炭不況対策を強力に推進し、特に対策委員会には炭労側代表をも加へ、失業対策とともに万全の措置を講ずべきであること。

三、職業訓練所の充実については、国の総合職業訓練所をすみやかに誘致し労働人口移動に伴う訓練対策を講ずるとともに、特に過剰労働人口を拘束している農漁村地帯について道立職業訓練所を増設し、以つて地域の実態に相応する職業訓練対策をすみやかに実施すべきであること。

四、低家賃住宅対策としてボーダーライン層に對しては、第二種公営住宅のみに依存することなく道独自の対策についても充分考慮すべきであること。

五、道営競輪については、諸般の事情を検討の上、将来廃止の方向にむかつて努力すべきものであること。

以上の諸点を要望し全会一致をもつて原案可決といたしたのであります。

次に議案第八号、第六十七号及び報告第四号の道営競馬關係議案につきましても、

道営競馬については、本来の目的たる馬産振興を重点とする経営について考慮すべきであることを要望するとともに、特に本件に關する理事者の提案手続及び態度は遺憾であり、再びかかる事態を繰り返さないよう嚴重に警告し全会一致をもつて議案第八号及び第六十七号は原案可決、報告第四号は承認議決といたしたのであります。

次に、議案第二号ないし第七号、第十号ないし第十七号は競輪、競馬を除く

以上本委員会付託の議案について、その審査の経過と結果の概要を申し上げ私の報告を終わります。

決議・意見書

(昭和34・9・30原案可決)

右の議案を別紙のとおり提出いたします。

昭和三十四年九月三十日

提出者

北海道議会議員

[illegible]

台風十四号及び十五号災害対策特別委員会設置に
関する決議

一本議会に十七人の委員をもつて構成する台風十四号及び十五号災害対策特別委員会を設置する。

二 本委員会は

(一) 昭和三十四年九月における台風十四号及び十五号災害の復旧対策を樹立しその推進をはかる。

(二) 各常任委員会所管の前号関係事務について連絡調整を行う。

三 本委員会は閉会中も調査を行うことができるとし、議会において調査終了を議決するまで継続存置する。

四 本委員会に要する経費は、昭和三十四年度中百五十万円以内とする。

(理由)

今次台風十四号及び十五号による災害の被害甚大なる実情にかんがみこれが対策の樹立及び促進をはかるため特別委員会を設置しようとするものである。

(昭和34・10・1原案可決)

農産物検査に関する要望意見書

右の議案別紙のとおり提出いたします。

昭和三十四年十月一日

提出者

北海道議會議員

堀	笠	樋	渡	岡	菅	高	岡	石	楠	二
野	井	口	部	田	田	橋	崎	畑	谷	瓶
豐	幸	哲	勇	義	邦	賢	光	久	利	榮
夫	衛	男	雄	雄	夫	一	三	成	男	吾

36

意見案第二号

北海道における台風十四号及び十五号災害対策実施要望に
関する意見書

去る九月十八日、十九日の台風十四号及び九月二十七日の台風十五号により、北海道日本海沿岸一帯及び道南道東地方は稀有の大災害を蒙り、道民生活に重大なる打撃を与えている実情に鑑み、次の諸対策を急速に実施せられるよう強く要望する。

記

一 被害農漁家等に対し天災法による経営資金及び農林漁業資金の融通が円滑に行われるようすみやかに適切な措置を講ぜられるとともに、新たに被害地域における漁業着業資金等の円滑なる導入を促進するため、経営資金として漁網網購入資金、備給資金、いかづり具購入資金、陸上打上げ並びに座礁漁船復旧作業及び修理費、沈船引揚作業費及び修理資金を追加し、併せて国庫負担分の引上げによる貸付金利子補給費補助率及び損失補償費補助率の引上、償還期限の延長等現行天災法の改正についての特別措置を講ぜられたいこと。

二 被災農家の経営維持のため昭和三十四年度自作農維持創設資金の増額、農作物共済金の早期支払い措置を講ずるとともに、商工業関係の被害に対する再建資金の融資について政府関係金融機関の配慮を願いたいこと。

三 港湾、漁港、海岸、道路、橋梁、河川等公共土木施設の災害復旧については速やかに工事を完了するよう措置するとともに、国庫補助金の交付、起債についても特別の配慮を願いたいこと。

なお、単独災害復旧事業についても全額起債をもつて措置されるよう配慮を願いたいこと。

四 被災地域は、低所得者の占める割合が著しく高率であり、災害救助法による既定の三割以内の戸数ではその万全を期することが至難であるので、応急仮設住宅及び応急修理戸数の限度引上げについて配慮を願うとともに災害第二種公営住宅の建設枠の増加及び住宅金融公庫災害復興住宅の償還月額について償還能力を勘案し特別措置を講ぜられたいこと。

五 罹災者に対する生活保障のため失業対策事業の実施、国民健康保険の被保険者にかかる保険税の減免等の特別措置及び必要な生活保護費についての配慮等万全の対策を講ぜられたいこと。

六 公立文教施設の復旧について公立学校施設災害国庫負担法の適用により速やかな復旧措置を講ぜられたいこと。

七 被災地地方公共団体に対し、歳入欠陥を補うための政府資金引受けの元利補給による地方債特例の認可、応急措置費、復旧費等のつなぎ資金のため政府資金の融通、普通交付税の繰り上げ交付、特別交付税の増額配付及び被災財政再建団体についてはこれが計画変更の認可等財政特別措置を講ぜられたいこと。

八 公共用施設の応急復旧資材として、被害市町村に対し無利子、代金延納等の特別措置により国有林野産物の払下げ措置を講ずるとともに用新材の払下げについても昭和三十九年法律第二十八号「北海道における国有林野の風害木等の売払代金の納付に関する特別措置法」による取扱いに準じ特別の措置を講ぜられたいこと。

(理由)

去る九月十八日及び十九日にかけて北海道を襲った台風十四号は、北海道海域に接近するに従い異常な発達を遂げ、昭和二十九年の台風十五号に匹敵するものとなり、渡島、檜山、後志、留萌、宗谷各支庁の日本海沿岸一帯に暴風を揮い大きな爪跡を残したが、特に中心から一三百キロ附近で著しい強風を示すという特異な現象と満潮時が重なったため、異常高潮となり江差町附近では六、六メートルにも及び家屋、漁船、漁具の被害が特に多く道南地方の沿岸漁村に甚大なる災害を与え、さらに、九月二十七日の台風十五号は、さきに台風十四号により締めつけられた松前、福島両町をはじめとする渡島支庁沿岸農漁村及び新たに日高、道東方面一帯の沿岸農漁村に甚大なる被害をもたらした。即ち右両台風災害により死者十名行方不明二名をはじめとする重傷傷百九十余名の外、全道各地に亘つて罹災人員一万七千八百余名、住宅の被害三千八百余戸、道路の欠損百四十六カ所、橋梁の流失十二カ所、堤防の欠損百七十七カ所、流失大破、小破等の船舶実に千八百八十余隻を数え、漁網、漁具の被害においても実に膨大なものがあり、さらに海岸、道路、港湾、漁港並びに電気、通信施設等の被害も甚大であり、加えて果樹その他農作物についても凡そ十億余円に達する損害を蒙り、局部的にはその被害甚大のため営農上極めて憂慮されるものも相当数に達しており、九月三十日現在判明している今次両台風災害による損害額は実に四十八億円の巨額に達し今後精査の結果はさらに増大するものと予想されるに至つた。

が施策として採り上げられたのは漸く昭和二十三年度で他府県に比し極めておくれていることも大きな原因の一つである。

しかしてこの傾向は昭和二十九年の十五号台風による風倒木被害以来、ますますその頻度を高めて来ており、今次九月の台風によつてもきわめて甚大なる被害を受け民生安定上関係道民はこれが早期解決を強く要望している。

本議会においても、さらに、議決をもつて恒久治山対策の確立とその強力な推進を要望して来たが未だ充分なる措置が講ぜられていない。

よつて、政府においては北海道総合開発の推進、寒地農業確立の見地からも、今次災害の復旧に努められるとともに、荒廃地復旧、防風林、防霧林等防災林の拡大造成、林野砂防等一連の恒久治山事業の拡充強化をはかるとともに、国の助成についても高率補助に引き上げる等の方途を講じその促進について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

右地方自治法第九十九条第二項の規定により提出する。

北海道議会議長 徳 中 祐 満

内閣総理大臣
農 林 大 臣
大 蔵 大 臣
林 野 庁 長 官
北海道開発庁長官
衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
各 通 (国会には請願書として提出する。)

意見案第四号 (昭和34・10・29 原案可決)

農家負債整理対策の促進に関する要望意見書

右の議案を別紙のとおり提出いたします。

昭和三十四年十月二十九日

提出者 北海道議会議員 二 瓶 栄 吾

同 同 石 畑 久 成

同 岡 崎 光 三

北海道議会議長 徳 中 祐 満殿
同 同 同 同 同 同 同 同 同 同
高 橋 賢 一
菅 田 邦 夫
岡 田 義 雄
渡 部 勇 雄
樋 口 哲 男
笠 井 幸 衛
堀 野 豊 夫
蒔 田 余 吉
桶 谷 利 男

農家負債整理対策の促進に関する要望意見書

北海道における過去の連続的な災害による農家負債の累増は、農家経済を危殆に瀕せしめ、農業の発展を阻害する最大原因となつてゐる実情に鑑み、かねてより農家負債整理に関する政府の特別な法的措置の実現方について要望してきたところであるが、事態は益々深刻の度を深めつつあるので、政府は現在の政治経済情勢の中で最も実効があがる方途によりすみやかに長期低利の政府資金を中心とした農家負債整理に関する抜本的施策を講ずるよう特段の配慮を願いたい。

(理 由)

昭和二十八年以降の連続災害等の要因による農家負債の累増は、北海道における多数の農家の経済を危殆に瀕せしめ、且つ、寒地における農業経営の確立を阻害する最大の原因となつてゐる。

本議会においては、かねて決議をもつてこれが負債整理に關し必要な特別立法を行うよう政府に対し強く要請してまいつたところであるが、未だ具体的な施策が講ぜられないため事態は益々急迫し農家経営安定上誠に憂慮に堪えないところである。

よつて政府におかれては最近の北海道農家負債事情をよく認識され、切実且つ熾烈な全負債農家の悲願にこたえ、現在の政治経済情勢の中で最も実効のある方途によりすみやかに長期低利の政府資金を中心とした農家負債整理促進に關する特別措置の実現を図られるよう強く要望するものである。

北海道議会議長 徳中祐満殿

北海道における治水砂防事業促進に関する要望意見書

北海道における治水砂防事業の積極的促進を図り、諸産業の伸展、道民生活の安定向上を期するため、治水砂防事業に対する国庫補助率の引上措置を講ぜられたい。

内閣總理大臣
農林大臣
大藏大臣
經濟企画庁長官
北海道開発庁長官
衆議院議長
参議院議長

各通（国会には請願書として提出する。）

北海道における河川は大小二千三百余、流域には百三十万町歩の農耕適地を有しているが、これら河川の改修及び砂防工事は他府県に比しその歴史は日な

意見案第五号

(昭和34・10・29原案可決)

右の議案を別紙のとおり提出いたします。

昭和三十四年十月二十九日

提出者

北海道議会議員

伊藤弘

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	北海道議會議員
川	斎	荒	坂	奥	藤	竹	岩	池	余	速	西	伊
口	藤		下	野	枝	内	田	田	良	藤	島	藤
常	正	哲		善	義	重	徳	信	敬	英	順	
一	志	夫	堯	造	見	雄	治	孝	藏	吉	三	弘

然るに本道は開発途上にあるため、諸種の事業も累積し且つ地方負担も著しく増大している事態にかんがみ、これが治水砂防事業に対する財政投資は容易ならざるものがあつて、誠に憂慮に堪えない実情にある。

よつて、国においては治水砂防事業に対する国庫補助率の引上措置を講ぜられるとともに治水砂防事業の促進について特段の配慮をせられるよう強く要望するものである。

右地方自治法第九十九条第二項の規定により提出する。

北海道議会議長
徳中 祐満

内閣総理大臣
大蔵大臣
建設大臣
逓信大臣
開港官
衆議院議長
参議院議長

各通（国会には請願書として提出する。）

(昭和34・10・29原案可決)

右の議案を別紙のとり提出いたします。

提出者 北海道議會議員

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	北海道議會議員		
川	斎	荒	坂	奥	藤	岩	竹	奈	遠	池	西	伊
口	藤		下	野	枝	田	内	良	藤	田	島	藤
常	正	哲		善	義	德	重	敬	英	信	順	
一	志	夫	堯	造	見	治	雄	藏	吉	孝	三	弘

北海道が現有する各種機械は逐年老朽化し、毎年莫大なる修理費を要しているため各種公共事業の執行に支障を來たしている現状に鑑み、道が購入する建設機械に對し国庫補助の方途を講ぜられたい。

北海道に現有する各種機械の大部分は、昭和二十六年の開発局分離当時道単独費をもつて購入し、更に昭和二十七年には五割、昭和二十八年には三割の国庫補助を受け、又、昭和三十三年度及び昭和三十四年度には雪害法により道路整備に必要な機械の一部を購入しているが、年を経るに従い次第に老朽化し、ために毎年莫大なる修理費を要し、しかも、充分なる稼働を望み得ない現状にある。

他面近次本道総合開発の進展に伴う各種公共事業の増進により益々その機力を必要としているが、緊迫せる地方財政下道単独による各種機械の新規購入は極めて困難であり、各種事業執行上にも重大なる影響を与えている実情にある。

よつて、国においては道が購入する建設機械に対し、国庫補助の方途を講ぜられ、もつて建設機械の整備強化を図られるよう強く要望するものである。

右地方自治法第九十九条第二項の規定により提出する。

北海道議會議長 德中祐滿

內閣總理大臣
大藏大臣
建設大臣
開元庁長官
衆議院議長
參議院議長

各通（国会には請願書として提出する。）

昭和34・10・29原案可決

右の議案を別紙のとおり提出いたします。

昭和三十四年十月二十九日

提出者 北海道議会議員

同	同	同	同	同	同	同	同	北海道議會議員
堀	黒	清	尾	久	福	山	橋	森
田	松	水	崎	米	原	田	本	佐々木
秀	健	義	章	正	春	利		
毅	夫	次	勇	滿	成	勳	一	雄

北海道議会議員 徳 中 祐 満殿
意見案第七号

開拓農家の経営安定に関する要望意見書

北海道における開拓農家の経営安定をはかるため、すみやかに次の特別の措置を講ずるよう要望する。

一 開墾建設工事及び開拓補助工事の早期完成をはかるとともに、補助工事については補助率の引き上げについても特に配慮願いたい。

二 開拓地の耕地造成を促進し、生産力を増強するため、開墾及び土壌改良事業の拡大、機械化方式の導入及び補助残融資の確保につき配慮願いたい。

三 営農整備に必要な追加投融資を確保するため、開拓者資金ワクの拡大及び畑作営農改善資金の活用をはかるとともに、既貸付資金の償還につきその条件緩和を配慮願いたい。

四 開拓営農振興対策の一環として、土地条件の不良等が営農不振の要因をなしている農家に対し、これが抜本的更生のため強力に移転対策を実施する必要がある、これが実施に当たっては、土地の処分、整備並びに負債整理が重要な要件となり、この対策につき特段の措置を講ぜられたい。

(理由)

本道の開拓農家の経営確立のための建設工事及び補助工事は、その進捗が著しくおくれであり、開墾の七八%に対し、建設工事では国営四〇%、代行三八%という現状であり、開拓営農振興臨時措置法においても、建設工事のおくれを重視し、予算上、特別振興地区、一般振興地区の区分を付し、その早期完成を計画しているので、少くとも五年以内に全工事を完了するよう促進する必要がある。

なお、補助工事については、開拓農家の経済を考え、地元負担を自家努力提供可能な範囲に限定し、補助率の引き上げを行うことが必要である。

また、開拓不振地区対策及び一般的営農振興の面からも、耕地の早期造成が必要であるのかかわらず、現在では稼働力の関係から伸び悩みとなつているので、できる限り機械開墾方式によることとし、補助残事業費の全額に対し、開

拓者資金を融通することが必要である。

また、土壌改良事業は、開墾と同時に施行が望ましいが、現況は開墾済み要改良面積に対し六六%の進展にすぎないから、事業量を大幅に拡大するとともに、道財政負担をも考慮して補助率を引き上げることが必要である。

営農改善計画達成のため必要な開拓営農振興臨時措置法に基く追加投融資を確保すること及び開拓農家の経済現況から見て、既貸付資金の償還は、営農改善計画の達成進度とにらみ合せ、開拓者資金の一括書替等の措置を新しく講ずることが必要である。

さらに、移転実施に当り、必然的に起る諸問題、特に土地処分整備に伴う措置及び財産処分後の負債整理については、実態に応じた負債残額の免除、あるいは償還条件の緩和等の措置とともに、移転費用(運送資材費、輸送費、負債弁済費、携行資金等)の助成措置をあわせ行うことが必要である。

よて、国におかれては、以上のごとき諸施策を早急に実現せられるよう強く要望するものである。

右地方自治法第九十九条第二項の規定により提出する。

北海道議会議員 徳 中 祐 満

農 林 大 臣
大 蔵 大 臣
衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長

各 通 (国会には諸願書として提出する。)

意見案第八号

(昭和34・10・29原案可決)

畑地土地改良事業の推進に関する要望意見書

右の議案を別紙のとおり提出いたします。

昭和三十四年十月二十九日

提出者 北海道議会議員 堀 田 毅
同 黒 松 秀 夫
同 清水 健 次

北海道議会議長 徳 中 祐 満 殿

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同
久 米 義 満 成 勳 一 春 正 利 雄 作 利 美 雄 勇
尾 崎 大 石 道 下 佐 々 木 橋 本 森 田 山 原 福 原 久 米 義 満

意見案第八号

畑地土地改良事業の推進に関する要望意見書

北海道における畑作農家の経営の安定をはかり、寒地農業振興のため、畑地に對する土地改良事業の予算ワクを画期的に拡大し、かつ、国庫補助率を次のように引き上げられたい。

現行補助率と引き上げ要望補助率

事業種目	現行補助率	要望補助率	摘 要
(道営土地改良事業)			
軌道客土事業	六割〜五割五分	七 割	
土壤侵食防止事業	五 割	八 割	
畑地かんがい事業	五割五分	八割五分	
(団体営土地改良事業)			
暗渠排水事業		六 割	
明渠排水事業		六 割	
客土事業	四割五分	六 割	
農道事業		七 割	

(理 由)

北海道における畑地面積は七十余万町歩を算し、耕地面積の七九%を占めて

いるが、その大部分は特殊土壌であり、畑地の土地改良事業の拡充強化はきわめて緊要であるにもかかわらず、従来、土地改良事業費は、畑地に対してはなはだ僅少で、著しく立ちおくれしており、この促進をはかり寒地農業の確立、畑作振興、ことにビート増産等の対策推進のためには、予算ワクを大幅に拡大する必要がある。

また、これら土地改良事業の施行地区は、大部分、国営事業、道営事業、団体営事業の重複施行が必要であるため、農家の負担は著しく増大し、また、一戸当りの経営面積が広大であるので、土地改良事業の実施面積が多く、かつ、短期間に事業を実施する關係上、雇用労力が必要とすることが多いので、事業費も比較的割高となり、現金支出による負担が多く、過去に行われた畑地土地改良事業の欠陥から生まれた畑作農家の経済事情は極度に逼迫している現状にあるので、現行補助率の引き上げによる農家負担の軽減をはかる必要がある。

よつて、国におかれては、畑地土地改良事業の予算ワク拡大と国庫補助率の引き上げを強く要望するものである。

右地方自治法第九十九条第二項の規定により提出する。

北海道議会議長 徳 中 祐 満

農 林 大 臣
大 蔵 大 臣
北海道開発庁長官
衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長

各 通 (国会には請願書として提出する。)

意見案第九号

(昭和34・10・29原案可決)

自作農維持創設資金に関する要望意見書

右の議案を別紙のとおり提出いたします。

昭和三十四年十月二十九日

提出者 北海道議會議員 堀 田 毅
同 黒 松 秀 夫
同 清 水 健 次

北海道議会議長 徳 中 祐 満 殿

意見案第九号

自作農維持創設資金に関する要望意見書

自作農維持創設資金ワクの拡大及び貸付限度額の引き上げ並びに自作農維持創設資金融通法の一部改正について、次の特別措置を講ぜられたい。

- 一 昭和三十四年度における本資金につき、災害ワク一億四千万円の追加及びかねて要望中の一般負債整理ワクの早急な割当について配慮願いたいこと。
- 二 昭和三十五年度における本資金ワクを大幅に拡大するよう配慮願いたいこと。
- 三 一件当りの貸付限度額を大幅に引き上げるよう措置されたいこと。
- 四 低位経済農家への浸透をはかるため、本資金の利率の引き下げ及び償還期間の延長等貸付条件の緩和をはかられたいこと。
- 五 経営農用地拡大のため、未墾地取得資金についても借り受けできるよう措置を講ぜられたい。

(理由)

北海道は劣悪な経営条件により、農家経済は極度に窮迫し負債は増加の一途をたどり、転落に瀕する農家戸数は特に畑作地帯において増加する現状であり、寒地農業振興対策の一環として農用地の拡大による経営安定対策等を樹立し、これが推進に当たっているところであるが、農家の固定化した高額負債の実態のほか、農用地の取得資金としても、農家の適正経営規模及び資本構成から見るときは、なお面積も拡大し、貸付限度も拡大することが必須の要件であり、加

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
尾崎	久米	福原	山田	橋本	森本	佐々木	道下	大石	
義満	章成	正動	春一	利雄	美作	雄			

えて積雪寒冷単作地帯として長期かつ低利の資金を融通し、農家経済再建を促進する必要がある。

さらに、経営規模過小農家がきわめて多く、しかも広大な未墾地を擁するもので、未墾地取得資金をこの制度に期待しようとする要望はまことに切実なるものがある。

よつて、国におかれては、自作農維持創設資金の増枠及び貸付条件の緩和等、頭書のとおりの法律の改正並びにその他の措置を講ぜられるよう強く要望するのである。

右地方自治法第九十九条第二項の規定により提出する。

北海道議会議長 徳 中 祐 満

農 林 大 臣
大 蔵 大 臣
北海道開発庁長官
衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長

各 通 (国会には請願書として提出する。)

意見案第十号

塩業整備に関する要望意見書

(昭和34・10・29 原案可決)

右の議案を別紙のとおり提出いたします。

昭和三十四年十月二十九日

提出者 北海道議會議員

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
大久保	村本	宮沢	大島	千葉	高田	森川	伊藤	岡嶋	
和男	政信	忠雄	三郎	大作	治郎	清一	保二	郎	

五 古 池
藤 沢 田
義 泰
正 一 穰

(理 由)

しかして、同工場は設立以来よく国策に寄与しており、今後更に生産施設の拡充合理化を実施することにより、生産コストの引下げも期待されている。

右地方自治法第九十九条第二項の規定により提出する。

參議院議長	衆議院議長	臨時塩業整備審議會長	日本専売公社總裁	通商産業大臣	大藏大臣	内閣總理大臣
-------	-------	------------	----------	--------	------	--------

(昭和34・10・29原案可決)

右の議案を別紙のとおり提出いたします。

提出者 北海道議會議員

[illegible]

職業訓練所の増設に関する要望意見書

(理由)

近時北海道における各種産業は、総合開発第二次五カ年計画の進展と相まつて、その規模、設備、技術等は急速に高度化、近代化の様相を呈し、これがたゞ技能労働者の不足が特に顕著となつて現れ、これら技能労働者の確保と技能

水準の向上が強く叫ばれている。

しかるに現在、本道には一般公共職業訓練所十カ所、身体障害者職業訓練所、総合訓練所各一カ所あるのみで、需要の増大に対応する供給は甚だ困難な実情にあり、加えて広大な地域的特殊性と農漁村二、三男対策の上からも訓練所の増設並びに訓練科目の増設が強く要望されている。

よつて政府においては、北海道総合開発の推進に伴う技能労働力の育成、農漁村二、三男対策の見地からすみやかに職業訓練事業の飛躍的拡充強化を図るとともに本事業に対する国庫補助率の引上げについて特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

右地方自治法第九十九条第二項の規定により提出する。

北海道議会議長 徳 中 祐 満

内閣総理大臣
労働大臣
大蔵大臣
労働福祉事業団理事長
衆議院議長
参議院議長

各 通 (国会には請願書として提出する。)

意見案第十二号

(昭和34・10・29 原案可決)

商工会法制定促進に関する要望意見書

右の議案を別紙のとおり提出いたします。

昭和三十四年十月二十九日

提出者 北海道議会議員 大久保 和 男

同 村 本 政 信
同 宮 沢 忠 雄
同 大 島 三 郎
同 千 葉 大 作
同 高 田 治 郎
同 森 川 清

北海道議会議長 徳 中 祐 満 殿

同 伊 藤 作 一
同 岡 嶋 保 二 郎
同 池 田 穰
同 古 沢 泰 一
同 五 藤 義 正

意見案第十二号

商工会法制定促進に関する要望意見書

中小企業は、地域経済振興の面においてまた、雇用源として産業経済上極めて重要な地位を占めているが、特に本道の中小企業についてはその一般的脆弱性に加えて、立地上の悪条件があるため、常に不安定な経営を余儀なくされている実情にある。今般これが育成振興を図るため政府において商工会法の制定を進めているが中小企業の特種性に鑑み同法制定に当つては、

一、地区の規制を廃除し真の中小企業者のみの団体としてその特殊条件に基づく活動を容易ならしめるようにすること。

一、商工会の設立条件を緩和し、(地区内の商工業者の何分の二)と規定せず最低単位を定める)自由な経済活動を助長すること。

一、商工会の事業活動を活発化せしめる為大巾な助成措置を講ずること。

一、中小企業専門相談員制度を設置しその身分を保証して中小企業に対する指導育成の万全を期すること。

等の措置を強く折り込みすみやかに同法を制定するよう特段の配慮を講ぜられたい。

(理 由)

本道には約十三万にのぼる企業があるが、このうち約八〇%は従業員四人以下の小規模企業であつて、経営の後進性と資本力の劣弱などの一般的脆弱さの上に、本道の地理的悪条件が加わっているため、わずかの経済変動に対してもたえ得ない状況にある。

もとより、これら中小企業対策については、金融、組織化、経営合理化など一連の育成振興対策が実施されてきたところではあるが、地方及び小都市の小規模企業は依然として経営不振の実情にあり、中規模企業との格差はますます

北海道議会時報第11巻第11号(昭和34年第3回定例道議会)

意見案第十四号

(昭和34・10・29 原案可決)

北海道における気象観測施設の整備強化に関する要望意見書

右の議案を別紙のとおり提出いたします。

昭和三十四年十月二十九日

提出者

北海道議會議員

大島	橋本	清水	奈良	福原	池田	岡田	川村	樋口	山西	山元	杉本	福島	麻里	遠藤	窪田	時田
三	清	健	敬	章	金	義	清	哲	吉	ミ	栄	新	悌	英	長	政
郎	次	次	藏	成	助	雄	一	男	一	ヨ	一	郎	三	吉	松	郎

北海道議會議長 徳中祐満殿
意見案第十四号

北海道における気象観測施設の整備強化に関する要望意見書

昭和二十九年台風十五号災害による洞爺丸事件及び今次九月台風十四号災害時における気象通報の実態に鑑み気象観測レーダーの新設及びその他関係施設の整備強化の早期実現について特段の措置を講ぜられたい。

(理由)

気象観測の重要性については、今さら申すまでもないことであるが北海道の

ような特殊寒冷地帯においては特にこれが予報により農業寒冷雪害による損害を軽減し、開発途上にある本道諸産業に重大な役割を果している。

しかしながら、現行の施設においては、沿海州方面等からする必要データの入手困難等の事情があるが、なお、充分とは認められず、殊に昭和二十九年台風十五号災害による洞爺丸事件並びに今次九月台風十四号災害時における気象通報実態からも強く気象観測レーダーの新設が望まれている。

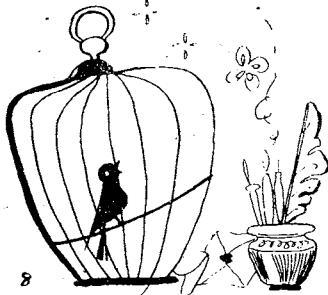
よつて、政府においては、道内予報の適確を期し、不測の災害を防止するためにもすみやかに気象観測レーダーを新設されとともにその他関係施設の整備強化について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

右地方自治法第九十九条第二項の規定により提出する。

北海道議會議長 徳中祐満

内閣総理大臣
大蔵大臣
運輸大臣
気象庁長官
衆議院議長
参議院議長

各 通 (国会には請願書として提出する。)



各派交渉会

○九月三十日

午前十一時五十三分、各派交渉室において開議、午後十一時四十五分散会。

① 第三回定例道議会の運営について協議、日程第一会議録署名議員の指定、日程第二は会期決定の件、日程第三は議案第一号ないし第五十三号、報告第一号ないし第七号の提出議案に対する知事の提案説明を聴取することに決定。

② 清水議員（社）より通告の「台風十四号及び十五号による被害対策」に関する緊急質問及び福原議員（自民）、池田（金）議員（協）より通告の「台風十四号並びに十五号による災害対策」に関する緊急質問は知事の提案説明前に行われる九月台風災害に関する報告の後、日程に追加して行うことに決定。

③ 台風十四号及び十五号災害対策特別委員会を緊急質問終了後に設置することに決定、構成人員は自民九、社会七、協同一の割振りで十七名、調査経費は百五十万円とすることとし、これに関する決議案は各派交渉委員が提出者となり緊急質問に引続き日程に追加し提案説明並びに委員会付託を省略して即決することに決定。

④ 農産物検査に関する要望意見書を委員会付託を省略して即決することに決定。

⑤ 会期は九月三十日から十月二十一日まで二十二日間、休会は十月

一日から十月五日まで五日間に決定、代表質疑の順位は社会、協同、自民の順に行うこととした。

⑥ 一般質疑の時間制限について一人五分として三日間であげることと、また、災害特別委員会委員の名簿を開会前に提出することを了承。

○十月一日 午後二時四十分、各派交渉室において開議、午後六時二十五分散会。

① 本日の議事は、日程第一意見案第一号（農産物価格案定に関する要望意見書）を提案説明並びに委員会付託を省略して議決することに決定、一旦休憩の後、意見案第二号（台風十四号及び十五号災害対策実施要望に関する意見書）を日程に追加して議決することに決定。

② 台風十四号及び十五号災害対策特別委員会の災害調査等のため休会を一日延ばして十月六日まで六日間とすることに決定。

③ 台風十四号及び十五号関係の請願、陳情については災害対策特別委員会に付託することに決定。

○十月七日 午前十一時三十分、各派交渉室において開議、午前十一時五十一分散会。

① 本日の議事は、日程第一議案第一号ないし第五十三号、報告第一号ないし第七号及び第九号に対する代表質疑を行う前に台風被害関係の請願、陳情を日程に追加して災害対策特別委員会に付託することと決定、引続き代表質疑を高田議員（社）、池田（信）議員（協）、阿部議員（自民）の順序にて行うこととし、本日は高田、池田（信）議員のみ行うことに決定。

② 明十月八日から行われる一般質疑者の通告を明日正午までに行うことを了承、本会議は午後零時三十分から開議することに決定。

③ 公安委員長は明日から十五日まで、道警本部長は十日まで用務のため不在になることを了承。

○十月八日 午前十時四十分、各派交渉室において開議、午後五時二十一分散会、午後五時六分再び開議、同五時二十一分散会。

① 本日の議事は、代表質疑を継続、阿部議員(自民)が行った後、引き続き一般質疑を古沢議員(自民)、宮沢議員(社)、井口議員(社)の順序にて三人行うことに決定、本会議は午前十一時から開議することとした。

② 井口議員(社)の質疑に対する保留答弁に関連して道警本部の調査が明一日中かかるということについて協議の後、できるだけ早く調査を願い、明朝の各派交渉会で経過報告を聴きそれにより更に協議することに決定。

○十月九日 午前十時二十九分、各派交渉室において開議、午前十時四十分散会。

① 本日の議事は、昨日の井口議員(社)の質疑に対する保留答弁を行つた後、一般質疑を継続、六人位を目途に午前十一時から午後五時半頃まで行うことに決定。

② 災害対策特別委員会の中間報告を明日へき頭をやつてもらうことを各派交渉会の意見として災害対策特別委員長に申し入れることを了承。

○十月十日 午後一時七分、各派交渉室において開議、午後一時十六分散会。

① 本日の議事は、日程に追加し台風十四号及び十五号災害対策調査の件について特別委員長より中間報告を行うことに決定。

② 一般質疑を一般質問書順位表に基づき順次行うことに決定、本日は本会議終了後災害対策特別委員会の審議を行いたい旨特別委員長より申し出があつたので三、四人で午後四時半頃を目途にして行うこととした。

○十月十二日 午前十時四十八分、各派交渉室において開議、午後十一時五十分散会。

① 本日の議事は、追加提案の災害対策等議案十二件を日程に追加して知事より提案説明を聴取の後、一般質疑を続行することに決定。

② 予算特別委員会の構成は自民九、社会七、協同一の十七名とすることに決定、各会派の予算特別委員を一般質疑終了までに提出することを了承、各委員会に対する議案付託は配付の付託一覧表のとおりそれぞれの委員会に付託することに決定。

③ 緊急先議を要する災害関係議案第五十四号ないし第五十八号及び第六十号を日程に追加し、予算特別委員長の報告の後議決することに決定、なお本日は休会を決めず明日午前十時より本会議を開くこととした。

○十月十三日 午後二時四十分、各派交渉室において開議、午後十時五十六分散会。

① 本日の議事は、日程第一請願第百九号及び陳情第百五十四号、第百五十五号を台風災害対策特別委員会に付託した後、緊急先議を要する議案第九号の取扱いのため時間延長をすることに決定して、午後二時五十二分休憩、午後十時五十分再開。

② 議案第九号を日程に追加し、予算特別委員長の報告の後議決することに決定し、議案審査のための休会は明十四日より二十日まで一週間とし二十一日再開とすることに決定した。

○十月二十一日 午後一時十六分、各派交渉室において開議、午後一時三十三分散会。

① 付託案件審査の都合により会期を十月二十七日まで六日間延長することに決定、明二十二日より二十四日まで三日間休会することとした。

② 本日の議事は日程第一陳情第五百十六号を災害対策特別委員会に付託すること、日程第二は会期を延長することに決定、本会議は午後二時より開議することとした。

③ 議案第二十九号(北海道議会職員定数条例の一部を改正する条例)を異議なく了承。

④ 北海道議会会議規則の改正に対する審議は休会中に行つた上各会派において検討願うこととした。

○十月二十二日 午後一時三十分、各派交渉室において開議、午後一時五十四分散会。

本日は、北海道議会会議規則の改正点について説明のみを聴取することに決定、道議会事務局次長より説明を聴取、次回の審議は適当な機会をみて行うこととした。

○十月二十六日 午後二時三分、各派交渉室において開議、午後四時四十七分散会。

① 付託案件審査の都合により会期を十月二十九日まで二日間延長することに決定、明二十七日は休会し二十八日再開することとした。

② 本日の議事は、日程第一議案第六十六号及び第六十七号について知事より提案説明を聴取の後、議案第六十六号は商工労働委員会に、議案第六十七号は予算特別委員会にそれぞれ付託することに決定。

③ 社会党より要望のあつた教育委員会所管の予算審議の際明らかにされた道費不正支出の疑義及び答弁の不明朗について地方自治法第

百条による調査の必要性についての各会派の態度については、自民、協同党はその必要性がないとの意向が示されたので社会党は更に協議にはかりその結果を再度申し出ることとした。

④ 道議会会議規則の改正については今会期中に結論を出さず更に調査研究することとした。

○十月二十八日 午後二時四十四分、各派交渉室において開議、午後二時四十七分散会。

本日の議事は日程第一常任委員会付託案件中総務、農務、文教林務及び建設各常任委員会付託案件について委員長報告の後議決することに決定。

○十月二十九日 午後二時四十四分、各派交渉室において開議、午後六時四十二分散会。

① 付託案件審査の都合により取あえず時間延長のみ行うこととして、午後二時四十五分休憩、午後六時三十六分再開。

② 本日の議事は、日程第一予算特別委員会付託案件について予算特別委員長の報告の後、議決すること、日程第二は水産、商工労働、厚生各常任委員会付託案件について委員長報告の後議決すること、日程第三は人事関係の追加議案について知事より説明を聴取の後委員会付託を省略して即決すること、日程第四は、意見案第三号ないし第十四号について提案説明並びに委員会付託を省略の後議決すること、日程第五は請願、陳情審査の件について委員長報告を省略の後委員会決定のとおり議決すること、以上の順序にて議事を進めることに決定。

常任委員会

総務委員会

○十月十二日 午前十時四十七分、第一委員室において開議、午前十一

時十二分散会、委員長 沖野 政雄（自民）

一般議事

① 総務部長より、追加提出予定の議案について説明を聴取、中山委員（自民）より、青果物格付条例についてガンガン部隊が青果物を運ぶ場合はどうなるかについて、橋本（清）委員（社）より、道南地方は青森からどんどんりんごを運んでくるがこれはどうなるか、また誰が指定するかについて、津川委員（社）より、災害予算を議決して着工するのにどの位かかるか、また民生関係は何カ月位かかるか、警察職員宿舍が一戸増えたが予算はどうなるかについてそれぞれ質疑があり、総務部長より答弁、委員長より、災害関係の予算は本会議で即決することになるかも知れないので了承願いたい旨を述べ、異議なくこれを了承。

② 置戸町と訓子府町との境界変更の調査並びに石炭手当の増額に関する中央折衝についてその時期、派遣委員は委員長一任とすること

に決定。

○十月二十日 午後一時四十七分、第一委員室において開議、午後四時

五分散会、委員長 沖野 政雄（自民）

付託案件の審査

① 議案第二十三号（職員宿舍の賃借に関する予算外義務負担の議決変更の件）を議題に供し、総務部長より説明を聴取の後、異議なく原案可決に決定。

② 議案第二十八号（北海道職員定数条例の一部を改正する条例案）を議題に供し、総務部長より説明を聴取の後、井野委員（社）より、職員組合との交渉の経過について、井口委員（社）より、道の準職員解消五カ年計画に比べ少ないのではないかと、具体的解消年次計画等について質疑、総務部長より答弁があつて、異議なく原案可決に決定。

③ 議案第三十号（北海道地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例案）を議題に供し、道警本部警務課長より説明を聴取の後、異議なく原案可決に決定。

④ 議案第三十一号（北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案）を議題に供し、総務部長より説明を聴取の後、井野委員（社）より、知事は北海道減税を打出しているがこのことと関連して本道の特殊事情からくる物価高その他生計費の増高を考慮していないことは減税等を中央に打出す場合矛盾を来すようなことはないか、生計費の調査資料がないということは由々しいことであり給与調査等も本年度やらなければ北海道減税も緒につかないのではないか、また本道の大減税を打出す段階において公務員の給与差をはつきり現わさなければ減税もおぼつかないのではないかと、公務員の給与調査と生計費調査は密接不可分のものであり、これらの調査は機構をはつきりさせて進めなければならないのではないかについ

て、井口委員（社）より、給料表の三、四、五等級で昇給期間十二ヵ月から十八ヵ月に移る段階の者は働き盛りで生計費のかさむ人達と
思うのでこれらに対し昇給期間の短縮について将来の問題として努
力されたいことについて質疑及び要望があり、総務部長より答弁が
あつて、異議なく原案可決に決定。

⑤ 議案第三十五号（北海道職員の特殊勤務手当に関する条例の一部
を改正する条例案）、第三十六号（北海道地方警察職員の特殊勤務手
当に関する条例の一部を改正する条例案）、第三十八号（北海道恩給
条例臨時特例の一部を改正する条例案）、第三十九号（北海道恩給並
びに他の都府県の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期
間と職員の退職料及び退職給与金の基礎となるべき在職期間との通
算に関する条例の一部を改正する条例案）、第四十号（北海道危険物
取扱主任者等試験委員条例案）を順次議題に供し、異議なく原案可
決に決定。

⑥ 議案第四十八号（上水道事業施設の設置に関する件）を議題に供
し、総務部長より説明を聴取の後、井口委員（社）より、真駒内団
地開発計画については本委員会に中間報告を願ひ委員会の意見も入
れるということとで取進めることであつたが、その後何らの報告もな
かつたことについて、井野委員（社）より、開発計画は将来の大札
幌市としての都市計画に基いてやることは当然であるが豊平町の計
画も当然考えてやらなければならないし、またこのような水道事業
を道営の事業として行うことに奇異の感を抱くこと更に管理、資金
計画等若干調査を要するので本日は保留とされたい旨、天谷委員
（協）より、総務委員会の意見を聴取して取進めたいといひながら今
回急に提案されたことに対しての考え方等について意見があつて、
一旦休憩、午後三時五十八分再開の後本件は保留とすることに決定。
⑦ 議案第四十九号（道有財産の売払契約の締結に関する件）、第五十
号（常呂郡訓子府町と同郡置戸町との境界変更の件）、第五十一号

（公有水面埋立地を小樽市の区域に編入するの件）、第五十二号（公
有水面埋立地を三笠市の区域に編入するの件）、第五十九号（警察職
員宿舍の購入に関する予算外義務負担の議決変更の件）及び専決処
分報告につき承認を求める報告第一号、第二号及び第六号を順次議
題に供し、異議なく議案第四十九号は同意議決、専決処分報告三件
は承認議決、その他の各案件はいずれも原案可決に決定。

一般議事

① 井口委員（社）及び原田委員（自民）より、石炭手当及び寒冷地
手当増額支給問題に関する中央折衝の経過について報告の後、井野
委員（社）より、次の臨時国会においては伊勢湾台風問題の影にか
くれてしまうこと、知事の掲げる大減税問題もこの石炭手当増額問
題が解決されなければ実現ができないものと思うこと及び道民の情
熱盛上りが少ないこと更には社会党国会議員団の話によると知事が
代つてから本件に対し道の方から何等の説明がされていないこと等
に対する見解について質疑、総務部長より答弁、井野委員より、知事
が議会において超党派云々と述べるばかりでなくこれらの点に対
してもそのような考え方で進められるよう知事に申達されたい旨を述
べた。

② 委員長より、議案第五十号に関連して訓子府町及び置戸町の境界
変更に関する現地調査の経過について報告。

③ 総務部長より、庶務規程改正問題について先に本委員会において
種々指摘された事項について訂正措置を行つた経過について説明を
聴取の後、佐野委員（社）より、私が指摘したことはこの訓令のみ
の問題でなく議案の提案方法、予算の出し方等理事者の見通しの悪
かつたため議会において無用の混乱を生ぜしめたことについてであ
るが、そのことは予算委員会の総括質疑にゆずり訓令については総
務部長説明のとおりこれを了承した。

④ 請願、陳情の審査については次回委員会において行うこととした。

○十月二十六日

午後零時四十五分、第三委員室において開議、午後一時十分散会、委員長 沖野 政雄（自民）

付託案件の審査

① 議案第二十九号（北海道議会職員定数条例の一部を改正する条例案）を議題に供し、異議なく原案可決に決定。

② 委員長より、議案第四十八号（上水道事業施設の設置に関する件）を議題に供し、先に本件について井野委員（社）より要求のあつた資料は提出されたが現地調査を行つた上で審議する旨を述べ、異議なく、そのことに決定。

一般議事

① 総務部長より、追加提出予定の議案第六十六号及び第六十七号について説明を聴取の後、井野委員（社）より、今議会の会期は本明の二日間しかなく更に競馬予算は八月三十一日専決処分をもつて追加されているがこのような疑義のある予算案等をこの会期日程で処理され得るものとして提出されたものかどうか、また会期延長等の事態の場合理事者もその責任の一端を負うとの考えなのか、もし会期中にその考え方であれば本委員会としては如何ともいたしかねる問題でこのことは会長会議または各派交渉会の問題として扱つてもらうしかならないと思う旨、中山委員（自民）より、提案の方法において意に沿わない点はわかるがこのことは一週間程度前より非公式にわかつていた問題で我々は会期中に上げてやりたいと思つているがこれらのことは各派交渉会の問題で本委員会としてはこの程度とすることではよいのではないかについて、佐野委員（社）より、農務委員会ではこのことを了承しているのかどうかについて質疑、総務部長より答弁があつて、暫時休憩の後、井野委員（社）より今回の追加議案提案についての考え方について質疑、総務部長より答弁、委員長より、追加議案の事前説明は以上でとどめる旨を述べた。

② 本日聴取した陳情は次のとおり。

厚真村を明年一月一日を期し町制施行されたいことについて

厚真村代表

○十月二十八日

午後一時四十二分、第三委員室において開議、午後二時五分散会、委員長 沖野 政雄（自民）

付託案件の審査

議案第四十八号（上水道事業施設の設置に関する件）を議題に供し、異議なく原案可決に決定。

一般議事

① 委員長より、真駒内団地開発計画の諸問題は後日改めて検討願いたいと思つている旨を述べ、佐野委員（社）より、このような重要な問題は事前に委員会に提出されて検討するように取計らつてもらいたいと要望があり、総務部長より答弁、ついで人事課次長より、石炭手当及び寒冷地手当の増額に関する中央折衝の経過について説明を聴取、今後更に強力な中央折衝をすることについて語り、異議なくそのことに決定、派遣委員及び日程等については委員長一任とすることとした。

厚生委員会

○十月十三日

午前十時四十八分、第三委員室において開議、午後零時二十五分散会、委員長 福島新太郎（自民）

一般議事

① 十四号台風による災害視察の経過に関し渡辺委員（社）より、松

山及び後志両支庁管内について、千葉(軍)委員(自民)より、渡島及び松山両支庁管内についてそれぞれ報告、これに関連して中野(社)熊谷(社)各委員より、この様な問題についてはもつと早く委員会を開いて処理すべきであることについて意見があり、委員長より、応答。

② らい病施設国立青丘保養所開所五十周年記念式典に委員長代理で出席した松尾副委員長(自民)より報告があつた後太田委員(社)より、道からの入所者数について、中野委員(社)より、入所者総数について、吉田委員(自民)より、一般人の訪問を歓迎するか、また感染の恐れはないかについてそれぞれ質疑があり、松尾副委員長(自民)より応答。

③ 上京折衝について諮り、各委員より折衝事項についてそれぞれ意見があつた後松尾副委員長(自民)より、厚生省で建設計画中の優良老人ホームの規模について(中野委員(社)より関連して質疑があり)、渡辺委員(社)より、厚生年金病院の設置問題については既設の期成会と十分協議するべきでないか、災害地大成村の療養所に医師を置く考えはないか等について、水島委員(社)より、厚生年金病院は総合病院か特殊病院か、社会福祉事業職員の退職金支給対策(関連して千葉(軍)(自民)中野(社)渡辺(社)太田(社)熊谷(社)各委員より、該事業職員の待遇改善に関し要望意見書作成の上強力に中央折衝すべきであること等について意見があり)、保育所措置費の引上げ問題等について、千葉(軍)委員(自民)より、災害地の国民健康保険税減収に対する財政措置問題についてそれぞれ質疑及び意見があり、民生部長、衛生部長、社会課長より答弁、ついで上京委員については委員長一任、時期については今議会閉会後とすることを決定した後熊谷委員(社)の意見もあつて早急を要する国立光明寮の設置問題については近日上京予定の災害対策特別委員に折衝方を依頼することとし委員長より災害対策特別委員長に

連絡を行うこととした。

④ 次回委員会は二十日に開くこととした。

○十月二十日 午後二時二十分、第三委員室において開議、午後四時散会、委員長 福島新太郎(自民)

付託案件の審査

① 議案第四十三号(北海道生業資金貸付条例案)及び議案第四十四号(北海道老令者福祉年金条例を廃止する条例案)を一括議題とし、民生部長より説明を聴取、ついで議案第四十五号(保健所設置条例の一部を改正する条例案)及び議案第四十六号(北海道立診療所条例の一部を改正する条例案)を一括議題とし、衛生部長より説明を聴取、ついで以上の四議案に対する質疑に入り、竹村委員(自民)より、道の老令者福祉年金受給者で国の老令者福祉年金を受けることが出来なくなつた人達に対し何か別の方法で考えてやることはできないかどうか、道内における無医地区数及び該地区における保健婦、助産婦の駐在状況等について、深山委員(自民)より、保健所の移設について地元住民の了解の有無、生業資金貸付条例改正内容の市町村に対する周知徹底状況及びこの新しい方法で実施して不便な面が出てきた場合の措置並びに目的達成のために最善の努力をされた等について、太田委員(社)より、生業資金貸付条例の改正に際して相談した市町村の数及び道から貸付を受けこれに上置きをして行おうとする市町村の見込数並びに単独で生業資金貸付を行っている市町村数、老令者福祉年金廃止に替る総合老人福祉対策の推進に対する所信、道の老令者福祉年金受給者で国の老令者福祉年金受給不適者の数、上磯保健所の名称変更日を二月十五日とした理由、生業資金の借手が多い場合の市町村分と道分の配分問題等について、渡辺委員(社)より、生業資金貸付条例の改正は道財政の効率活用のためにこの業務を市町村に押し付けたような印象を受ける

がどうか及び貸付限度額を引上げても予算総額が同じなら貸付件数は減るがこれに対する見解並びに上置きせずに貸付を行う市町村に対する処置、老令者福祉年金条例を廃止する最大の理由、太田診療所廃止の基本的考え方及び同診療所の職員数並びに廃止に伴う職員の措置等について、水島委員（社）より、老令者福祉年金制度を廃止する府県の数及び本制度は社会福祉の中核的存在であるから存続させるべきであること等について、熊谷委員（社）より、道立医療施設における医師及び看護婦の不足に関連して総合開発計画との関連において道の最低必要数を出すべきでないか、また充足計画はあるかどうか、養老院の設置計画はあるか等について、千葉（大）委員（社）より、開拓診療所のあるところは無医地区として扱うかどうか、生業資金貸付条例の改正に伴い貸付対象の査定は今後市町村にやらせるのかどうか等についてそれぞれ質疑、意見及び要望があり、民生部長、衛生部長より答弁。

一般議事

① 渡辺委員（社）より、十四号台風による道南災害地の仮設住宅建設及び救援物資輸送が遅れているがこれに対する対策について質疑及び意見があり、民生部長より答弁。

② 厚生年金北海道成人病院建設に関する件、生活保護施設及び児童福祉施設事務費基準改訂の件、国立光明寮設置に関する件の三件について知事議長連名（厚生年金病院については期成会を含めた三者連名）の要望書作成の上中央折衝することを議題とし、民生部長より説明を聴取、ついで松尾副委員長（自民）より、生活保護施設及び児童福祉施設職員に対し国家公務員並みの寒冷地手当及び期末手当を支給する場合及び期末手当だけ支給する場合の所要金額並びに今までの経過よりみた最善の折衝方法等について質疑及び意見があり、民生部長、社会課長より答弁の後、以上三件を要望書として中央に提出することに異議なく決定。

○十月二十七日

午後二時、第三委員会において開議、午後三時散分、委員長 福島新太郎（自民）

付託案件の審査

① 議案第四十五号（保健所設置条例の一部を改正する条例案）を議題とし、異議なく原案可決に決定。

② 議案第四十六号（北海道立診療所条例の一部を改正する条例案）を議題とした後、本議案の審査にあたっては道立小樽病院を含む医療全般をあわせて審査することとし、渡辺委員（社）より、道立小樽病院の廃止問題について質疑及び意見があり、衛生部長より答弁、ついで都合により本問題は議案と分離して審議することとした後、議案第四十六号は異議なく原案可決に決定。

③ 議案第四十三号（北海道生業資金貸付条例案）を議題とし、渡辺委員（社）より、市町村からの貸付要求に対しては予算の範囲内でこれを行うということを明確にした方がよいのではないか、また市町村の上置きを義務付けてはどうかについて意見があつた後、太田（社）深山（自民）各委員の意見もあつて議案第四十三号及び第四十四号の審議は明日行うこととした。

請願、陳情の審査

請願

第七三号 小樽市に精神薄弱者更生授産施設設置の件

（採 択）

陳情

第一六一号 青少年保護育成対策の件

（採 択）

第一六四号 北海道生業資金復活の件

（採 択）

一般議事

① し尿消化施設に対する国庫補助金等の増額に関する件について知事議長連名で要望書を作成の上中央折衝することについて諮り、異議なくそのことに決定。

② 本日聴取した陳情は次のとおり。

道立小樽病院存続の件

道立小樽病院患者代表

○十月二十八日 午後三時五十六分、第三委員室において開議、午後四時四十分散会、委員長 福島新太郎（自民）

付託案件の審査

① 議案第四十三号（北海道生業資金貸付条例案）を議題に供し、異議なく原案可決に決定。

② 議案第四十四号（北海道高齢者福祉年金条例を廃止する条例案）を議題に供し、太田委員（社）より、国の高齢者福祉年金を受けることのできる人々に対し何か対策でも考えたか、本条例廃止に伴う浮き財源を総合老人福祉対策に向けることを知事は了承しているのかどうかについて、渡辺委員（社）より、本条例廃止に関する理事者の答弁は納得がいかないがこれに替る総合老人福祉対策を行う旨を委員長報告文の中に入れてほしい旨それぞれ質疑及び要望があつて、異議なく原案可決に決定、なお委員長報告文は渡辺委員要望の趣旨を充分取入れることとして委員長一任とすることに決定。

請願、陳情の審査

請願 願

第三〇号 日赤帰還案内の一部条項撤回の件 （採 択）

第三十一号 原爆被害者援護対策の件 （採 択）

一般議事

① 先の委員会決定したし尿消化施設に対する国庫補助金増額問題及び厚生年金病院設置問題に関する中央折衝は十一月四日より一週間、各党二名ずつ派遣することに決定。

② 渡辺委員（社）より、北海道医療機関整備要綱による整備計画は道立小樽病院の廃止のために作られた資料のように思われるが、こ

の資料の数字に誤りがないか、特に要綱第三項は廃止のために作成したものではないか、また経営赤字のために財政当局から圧迫を受けたのではないか、地域住民が反対署名運動を行っていることから廃止の考え方を改めて医療整備計画の中で充分検討の上でその存否を決めるということで住民、患者、職員の不安を除去してやるべきではないかについて、中野委員（社）より、道立小樽病院の廃止については基本的な考え方がないのではないかについてそれぞれ質疑及び意見があり、衛生部長より答弁があつた後、本件の取扱いについて協議のため、暫時休憩、午後四時三十八分再開の後、小樽道立病院の廃止問題については明日午後一時より引続き審議することとした。

○十月二十九日 午後三時五十分、第二委員室において開議、午後四時五十分散会、委員長 福島新太郎（自民）

一般議事

① 道立小樽病院の廃止問題を議題とし、渡辺委員（社）より、道の医療整備計画は小樽病院廃止を前提としたものでないか、また計画的に行うにしても我々の意見も入れて医療行政を行う考えはないか、住民が納得する廃止でなければならないと考えるが廃止の現実の責任者である市長のみの考え方を聞くだけでことたりなのか、廃止の方針が提示されてから患者、職員、住民が動揺しているがこれを防ぐ何らかの対策を講じたか、道立小樽病院の総合的検討を行うというところで整備計画にこだわらず存続の手を打つべきかと思うが原則として今年に廃止せず明年後予算を組むべきでないか、廃止の時期が決つておらずまた医師会、小樽市議会でもこの問題を論議しているとき廃止を心配している一般の人々に対しどのような形で説明するのか、同病院は基幹病院としての役割が大きくその反動として動揺も大きいので結論がでるまで待つべきでないか等について、熊谷委員（社）より、小樽市長の考え方を聞くということは整備案より出

たものでなく廃止にからんで起きたものでこれを認めるとなると整備即ち合理化対策ということになるが理不尽な合理化対策は反対で住民福祉を中心に検討したものでなければならぬのでないかについて、太田委員（社）より、明年度予算を組んで知事に要求もし年度途中で廃止が決つたときに変更すればよいのでこの間に合理化対策を考えて行けるのではないかについて、中野委員（社）より、患者の入院を拒否したり職員の配置転換をしたり内部から圧力をかけることのないよう充分注意されたい旨それぞれ質疑及び意見があり、衛生部長より答弁。

② 前委員会で決定の中央折衝委員に松尾副委員長（自民）、深山（自民）水島（社）、中野（社）各委員を決定。

③ 次回委員会は十一月二十四日午後一時より開議することに決定、なお道内視察は次回に改めて協議することとした。

商工労働委員会

○十月五日 午前十一時四十分、第三委員室において開議、午後零時二十

十二分散会、委員長 大久保和男（自民）

一般議事

① 委員長より、十月十日福岡県東京事務所において開催される石炭鉱業不況対策全国各道県議会協議会結成準備会への出席について意見を求め、各委員よりそれぞれ意見があつた後、同準備会に出席することに決し、人員は各党より一名ずつとし人選は委員長に一任することに決定。

② 議案第九号（昭和三十四年北海道自転車競技費歳入歳出追加予算）の取扱いについて諮つたところ、五藤委員（社）より、予算に関する議案を常任委員会で審議した前例はあるかどうかについて、千葉（大）委員（社）より、各派交渉会では予算特別委員会の第一日目において審議の上本会議を開いて議決することについて論議されただかどうかについて（関連して伊藤（作）副委員長（自民）より、意見があり、それぞれ質疑があり、議会議務局長より答弁の後意見調整のため午後零時五十分一旦休憩、午後零時二十分再開の後、本議案については代表及び一般質問終了後正式に委員会に付託があれば審議することに異議なく決定。

○十月十五日 午前十時二十八分、第三委員室において開議、午後零時

十分散会、委員長 大久保和男（自民）

① 宮沢委員（社）より、去る十月十日開催の石炭鉱業不況対策全国道県議会協議会結成準備会に出席した会議の経過について報告の後、千葉（大）委員（社）より、このことについての全国知事会議の動き、道独自の資料を整えて折衝しているか、また本日本問題について討議する予定があるのかどうかについて質疑、委員長より応答、労働部長より答弁があつて、報告を異議なく了承。

② 石炭不況全国協議会に対する今後の行動方法について千葉（大）委員（社）より、委員長は炭鉱不況問題は重大であるので特別委員会を作るべき性質のように考えているが当面本委員会があたりうではないかという考え方に変わりはなく、議会があつて特別委員会を作る場合は予算の裏付その他で違ってくるが裏付をどのようにしてやるか、石炭対策のための経費を今後どの程度使えるのかについて、五藤委員（社）より、大和田炭鉱失業者はその後どれくらいでたかについて質疑、委員長より応答、労働部長より答弁、更に千葉（大）委員（社）より、長期にわたつて国会対策を行い山元の実態調査するた

めの予算確保ができるかどうかについて、古沢委員（自民）より、知事は北海道鉱業振興委員会にあたらせるといつているがその見通しについて、村本委員（社）より、今回の協議会は離職者を中心とした対策であり道としては離職者を出さないのだからということで報告があつたが道が離職者を出さないのだからという資料はどのような資料か、全国の事情がそれぞれ異なるので相手方と同調するだけではうまくないのではないかと、またもつと結束して政府に働きかける必要がないかについて、伊藤（作）委員（自民）より、離職者を出さないようにするという道は道なりに別途に運動を起す必要がないかについて、五藤委員（社）より、議会は特別委員会を作るという動きがあるが理事者はどういうものを作るか、道の機構の中に組織的な体制を作らなければならないのではないかと、北海道の暖房用薪炭材はウエイトが高いがこれを石炭に肩代りするように道の機構の中でやるようにしたらよいではないかと等について、村本委員（社）より、石炭需要の状態と見通し、貯炭状況、重油との競合、エネルギー源の変化の中での石炭の地位等について資料を作っているか、石炭不況全国協議会は直ちに活動の態勢にあるか、池田通産大臣は今年中ぐらいに正常貯炭になるといふが道はどうかについて、宮沢委員（社）より、今後は石炭不況全国協議会の中に入つてともに運動するかたわら道としても対策の万全を期すため道独自の対策を作る必要がある旨それぞれ質疑、意見及び要望があり、委員長より応答、商工部長より答弁があつて、十月二十日開催される石炭不況対策全国協議会に参加すること及びその後も引続き継続して運動することに決定、派遣委員は委員長一任とすることとした。なを石炭不況対策に関する道独自の資料提出を要求することに決定。

○十月二十一日

午後三時五分、各派交渉室において開議、午後五時十七分散会、委員長 大久保和男（自民）

付託案件の審査

① 議案第二十四号（信用保証損失補償に関する予算外義務負担の件）を議題に供し、商工部長より説明を聴取の後、異議なく原案可決に決定。

② 報告第九号（昭和三十三年度北海道夕張川二股発電所建設事業会計決算に関する件）を議題に供し、資源課長より説明を聴取の後、異議なく認定議決とすることに決定。

一般議事

- ① 資源課長より、先の委員会で要求のあつた石炭不況対策に関する資料について説明を聴取、ついで村本委員（社）より、通産省で作成の石炭特別対策のうち流通面の合理化、単価の引下げ、大型専用船などをどうするか、特殊会社設立に対する予算を要求しているかについて、森川委員（社）より、対策方法については種々考えられるが閉会中における調査を本委員会に特別付託を受ければ、ある程度目的が達成される旨、また宮沢（社）千葉（大）（社）各委員より、石炭不況対策に関連する特別委員会設置について意見があり、委員長より応答、資源課長より答弁の後、石炭不況対策のための特別委員会設置の問題についてはこれを設置することなく本委員会がこれに当ることとした。なお本問題について活動を行うため所管事務調査の要求することについて諮り、異議なくそのことに決定。
- ② 石炭鉱業不況対策協議会出席の件について諮り、委員長及び宮沢（社）千葉（大）（社）森川（社）池田（穂）（自民）各委員より意見があつた後、異議なくそのことに決定、派遣委員は自民、社会各党より一名ずつとし、その時期及び資料については委員長一任と決定。
- ③ 北海道駐留軍関係離職者等対策協議会委員二名の推選について諮り、異議なく委員長一任とすることに決定。
- ④ 森川委員（社）より、港湾労働協議会の設置に関する予算がでているか、また設置の意思があるかどうか、設置するとなれば今年度

中に設置するか、支障があるとすればどの様な点か、電力料金値下げ問題、職業訓練所の増設、新設及び井華塩業存置問題に対する意見書を決議してほしい旨、高田委員（社）より、北日本航空株式会社に對する増資問題の取扱い及び委員長のこれに対する見解について、千葉（大）委員（社）より、本問題に対する陳情が早くでていることから早急に委員会の態度をきめるべきである旨、伊藤（作）副委員長（自民）より、もつと時間をかけて審議する必要があるのではないかについて、池田（穂）委員（自民）より、事業計画とか事業内容をもつと調査したい旨、岡島委員（自民）より、本日審議することが不可能であれば明日明後日のうちに行うよう取扱いをきめてはどうかについてそれぞれ質疑、意見及び要望があり、委員長より応答、労働部長より答弁、ついで宮沢委員（社）より、北海道の歌ごえ大会の助成金を切つたのは全道労働の主催であるためか、また参加者の人員名簿を出してもよいといっているがこれについてどう思うか、労働文化振興費十五万円に関連してこの芸能大会の行事の期日、参加団体に対する補助の内訳、芸能大会に参加する歌ごえグループに補助をしてもらえるかどうかについて、千葉（大）委員（社）より、歌ごえ大会に対する助成金打ち切りについて部長が労働者の声を聞かないということになれば納得しない、一係よりきいて幹部にきいていない、係長の内容は部長より説明されていないが意見を全然きかないでやるのでは話にならない、次期委員会までにこのような声をきいたということの資料を出してほしい旨それぞれ質疑及び要望があり、労働部長より答弁。

請願、陳情の審査

陳情

第一三四号 北日本航空株式会社に対する出資の件（保留）

高田委員（社）より、北海道における空港整備の状況及びその使用時期、道内ローカル空港事業は他の会社が利用することがあるのか、

関係市町村は増資によつて全日空と合併するのであればそのような会社には金を出せないといっているがそのような方向にあるのか、現在の経営状況はどの程度改善してきているか、増資計画が各都市でどのように受け入れられているか、増資の場合見合い融資が出される状況にあるか、増資が完了し公庫の融資を受けた場合会社の経営はどういう方向になつていくか、道の出資がなかつた場合公庫は出資しなくなるかについて、池田（穂）委員（自民）より、丘珠空港が増えて拡張しなくともよいのか、公庫よりの出資は道の裏付が必要であるかについて、岡嶋委員（自民）より、陳情の趣旨と計画にひらきがあるし経営は危険状態であるがこれらについて詳細な資料の提出方、会社の経営陣が激しく変る理由、この会社を存続するとなるとどうすればよいのか、増資をするだけでよいのか、冬期間の経営をどう考えるか、償却不足五千百万円及び一億円の欠損処理の見通し、一般増資は可能なのか、東急と道の貸付金と出資金との関係、八戸線の免許取得の計画があるが本当にできるのか、二機購入について計画どおりできるのかどうかについて質疑、商工部長より答弁があつて、明日更に午前十時より開議することとした。

○十月二十二日

午前十一時四十分、第三委員会において開議、午後一時十五分散会、委員長 大久保和男（自民）

請願、陳情の審査

陳情

第一三四号 北日本航空株式会社に対する出資の件（保留）

昨日岡嶋委員（自民）より要求のあつた資料について商工部長より説明を聴取、ついで岡嶋委員より、現在の経営陣で切り切ることができるか、増資後金融機関に協力をしてもらえるか、道が出資した場合監督の必要があるのではないか、会社の方針として合併をうたっているが道としてはその基礎の上に立つて考えていくか、飛行機

の耐用年数について今後どの位みれるか、第二、三種空港整備に対する考え方、北日本でやる場合どの位の経費が考えられるか、拓殖銀行からの借入金五千万円を増資に振向ける方法ができなかつたか、またこれを株に振りかえることについて銀行と交渉をしたか、もし振りかえられないとすると現在の借入金について長期棚上げ、無利子でという行きかたをとれるか、会社はこのことについて銀行と折衝をしたか、九月三十日現在の貸借対照表及び会計残高試算表（各月毎）に関する資料の提出方、役員の四名は給料をとっているか、操縦士の給料が低過ぎないか等について、五藤委員（社）より、本件に関する陳情に対し結論を出したのについて委員長はどう扱っていくか、また議会に正式提案された場合予算委員会等で審議の機会をもたれるかどうか、陳情について結論がでないうちに二千万円出資の提案をされることは委員会軽視でないかについて、高田委員（社）より、責任道政を執行するというのであれば知事と議会が表裏一体でない責任道政をとるとはいえないが先に副知事から社会党議員会長に正式に出資について相談があつたということとの関係についての委員長の見解について、千葉（大）委員（社）より、部が提出した資料は陳情審議の過程の資料か、あるいは陳情の趣旨に沿うような資料を出しているのか、本件に関する出資問題はどのように結論を出すつもりか、また委員会の陳情に対する取扱ひ方、本委員会の運営処理に対する委員長の見解、本会議に提案になつた場合更に審議をする機会はあるかについてそれぞれ質疑、意見及び要望があり、委員長より応答、商工部長より答弁。

一般議事

- ① 北海道駐留軍関係離職者等対策協議会委員の推せんについて諮り、委員長及び五藤委員（社）を推選することに決定。
- ② 石炭不況対策協議会の運動参加について諮り、異議なくそのことに決定。（委員会終了後、派遣委員に古沢（自民）宮沢（社）各委員

を決定。）

- ③ 委員会は明二十三日午後一時より開議することに決定。

○十月二十三日

午後一時四十七分、第三委員会において開議、午後二時二十八分散会、委員長 大久保和男（自民）

請願、陳情の審査

陳情

第一三四号 北日本航空株式会社に対する出資の件（採択）

千葉（大）委員（社）より、本件に関する資料の提出について議案を提案するための資料がでているが陳情者にあらかじめ話を聞いていのか、議題になつたものについて二日間も討議をされているといふことは正道でないと思つてゐるが審議が正道でなかつたが止むを得なかつたということに対する委員長の見解について、高田委員（社）より、陳情の取扱ひに対する委員長の見解について質疑、委員長より応答の後、商工部長より昨日の岡嶋委員（自民）より要求のあつた資料について説明を聴取した。

一般議事

- ① 先に千葉（大）委員（社）より質疑のあつた歌ごえ大会に対する助成金打ち切り問題について労働部長より答弁。
- ② 五藤委員（社）より、商工会法制定促進に関する意見書を決議してほしい旨の発言があつて、異議なくそのことに決定、千葉（大）委員（社）より、井華塩業存続の問題が自民党道総合開発特別委員会の問題にされているとの新聞報道がされているがこのことに対する委員長及び部長の見解について、村本委員（社）より、どういふ風に存続していくのか検討をしているかどうかについて、五藤委員（社）より、新聞報道によると急を要する問題に状況が變つてきているがどのように認識しているかについて質疑、委員長より応答、商工部長より答弁、意見書案の起草委員に正副委員長を決定した。

○十月二十八日 午後四時十分、第二委員室において開議、午後五時三

十五分散会、委員長 大久保和男（自民）

付託案件の審査

① 議案第六十六号（北日本航空株式会社に対する出資及びこれに伴う予算外義務負担に関する件）を議題に供し、商工部長より説明を聴取の後、千葉（大）委員（社）より、増資の内容と見通し、増資一億五千万円について知事は分析をしたか、二千万円出資の根拠は道が出せば他も出すのでそれに合わせたと了解してよいかについて、五藤委員（社）より、当初北日本より出された陳情の数字が変わってきているがどの程度変わってきているかについて、高田委員（社）より、予算外義務負担をした理由、出資の時期は来年三月までか、十二月議会までか、財政当局と相談をした結果はでないかどうかについて、大島（三）委員（自民）より、出資総額はいくらか、集つた金はどう使われるか、集つただけで増資とするか、慎重に計画を立ててやつてもらいたい旨、三十三年度の実質赤字はあるか等について質疑、商工部長より答弁の後、意見調整のため暫時休憩、再開の後、異議なく原案可決に決定、委員長報告文は委員長一任と決定。

一般議事

- ① 宮沢委員（社）より、石炭不況対策全国協議会に出席した経過について報告の後、異議なく報告を了承。
- ② 塩業整備に関する要望意見書について諮り、異議なく提出することに決定。
- ③ 商工会法制定促進に関する要望意見書について諮り、一部字句修正の上、異議なく提出することに決定。
- ④ 職業訓練所の増設に関する要望意見書について諮り、種々意見があつた後、異議なく提出することに決定。
- ⑤ 宮沢委員（社）より、北海道防災会館設置に関する陳情に関連して意見書を提出するよう取計つてもらいたいと要望があり、各党で

相談をすることとした。

⑥ 村本委員（社）より、国鉄の集約輸送計画に基く駅の廃止整理問題について日高地方では十一の廃止駅があり木材の搬出で困難を示し日高沿岸住民の反対があるがこのことについて相談を願い意見書を提出してほしい旨、また委員長より、このことについて部長の方にか意見があつたかどうかについて質疑、商工部長より答弁、千葉（大）委員（社）より、各意見書が決議されると国鉄運賃の問題とともに中央折衝することになるのでこれに関する資料提出方を要望、五藤委員（社）より、先に苫小牧市に設立計画のあつた失業救済のための北海道重車輻整備会社が現在まだ決つていないがこのことについてその情況報告を願いたいと要望があつた。

⑦ 本日聴取した陳情は次のとおり。

職業訓練所及び防災会館の設置について

岩見沢市長

○十月二十九日 午後二時三分、第一委員室において開議、午後四時二

分散会、委員長 大久保和男（自民）

請願、陳情の審査

請願

- | | | |
|-------|-------------------|------|
| 第一一三号 | 瀬棚町に道立職業訓練所設置の件 | （採択） |
| 第一一一号 | 釧路市に総合職業訓練所設置促進の件 | （採択） |
| 第一三七号 | 商工会法制定と国の助成措置要望の件 | （採択） |
| 第一四二号 | 俱知安町に公共職業訓練所設置の件 | （採択） |
| 第一四三号 | 岩見沢市に道立職業訓練所設置の件 | （採択） |
| 陳情 | | |
| 第一一七号 | 塩業整備強化に関する件 | （採択） |
| 第一四〇号 | 旭川市に総合職業訓練所設置促進の件 | （採択） |
| 第一四四号 | 函館市に総合職業訓練所設置促進の件 | （採択） |

第一八八号 浦河町に道立職業訓練所設置の件

(採択)

第一九八号 北海道労災会館設置の件

(採択)

一般議事

① 委員長より、議案第六十六号審査の委員長報告文の中の一部字句を修正することについて諮り、異議なくそのことに決定。

② 塩業整備、職業訓練所の増設、商工会法の制定促進及び労災会館設置に関する要望意見書を配付案のとおり提出することに決定。

③ 石炭不況全国協議会に対する今後の運動方針について諮り、千葉(大)(社) 宮沢(社) 村本(社) 森川(社) 各委員より意見があり、意見調整のため暫時休憩、再開後、明日更に本問題について協議することとした。

○十月三十日 午後一時三十分、第一委員室において開議、午後二時三十分散会、委員長 大久保和男(自民)

一般議事

① 委員長より、井華塩業その後の状況について説明を求め、商工部長より説明を聴取、村本委員(社)より、合理化とはコストを下げることであるか、またコストを下げることは増産によるのかどうかについて、千葉(大)委員(社)より、会社の責任者及び地元と話し合っているか、開発委員会であることを話し合っているか、東京事務所と本社との連絡はとれるかどうかについて質疑、商工部長より答弁。

② 中央折衝を二班に分けて行うこととし、塩業整備と商工会法の問題は第一班、職業訓練所の増設と労災会館は第二班とし、第一班は委員長及び千葉(大)(社) 岡嶋(自民) 宮沢(社) 各委員、第二班は伊藤副委員長(自民) 及び池田(横)(自民) 村本(社) 五藤(社) 各委員に決定、第一班の東京事務所集合は十一月五日、第二班は十一月十日とし石炭不況全国協議会への出席は第一、二班ともに出

席することとした。

③ 陳情第百十五号、第百十三号は議決不要の取扱いとすることに決定。

④ 開議前石炭不況全国協議会に提出する要望事項について協議した。

農務委員会

○十月一日 午後一時八分、第三委員室において開議、午後三時八分散会、委員長 二瓶 栄吾(協)

一般議事

① 本日の議事の進め方及び本日提案予定の意見書案の取扱等について岡田(社) 渡部(社) 各委員及び委員長の間質疑応答、意見の交換があつた後農務部長より、網走地区ビート原料集荷地域調整問題について説明を聴取、ついで笠井委員(社)より、検討のため休憩されたいと発言があり、午後一時五十三分一旦休憩、午後二時十五分再開、ついで菅田委員(社)より、今回の決定は数字に基いて決めたものか、またはある程度政治的配慮で決めたものか、三月二十七日の部長通達が変更されるに至つたのは通達に無理があつたのか、地域別部落別指示という処置でなく会社から会社への受渡しという方法では紛争が起きると思われるがその際の責任は部長その他関係者が負うべきであること等について、渡部委員(社)より、一万五千三百五十トンを芝糖から日甜に引渡した場合の両社の操業日

数に関連してこのような結果が出るなら三月二十七日の通達を変更する必要がないのではないか、農林省から文書による指示を何度受けたか、農民の中にはどうしても日甜に出荷したいという人がいるが農民の不満をいかにして解消するか等についてそれぞれ質疑及び意見があり、農務部長より答弁の後本会議が開かれるため午後二時四十分一旦休憩、午後三時五分再開の後渡部委員（社）より、道はビート生産計画には責任があり政治的圧力や農林省の一方的押付けを受けることなく自主性をもつてやられたい旨意見があり、なお本件については会議録検討の上後日本会議及び予算特別委員会でも再度質疑したい旨の発言があつた。

- ② 本日聴取した陳情は次のとおり。
浜益村における電害対策について

浜益村代表

○十月十三日 午後一時九分、第二委員室において開議、午後五時二十
八分散会、委員長 二瓶 栄吾（協）

一般議事

① 網走地区ビート集荷区域調整問題に関し笠井委員（社）より、道の通達が出された後の現地の状況について質疑があり、農務部長より答弁、ついで笠井（社）菅田（社）各委員より一部の耕作者達が現在行動による反対を起しつつある点について再三質疑、農務部長より答弁の後笠井委員（社）より、当委員会による現地調査の実施について意見があり、各委員の間に意見が交された後、必要があれば現地調査を実施することとし、調査方法及び調査時期等については正副委員長に一任することに決した。

② 桶谷副委員長（自民）より、農産物検査に関する中央折衝の経過について報告。

③ 農家負債整理の件に関し笠井委員（社）より、農家負債実態調査

結果に基づく道の対策案作成の基本的方向及び対策案の作成完了時期について質疑、農務部長より答弁の後渡部（社）菅田（社）笠井（社）各委員より、対策案は今議会中に出せるかどうか、また臨時国会に間に合うかどうか、早急に作成の上中央折衝することが必要であり、またその際道はあくまでも主体性を持つて進めるべきであること等について、石畑委員（自民）より、臨時国会もありこの際部長は中央に駐在して解決に努力する意思はないかについて、それぞれ質疑、意見及び要望があり、農務部長より答弁、午後二時四十八分一旦休憩、午後四時二十六分再開の後樋口委員（自民）より、今議会において要望意見書作成の上中央折衝することについて意見があつた後、笠井委員（社）より、今議会中に道独自の対策案を出せるよう努力されたい旨これに関連して制度金融の中で自創資金が一番良いものであるがこれより更に進んだものを打出す用意があるかどうかについて（関連して渡部委員（社）より、道の考えている長期低利の借替え資金の内容及び特別立法化に対する考え方について）それぞれ質疑、意見及び要望があり、農務部長より答弁、ついで委員長より、樋口委員より意見のあつた要望意見書案提出の件について諮り、各委員より意見があつてまだ会期もあるので本日は決めず保留することとした。

④ 農協と開協の調整問題調査のため小委員会を設置することについて諮り、各委員より意見があつた後異議なく設置することに決定、委員数等については委員長が農地開拓委員会と協議を行った上次回委員会において決めることとした。

⑤ 今後の委員会開催について協議の後付託案件の審査等については予算委員会における質疑が終つた頃開いて行うこととし、網走地区ビート集荷調整の件については早急に理事者側に再度調査を行わせ報告を聞く必要があれば委員会を開いて聴取することとした。

⑥ 本日聴取した陳情は次のとおり。

農家負債整理対策の促進について

北海道町村会理事（天塩町長）

付託案件の審査

時三十一分散会、委員長 二瓶 栄吾（協）

○十月二十一日 午後一時三十七分、第三委員室において開議、午後三

時二十二分散会、委員長ノ二瓶 栄吾（協）

付託案件の審査

① 議案第二十五号（有畜農家創設特別措置法に基づく有畜農家創設事業資金の融資に伴う損失補償に関する予算外義務負担の件）を議題とし畜産課長より説明を聴取の後異議なく原案可決に決定。

② 議案第六十一号（北海道青果物格付条例案）及び議案第六十二号（北海道農産物検査条例の一部を改正する条例案）を一括議題とし、農務部長及び農政課長より説明を聴取の後検討のため次回委員会まで保留することとした。

一般議事

① 笠井委員（社）より、網走地区ビート集荷区域調整に関する調査経過及び結果に関し話合いの結果本年度に関する限り円満裡に解決した旨を報告、ついで農務部長より同様の報告を行うとともに今までの当委員会の協力に対し謝意の表明があつた。

② 農家負債整理に関する要望意見書案提出等については対策案を検討作成中のため次回委員会まで保留することとした。

③ 本日聴取した陳情は次のとおり。

(1) てん菜製糖工場設置方について 池田町議会議長

(2) 玉ねぎの道営検査施行方について

北海道玉ねぎ馬鈴薯商業協同組合理事長

(3) 北海道青果物格付条例案について

余市町農業委員会事務局長

○十月二十六日 午後一時四十三分、第三委員室において開議、午後二

付託案件の審査

時三十一分散会、委員長 二瓶 栄吾（協）

議案第六十一号（北海道青果物格付条例案）及び議案第六十二号（北海道農産物検査条例の一部を改正する条例案）を一括議題とし、笠井委員（社）より、検査の權威という点よりみて一步後退の形になるのではないか、格付区域、格付機関、格付員の能力、北海道農産物規格調査会における規格の標準等の諸点に問題が出てくると思うので充分な指導体制をとり従来の道営検査の權威が保たれることを条件として賛成する旨について、渡部委員（社）より、道営検査が収支等の面より困難であるならば米麦を除いた他のものを全部を扱うことにより運営することはできないか、生産者の自覚向上を図るため自主的にやらせるとのことであるが道営でやればかえつて自覚が高められるのではないか、道営検査にした場合収支状態はどうなるか等について質疑及び意見があり、農務部長より答弁、ついで渡部委員（社）より、道営検査の方が規格の統一ができ不正が入る等の危険が少いこと、米麦以外のもの全部について道営で検査する場合の収支について検討しておくべきであること、全道的な検査規格があれば必然的に自覚は高まること以上に関連して自主検査の方が道営検査より良いという理由、この条例は現在の委託検査より前進したものかどうか、第七条の指定格付機関については強制規定にする必要がないか、また指定以外の格付機関ができて競合した場合はどうするか等について質疑及び意見があり、農政課長より答弁の後社会党委員協議のため一旦休憩、再開の後菅田委員（社）より、社会党側としては現在までの検査事情の点より暫定的に自主検査を認め原案に賛成すること、指導その他については万遺憾なきを期せられたいこと、今後において道営検査にもつて行けるよう努力されたいこと等について、蒔田委員（自民）より、自民党側も原案に賛成することについてそれぞれ意見があつた後社会党側の意見は委員長

報告文に入れることとし文案は委員長に一任、議案第六十一号及び第六十二号の二件とも異議なく原案可決に決定。

一般議事

農家負債整理問題については明日の予算特別委員会にて知事が答弁される予定であるのでその後当委員会を開き態度を決めることとした、日時については委員長に一任。

○十月二十八日 午後一時五分、第三委員会において開議、午後一時二十七分散会、委員長 二瓶 栄吾（協）

請願、陳情の審査

請願

第三三三号 農家負債整理促進の件 （採 択）

第八一〇号 玉ねぎの道営検査施行の件 （不採 択）

第一〇一〇号 西紋別地区農家負債整理促進の件 （採 択）

第一一五〇号 青果物規格格付条例に対し要望の件 （不採 択）

陳情

第三六六号 農家負債整理促進の件 （採 択）

第一四二〇号 青果物規格格付条例制定に対し要望の件 （不採 択）

第一六八〇号 農家負債整理対策促進の件 （採 択）

その他の請願陳情については継続審査とすることとした。

一般議事

① 農家負債整理対策の促進に関する要望意見書案を提出することについて諮り、異議なくそのことに決定。

② 事務調査事項の農家負債整理対策に関する件、共同集乳組織整備促進に関する件、寒地農業確立対策に関する件、農業協同組合の育成強化に関する件の四件についてはなお継続調査とすることに決定。

③ 農家負債整理対策促進に関し上京折衝を行うこととし派遣期日は委員長に一任、第一班の派遣委員は各党一名ずつの三名とし各党に

おいて人選をすること、なお必要があれば再度上京折衝をすることとした。

④ 北海道畜産振興審議会委員の推選について諮り、委員長に一任することに異議なく決定（散会後委員長及び桶谷副委員長（自民）高橋（自民）渡部（社）各委員を推選することに決定。）

○十月二十九日 午後一時九分、各派交渉室において開議、午時一時四十二分散会、委員長 二瓶 栄吾（協）

一般議事

① 農協と開協の調整のため設置する小委員会の名称及び委員数について協議することとし、午後一時十一分一旦休憩して協議、午後一時二十四分再開の後、小委員会は農協と開協の組織整備対策を目的として調査を行うため名称を農開協組織整備対策小委員会とし、小委員には石畑（自民）樋口（自民）笠井（社）堀野（社）の四委員とすることについて諮り、異議なくそのことに決定、正副委員長はオブザーバーとして随時出席することとした。

② 委員長より、ビート生産計画の資料提出、小委員会に対する資料提出、農家負債整理問題に関する中央情勢の把握連絡方等について要望。

○十月二十九日 午後一時四十七分、各派交渉室において農開協組織整備対策小委員会を開議、午後一時五十八分散会、小委

員長 笠井 幸衛（社）

① 石畑臨時小委員長（自民）より、小委員長互選の方法について諮り、樋口委員（自民）より、指名推選の方法によることとし、臨時小委員長より指名せられたい旨の動議を提出、異議なくそのことに決し、石畑臨時小委員長の指名により笠井委員（社）が小委員長と決定。

② 今後の運営方針について協議、次回までに理事者に対して要求する資料について検討することとし、さし当り農務部及び農地開拓部の事務分掌のうちで重複している面について担当人数等具体的な資料の提出を要望、ついで小委員長及び二瓶農務委員長より農地開拓委員会の動きについて説明があつた後次期開催日は十一月七日の本委員会開催の際打合せを行うこととした。

建設委員会

○十月七日 午後零時十五分、第一委員会室において開議、午後五時二十

五分散会、委員長 伊藤 弘（自民）

一般議事

① 道内土木事情の視察経過に関し西島副委員長（自民）より、十勝、釧路、根室各支庁管内について報告があり、午後零時二十分一旦休憩、午後五時三十二分再開の後齋藤（正）委員（社）より、石狩、空知各支庁管内について報告、ついで奥野委員（自民）より、視察の結果道道昇格後の維持管理が非常に悪いので今後万全を期せられたいことについて要望があつた。

② 川口委員（自民）より、各土木現業所の工事量には差があるので職員数は事業量に比例して配置すべきであることについて質疑及び意見があり、土木部長より答弁。

③ 川口委員（自民）より、台風十四号、十五号による被害状況の視察を休会中に実施することについて意見があり、これを諮つて異議

なく実施することに決定。

④ 西島副委員長（自民）より、道道の国道昇格及び開発道路編入の件を事務調査事項とすることについて意見があり、これを諮つて異議なくそのことに決定、次期委員会においてこの件に関する資料の提出及び説明を求めることとした。

⑤ 齋藤（正）委員（社）より、工事入札状況は内地建設業者が九割を占めているがこれでは道内建設業者の育成は困難でないか（関連して川口委員（自民）より、意見及び要望があり）について質疑があり、土木部長より答弁、ついで藤枝委員（自民）より、道内未視察地域の視察実施時期、道道を国道または開発道路に編入することに対し理事者側は反対の態度をとっていることであるが事実かどうか、砂利採取料は昨年一躍十倍に値上げしたが客土用砂利の採取料については特例を設けてもらいたいこと等について質疑、意見及び要望があり、委員長より応答、土木部長より答弁、なお道内建設業者の育成問題については現在ブルトーザ等機械を所有する内地業者を中心に入札が行われているのを今後は土木、建築両部関係については道内業者でできるものは全くやらせることを申入れすることにについて諮り、異議なくそのことに決定。

⑥ 土木部長より、台風十四号、十五号による公共土木施設の被害状況及び復旧対策について説明を聴取。

⑦ 請願、陳情の審査については都合により次回に持越すことに決定。

⑧ 本日聴取した陳情は次のとおり。

道道幕別西足寄線並びに道道留辺蘂西足寄線を国道に編入の件

幕別町長

○十月十三日 午後一時五十三分、第三委員会において開議、午後六時五分散会、委員長 伊藤 弘（自民）

付託案件の審査

工事請負契約の締結に関する議案第六十三号（北海道江別高等学校校災害復旧工事）第六十四号（北海道岩見沢西高等学校校災害復旧工事）第六十五号（釧路工業高等学校校災害復旧工事）を一括議題とし、建築部長より説明を聴取、ついで荒 委員（社）より、議案第六十五号の契約の相手方が道議会議員の岩田徳治氏であることに關し地方自治法第九十二条の二に違反はしないが法改正に際しての主たる趣旨は議員の属する団体と請負工事をなしてはならないということであるので疑惑を招く恐れがあるがこの提案は適当なものであるかどうかについて質疑、建築部長より答弁、ついで同委員より、法第九十二条の二の中における「主として」の解釈について質疑、建築部長より、建設省からの照会に対する自治庁行政課長の回答を読み上げて答弁の後同委員より、自治庁行政課長回答文の写し、昭和三十二年八月十九日に地方課長より各市町村議会議長に通知した自治庁照会の回答文の写し、岩田建設株式会社の昭和三十三年における事業明細書等について資料提出方を要望、ついでこれら資料の提出を委員会より要求することについて諮り、異議なくそのことに決定。

一般議事

① 土木部長より、別紙「二級国道指定要望路線及び開発道路指定要望路線」について説明を聴取の後坂下委員（社）より、要望路線の中で車馬も人も通れないような道路はあるかどうかについて、池田（信）委員（協）より、最近における二級国道昇格の中央折衝経過について遠藤委員（社）より、不完全な道路は整備されるまで道で整備することになるかについてそれぞれ質疑、土木部長より答弁あわせて来年度土木関係事業費特に補助率の引上げ問題に対する中央折衝方について要請、ついで坂下委員（社）より、部長が本委員会に要請するに當つて中央に直結している知事の考え方はどうかについて質疑、土木部長より答弁、この点について西島副委員長（自民）及び奥野（自民）坂下（社）荒（社）各委員の間に意見交換があつた

後部長の上京折衝に関する要請については承る程度とすることについて諮り、異議なくそのことに決定。

② 坂下委員（社）より、保留中であつた委員長の委員会運営方針について見解を求め、委員長より応答、これを不満として坂下（社）斎藤（正）（社）各委員より、委員長の今後の運営方針について再度質疑及び意見があり、午後二時四十三分一旦休憩、午後四時三十七分再開の後斎藤（正）（社）荒（社）坂下（社）各委員より、この問題について再三質疑及び意見があり（関連して西島副委員長（自民）奥野（自民）池田（信）（協）奈良（自民）遠藤（社）各委員より意見があり）、委員長より応答があつたが結論に至らず本問題についてはさらに保留とすることとした。

③ 明日の委員会は午前十時に開き請願陳情の審査等を行うこととした。

○十月十四日 午後一時二十二分、第一委員室において開議、午後一時二十五分散会、委員長 伊藤 弘（自民）

付託案件の審査

前日に引続き高等学校校災害復旧工事に対する工事請負契約の締結に関する議案第六十三号ないし第六十五号を議題とし、委員長より、昨日要求した議案第六十五号にかかる資料が提出された旨を報告の後荒 委員（社）より、資料について具体的に調査する必要があるので本日はこの程度とされたいと要望、異議なくそのことに決定。

請願、陳情の審査

請願

- 第四号 町道羽幌停車場通りを道道昇格の件 （採 択）
- 第五号 ニセコ観光道路早期完成の件 （採 択）
- 第六号 道道幕別西足寄線並びに道道留辺蘂西足寄線を国道に編入要望の件 （採 択）

- | | | | | | |
|------|---------------------------------|--------|------|----------------------------------|-------|
| 第一八号 | 納内市街路側溝新設の件 | (採 択) | 第五七号 | 沼田町字北竜村字奥美葉牛間道路新設の件 | (保 留) |
| 第一九号 | 道道多度志納内停車場線改良工事施行の件 | (保 留) | 第五八号 | 道道函館臼尻森線中尾札部函館間道路開さく及び隊道工事施行の件 | (採 択) |
| 第二〇号 | 西興部村興部町地内宇津原野道路中藻興部原野道路を道道に認定の件 | (採 択) | 第五九号 | 北竜村地内道道増毛妹背牛線架設の恵信橋並びに巖橋架換工事施行の件 | (採 択) |
| 第二一号 | ニセコ道立公園内道営チセハウス山の家観光道路補修工事施行の件 | (採 択) | 第六〇号 | 沼田町地内町道停車場通線を道道認定の件 | (採 択) |
| 第二二号 | 町道下川サナル線並びに幌内下川線を道道に昇格の件 | (保 留) | 第六一号 | 小清水市街地第子屈町川湯間観光道路整備拡充の件 | (採 択) |
| 第二五号 | 美深町地内町道美深停車場線道道昇格の件 | (採 択) | 第六五号 | 士別市地内仲線川を道費河川に認定の件 | (保 留) |
| 第二九号 | 音更町地内道道音更新得線路面舗装並びに側溝工事施行の件 | (採 択) | 第六六号 | 士別市地内銀川を道費河川に認定の件 | (保 留) |
| 第三〇号 | 町村道音更川西部川沿道路を道道認定の件 | (採 択) | 第六七号 | 士別市地内多寄間川を道費河川に認定の件 | (保 留) |
| 第三一号 | 中札内地内道道清水大樹線道路拡幅並びに中札内橋架替の件 | (採 択) | 第六八号 | 士別市地内大牛別川(五線より上流)を道費河川に認定の件 | (保 留) |
| 第三二号 | 倶知安町地内町道南一線道路を道道認定の件 | (採 択) | 第六九号 | 士別市地内温根別川(北十七線上流)を道費河川に認定の件 | (保 留) |
| 第三七号 | 道道幌加内旭川線の開さく改良工事施行の件 | (採 択) | 第七二号 | 町村道妹背牛音江稲田線の道道認定の件 | (保 留) |
| 第三八号 | 旭川市地内道道江丹別旭川停車場の拡幅改良及び橋梁整備の件 | (採 択) | 第七五号 | 美瑛町地内道費河川宇幕別川改修工事施行の件 | (採 択) |
| 第五三号 | 鉄道岩内線建設工事早期着工の件 | (採 択) | 第八二号 | 訓子府停車場線及び道立農業試験場北見支場線道道昇格の件 | (採 択) |
| 第五四号 | 後志支庁管内道路整備促進の件 | (保 留) | | 但し農試北農支場線は昇格基準に合致せず困難である。 | |
| 第五五号 | 後志支庁管内河川整備及び海岸保全事業促進の件 | (保 留) | 第八三号 | 上富良野町地内町道細野線及び北二十八号線道道昇格の件 | (保 留) |
| 第五六号 | 後志管内町村に土木機械貸与の件 | (不採 択) | | | |

第八四号 芦別市及び美瑛町地内芦別美瑛線道路開さくの件 (採 択)

第八五号 妹背牛駅前より沼田町間道路の新設並びに改良工事に對し補助の件 (保 留)

第八六号 遠軽町地内町道遠軽停車場通りを道道に昇格の件 (採 択)

第九五号 阿寒町地内道費支弁河川舌辛川改修工事施行の件 (採 択)

第九六号 阿寒町道架設十七線橋を国庫補助事業として実施の件 (採 択)

第九七号 道道雄別釧路線及び阿寒標茶線改良工事施行の件 (採 択)

第一〇三号 幌向村地内西八号橋を永久橋に架替の件 (保 留)

第一〇四号 幌向村市街地区道路舗装工事施行の件 (採 択)

第一〇五号 幌向村地内清幌橋を永久橋に復元の件 (採 択)

第一〇六号 幌向村地内道道輪厚栗山線夕張太地区の道路改良工事継続の件 (採 択)

陳 情

第一〇七号 幌向村地内堺橋を永久橋に架替の件 (採 択)

第二四号 道道美沢美瑛線松山美瑛線道路整備の件 (採 択)

第二五号 道道留寿都狩太停車場線工事促進の件 (採 択)

第二六号 美瑛町地内道費河川辺別川改修工事促進の件 (採 択)

第三〇号 日勝鉄道全線敷設工事促進の件 (採 択)

第六六号 留萌市道を道道に昇格の件 (不採 択)

第六七号 留萌港整備促進の件 (採 択)

第六九号 留萌市副港橋を永久橋に架替の件 (保 留)

第七一号 道費河川漁川改修工事施行の件 (採 択)

第七二号 恵庭町道漁川添線改良工事施行の件 (採 択)

第七三号 恵庭町道南二十四号線改良工事施行の件 (採 択)

第八〇号 豊頃村地内小川を道費浦川に認定及び改修工事施行の件 (保 留)

第八八号 江部乙町道西裏通り線の一部を道道認定の件 (採 択)

第八九号 道道利尻島環状線の維持補修の件 (採 択)

第九〇号 沼田町字高穂共成地内道道士別線道路拡幅工事継続の件 (採 択)

第九一号 沼田町地内町道改良工事に對し助成の件 (採 択)

第九二号 沼田町所在道道昭和恵比島停車場整備の件 (採 択)

第一〇六号 音江村地内道路旭川芦別線増田地先橋の架替工事施行の件 (採 択)

第一〇七号 音江地内道道神納深線中納内橋橋面補装工事施行の件 (採 択)

第一二三号 洞爺村地内村道大原成香線の道道認定の件 (保 留)

第二四号 恵庭町地内道費河川漁川及び島松川災害復旧工事施行の件 (採 択)

第二五号 道道苫小牧支笏湖線道路舗装工事施行の件 (採 択)

第一四五号 旭川市市道百八十七号線及び同九十三号線を道道認定の件 (保 留)

第一四六号 砂川市及び歌志内市道北三号線道路を道道に認定の件 (採 択)

第一四七号 帯広市大正町所在第二大川橋を永久橋に架換の件 (採 択)

第一五〇号 帯広市所在道道八千代帯広線改良工事施行の件 (採 択)

第一五一号 帯広市所在道道上札内帯広線改良工事施行の件 (採 択)

第一五二号 帯広市所在道道糠内芽室線改良工事施行の件 (採 択)

第一五三号 帯広市所在道道川西芽室音更線改良工事施行の件 (採 択)

採択と決したもののについてはいずれも追に送付しその処理の経過及び結果の報告を請求することについて諮り異議なくそのことに決定。

一般議事

藤枝委員(自民)より、急速な観光道路整備のため起債増枠等の運動について、斎藤(正)委員(社)より、観光道路とともに開発道路の問題もあり充分検討のため詳細な道路整備計画書を提出されたことについて質疑、意見及び要望があり、土木部長より答弁、ついで斎藤(正)委員(社)より、国道沿線の広告物は最近札幌千歳間を先頭にとみに目立っており付近の風光を乱しているがこの対策はないかと質疑があり、土木部長より答弁。

○十月二十一日 午後一時三十八分、第一委員室において開議、午後五時四分散会、委員長 伊藤 弘(自民)

付託案件の審査

① 前回に引続き議案第六十三号ないし第六十五号(工事請負契約締結の件)を一括議題とし、議案第六十五号に關し荒 委員(社)より、昭和三十二年八月十九日に地方課長から市議會議長会長、町村議會議長会長、市監査委員協議會長町村監査委員協議會長宛に出した通達(地方自治法第九十二条の二等に關する質疑について)の趣

旨及び通達の九の回答における「脱法的行為と解されるような場合は……」という脱法的行為とはいかなる行為を指すか、またどこで判定するか等について質疑、地方課長より答弁の後、荒 委員(社)より、あつせん収賄罪とも関連することだが一定の金を貰つて仕事をとつてやるなどという動きがあり行政指導上重大な問題であるが道議の場合どういふことになるか、また市町村に対しては強い行政指導を行っている道が自治庁の回答(建設省からの照会に対する)をたてにとつてやることは問題があり行政指導の立場からは指名しない方がよいと思うこと、本案については違法行為ではないから反対はしないが今後は市町村に対する行政指導と同様の措置を講ずべきであると思うがこの点に対する建築部長の所信等について、斎藤(正)委員(社)より、株式会社社の社長である道議が身内の者に社長を譲つても小会社であれば依然その影響力は大きいがこの場合自治庁回答のいわゆる例規は絶対的なものであると解釈しているかどうかについてそれぞれ質疑及び意見があり、建築部長、地方課長より答弁、ついで荒 委員(社)より、これを契機として今後どうあるべきかについて意見があり(関連して川口委員(自民)より意見があり)、午後四時五十分一旦休憩、午後四時三十七分再開、ついで池田(信)委員(協)より、休憩中委員有志が集まり議員である者がこのような形になつたことは誤解を招くので今後は自粛することが適當であること、道から市町村に対しては苛酷な通達が出されているにもかかわらず道は極めて緩慢な措置を講じており疑惑を招くので道と市町村は同様の措置を講ずるよう一元化を図る必要があること、以上の点について委員としても大いに努力すること等について話合つた旨を述べた後議案第六十三号ないし第六十五号についていずれも同意議決とすることに諮り、異議なくそのことに決定。

② 議案第四十七号(北海道営住宅管理条例の一部を改正する条例案)を議題とし、建築部長より説明を聴取の後、竹内委員(社)より、

入居者選考は抽せんで行う関係上何回やつても当たらない者が多いが申込回数に応じて選考の際ある程度考慮できないかどうか、家賃の値上りはどうか、家賃の値上りはどの位になるが等について質疑があり、建築部長より答弁の後、異議なく原案可決に決定。

③ 議案第五十三号（北海道営社会福祉住宅の維持管理に関する協議の件）を議題とし、建築部長より説明を聴取の後、異議なく原案可決に決定。

④ 報告第七号（工事請負契約の締結に関する件）を議題とし、建築部長より説明を聴取の後、異議なく承認議決に決定。

一般議事

竹内（社）奥野（自民）両委員より、旭川市豊岡団地映画館新設許可申請地の調査経過及び結果について報告があり、異議なくこれを了承。

○十月二十九日 午後一時十五分、第三委員室において開議、午後二時

二十分散会、委員長 伊藤 弘（自民）

一般議事

① 請願、陳情に関し、保留中のもの及びその後新たに付託されたものはいずれも閉会中継続審査とすることに決定。

② 地方道整備促進問題に関し、さきに種々協議したもののほかなお当面重要と思われる冬季道路交通の確保及び建設機械整備強化並びに治水砂防事業の促進について説明を聴取することとし、土木部長より説明を聴取、ついで奥野委員（自民）より、冬季間における除雪事業に対する国庫補助率は三十五年度も二分の一を踏襲することとなるか、除雪にかかる道単独費はいくら位か等について、竹内委員（社）より、除雪事業に対する補助について大蔵省は難色を示しているとのことであるが見通しはどうか、除雪については市町村から強い要請があるので来年度の予算編成に当つては道単独費を大

巾計上されたいこと等について、奈良委員（自民）より、同じ雪寒地帯である東北各県と話し合いしたことはないかについて、それぞれ質疑、意見及び要望があり、土木部長より答弁の後、北海道における治水砂防事業促進に関する要望意見書案及び建設機械整備強化に関する要望意見書案の提出について諮り、異議なくそのことに決定、ついでこのことについて中央折衝を行うことになった場合は冬季道路交通の確保措置及び道路整備に伴う橋梁架換に対する起債枠の拡大についてもあわせて折衝することとした、なお建築部長より住宅建設の促進についても折衝願いたい旨の要請があつて上京の際はこの件についてもあわせて折衝することに異議なく決定。

③ 中央折衝及び道内調査を行うこととし、中央折衝については派遣委員（三名）派遣期日は委員長に一任、道内調査については二班に分け渡島及び松山支庁管内には委員長及び岩田（自民）遠藤（社）各委員、網走及び宗谷支庁管内には斎藤（正）（社）坂下（社）藤枝（自民）奥野（自民）各委員を派遣、期間は両班とも十一月五日より七日間とすることに決定。

④ 次期委員会は中央折衝及び道内調査終了後開催することとした。

農地開拓委員会

○十月二十一日 午前十一時二十三分、第三委員室において開議、午後

四時五分散会、委員長 堀田 毅（自民）

一般議事

① 大石委員（社）より、苫小牧市及び後志、胆振、日高各支庁管内

における開拓事情の視察経過について報告。

- ② 農地開拓部長より、昭和三十四年度自作農創設維持資金の内訳と本道開拓分の処理状況等及び開拓農家移転対策について説明を聴取の後、移転対策に関し、大石（社）橋本（正）（社）清水（社）各委員より、現行制度で措置できるといふ考え方には問題があり充分掘り下げて検討する必要があると意見があつた後午前十一時五十八分一旦休憩、午後零時五分再開の後、農地開拓部長より、低所得開拓農家層の経営自立可能性と対策方向及び開拓農家移転再入植指導要領（案）について説明を聴取、次に総務課長より、十四号及び十五号台風による被害状況と対策について説明を聴取の後、清水委員（社）より、道の中央に対する要望書の中の天災融資法による経営資金の新規融資及び借換融資に関してはこれで完璧が期せられると考えているか、救農土木工事はどのようなになっているか、償還能力のないときは金融措置がされない傾向にあるので最終的には補償措置が必要であると思ふこと等について質疑及び意見があり、農地開拓部長、農地課長より答弁、ついで大石委員（社）より、各府県における土地改良事業量等に関する資料の提出について要望があり、午後一時三分一旦休憩、午後三時九分再開の後、土地改良課長より、土地改良事業の進捗状況について説明を聴取、ついで開拓経営課長より、分村計画について、農地開拓部長より、開拓農協の発展方向と対策及び開拓農家負債の実態等についてそれぞれ説明を聴取、本日は説明を聴取するにとどめ検討を行つた後次回委員会において審議することとした。

- ③ 委員長より、農協と開拓の事業調整に関し、農務委員長からそれぞれ小委員会を設けた上連合審議を行うことについて意見を求められたが本委員会としてはどう取運ぶかと諮り、各委員より意見があつた後本問題は充分討議を要するので次回委員会において検討することにした。

- ④ 請願、陳請の審査については都合により次回に持越すことにした。
⑤ 本日聴取した陳情は次のとおり。
西紋別地区の土地改良について

西紋別地区開発期成会会長

○十月二十八日 午後一時十二分、第四委員会において開議、午後一時二十六分散会、委員長 堀田 毅（自民）

一般議事

- ① 請願、陳情については閉会中継続審査とすることに決定。
② 事務調査事項である土地改良事業の拡充対策の件及び開拓農家負債整理促進の件については閉会中継続調査とすることに決定。
③ 既入植者の経営安定等に関する意見書案を提出することに決し、各党より一名ずつの起草委員を出すこととした、ついで災害措置としての救農土木事業に関する意見書案提出について意見交換の後本委員会として特に取り上げず委員長より災害対策特別委員長に申入れすることとした。

○十月二十九日 午後一時十三分、第四委員会において開議、午後一時三十分散会、委員長 堀田 毅（自民）

一般議事

- ① 開拓農家の経営安定に関する要望意見書、畑地土地改良事業の推進に関する要望意見書、自作農維持創設資金に関する要望意見書の案文を朗読、協議の結果前二件については原案のとおり、後一件については協議のとおり一部訂正して提出することに異議なく決定。
② 次回委員会の開催は十一月四日午後一時とし、農地開発事業超重点事項として畑地土地改良事業の推進、既入植者の経営安定促進、自作農維持創設資金等の問題について検討することとした、なお重点事項の中央折衝は十一月五日より十日位までとし派遣委員につい

ては委員長に一任と決定、上京折衝の経過報告のための委員会は十一月一日より十三日位までの間に開催することとした。

水産委員会

○十月一日 午後二時八分、第二委員室において開議、午後二時四十二分散会、委員長 麻里 悌三（自民）

一般議事

十四号台風災害地の現地視察に関し阿部副委員長（自民）より、第一班（渡島、松山両支庁管内）について、第一班の補足として西野委員（自民）より、福島及び松前方面について、次に島本委員（社）より、第二班（後志支庁管内）についてそれぞれ報告があり、ついで水産部長より、十五号台風による被害状況及び十四号、十五号台風災害に対する中央折衝の経過並びに系統機関との話合の状況について説明を聴取した。

○十月二十六日 午後三時四十五分、第三委員室において開議、午後四時三十分散会、委員長 麻里 悌三（自民）

付託案件の審査

議案第四十一号（北海道沿岸漁家経済振興促進助成条例の一部を改正する条例案）及び議案第四十二号（北海道漁家負債整理促進条例の一部を改正する条例案）を議題とし、水産部長より説明を聴取、質疑は都合により次回委員会において行うこととした。

一般議事

委員長より、各党代表者と相談の上上京折衝の災害対策特別委員に応援のため松平（自民）島本（社）各委員と共に上京した旨を述べて了承を求めた後折衝経過について報告、ついで島本委員（社）より、補足報告があつた。

○十月二十八日 午後一時四十四分、第一委員室において開議、午後四時五十三分散会、委員長 麻里 悌三（自民）

付託案件の審査

① 議案第四十一号（北海道沿岸漁家経済振興促進助成条例の一部を改正する条例案）を議題とし、川村委員（社）より、第四条第三項第四号の削除理由、施行規則第二条第三項中「地区委員会の意見を参考として云々」の削除理由これに関連してこの仕事を除いては地区委員会の存在理由はなくなるのではないか、また地区委員会の構成メンバーである市町村長等は漁村の諸事情に精通してをりその意見は客観性があつて貴重なものと思うがこの人々を除外して不安がないかどうか（関連して川端（自民）松平（自民）各委員より、質疑及び意見があり）等について、大島（仁）委員（社）より、不漁地帯においては利子補給及び償還期限の延長等を強く望んでいるので考慮されたいことについて（関連して窪田（茂）委員（社）より、質疑があり）それぞれ質疑、意見及び要望があり、水産部長より答弁の後本案は異議なく原案可決に決定。

② 議案第四十二号（北海道漁家負債整理促進条例の一部を改正する条例案）を議題とし、大島（仁）委員（社）より、漁家負債に関する提出資料について説明を求め、沿岸振興班長より説明を聴取、ついで同委員より、今次の改正で資金枠の増及び償還期限の延長を考えなかつた理由、十月現在における負債総額及び系統分固定負債額、今回の改正により新たに対象となる漁家数等について質疑及び意見

があり、水産部長より答弁。

一般議事

大島(仁)委員(社)より、前委員会における災害対策中央折衝の報告に関連して今後さらに水産関係の復旧対策においては種々問題が残ることが予想されその対策推進のためには本委員会と災害対策特別委員会の意見交流を充分図る必要があるがこれに対する委員長の方針について質疑、委員長より応答、ついで窪田(茂)委員(社)より、一組合当り二十五隻以上の被害が補助対象となつたため二組合が補助対象外になるがこれら組合に対する対策樹立について特別委員会並びに理事者に要請すべきでないかと意見があつた(関連して秋山(協)川村(社)各委員より意見があり)後、これら各委員の発言事項を委員長から特別委員会に申し入れを行うことについて諮り、異議なくそのことに決定。

○十月二十九日

午後二時二十五分、第一委員室において開議、午後二時五十分散会、委員長 麻里 悌三(自民)

付託案件の審査

議案第四十二号(北海道漁家負債整理促進条例の一部を改正する条例案)を議題とし、大島(仁)委員(社)より、本条例を将来改正し償還期限の延長及び資金枠の増大を図る意思があるかどうかについて質疑、水産部長より答弁の後一旦休憩、再開の後社会党側委員を代表して川村委員(社)より、五億の資金枠中二億三千万円の残を出したのは償還期限が五カ年であるため融資を受けたくてもこの五カ年で整理ができないため希望が上つてこないこと及び現行条例では三十一年四月一日以前の固定化負債が対象であつたがその後において生じた負債もあること等であり、今度の改正で後者については適用されることとなつたが前者についてはそのままになっている、従つて現在実施中の負債実態調査の完了次第これに基いてあらため

て償還期限十カ年延長及び資金枠の増大について検討されたい、以上の見地から本案に対しては原案に賛成するが委員長報告文には本委員会の意見として近い機会に現行五カ年の償還期限を十カ年に延長すべきであることを挿入せられたいと発言があり、この発言を諮つて異議なくそのことに決し、ついで本案は異議なく原案可決に決定。

一般議事

- ① 請願、陳情の審査については閉会中継続審査とすることに決定。
- ② 漁業協同組合の整備促進及び災害対策に関する中央折衝を行うこととし、派遣委員等については委員長に一任。

文教林務委員会

○十月三十一日

午前十一時二十五分、第一委員室において開議、午後零時三十五分散会、委員長 大沢重太郎(自民)

付託案件の審査

- ① 議案第三十三号(北海道学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案)を議題に供し、教職員課長より説明を聴取の後、堀委員(社)より、本条例は予算と関係があるかどうかについて質疑、財務課長より答弁があつて異議なく原案可決に決定。
- ② 議案第三十四号(市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案)を議題に供し、教職員課長より説明を聴取の後、異議なく原案可決に決定。
- ③ 議案第三十七号(北海道学校職員等の特殊勤務手当に関する条例

の一部を改正する条例案)を議題に供し、山内委員(社)より、改正により従前のへき地手当と比べどのくらい変わるかについて、堀委員(社)より、予算との関係はどうか、また予算審議と並行して支障はないかどうかについて質疑、教育長より答弁、本件は予算の審議とも関係があるので保留とし後日の委員会において審議することとした。

④ 報告第三号(専決処分報告につき承認を求める件)を議題に供し、財務課長より説明を聴取の後、異議なく承認議決に決定。

一般議事

① 教育長より、台風十四号及び十五号災害復旧計画並びに復旧の経過について説明を聴取、堀委員(社)より、遠軽高校復旧の工事請負額及び起債の見通し等について質疑、財務課長より答弁。

② 山下委員(社)より、北海道における治山事業の促進に関する中央折衝のためこれが要望意見書を提出することの動議を提出、動議成立の後本件を議題とし、池田(金)委員(協)より、治山事業に対する今後の必要性について、山下委員より案文の中に補助率の引上げをうたつてはどうかについて質疑、林務部長より答弁があつて、異議なく意見書案を提出することに決定、委員長より、造林及び林道の補助が打切られるように聞いているが事実かどうか、また打切られた場合道の財政面に及ぼす影響等について、神部委員(自民)より、今次台風で風倒木がどの位あるかについて質疑、林務部長より答弁。

○十月二十六日 午後一時十七分、第一委員室において開議、午後二時

散会、委員長 大沢重太郎(自民)

付託案件の審査

① 議案第三十七号(北海道学校職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案)を議題に供し、異議なく原案可決に決定。

一般議事

① 委員長より、委員長会議の決定事項である派遣委員の制限問題については委員会運営の自主的判斷で行いたい旨の意見表明があり、堀委員(社)より、自主的に運営して行く方針については了承するが委員長会議の決定事項は将来のため十分検討したい旨の意見があつた。

② 委員長より、治山事業の促進問題及び公立小中学校の施設整備に関する中央折衝について諮り、異議なくそのことに決定、派遣委員は四名とし、日程等については委員長一任と決定、ついで芦別啓南高校及び滝川工業高校校舎改築の調査をすることについて諮り、異議なくそのことに決定、日程等は委員長一任と決定。

③ 開議前林(謙)委員(自民)より海外視察のため挨拶があつた。

特別委員会

予算特別委員会

○十月十二日 午後十一時十二分、第一委員室において開議、午後十一

時四十五分散会、委員長 秋山孝太郎(協)

① 秋山臨時委員長(協)より、委員長互選の方法について諮り、阿

部委員（自民）より休憩の上各党代表者による協議を行いたいのので暫時休憩されたい旨の発言があり、午後十一時十四分休憩（休憩中協議）午後十一時二十九分再開の後、阿部委員より指名推選の方法により秋山委員を委員長とされたい旨の動議を提出、異議なくそのことに決定。

② 秋山委員長より、副委員長互選の方法について諮り、藤枝委員（自民）より、指名推選の方法により阿部委員（自民）を副委員長とされたい旨の動議を提出、異議なくそのことに決定。

③ 次に委員会の審査日程について諮り、暫時休憩の後、午後十一時四十三分再開、委員長より、緊急を要する災害関係議案を他の議案と分離して先議することについて諮り異議なくそのことに決定、ついで議案第五十四号ないし第五十八号及び第六十号を一括議題に供し、橋本（正）委員（社）より、災害関係議案は緊急措置を必要としこれが速かなる実施をはかるため本件は原案のとおり可決されたいとの動議を提出、異議なくそのことに決定、委員長報告文は委員長一任とすることとした。

○十月十三日 午後一時三十四分、議場において開議、午後九時三十八

分散会、委員長 秋山孝太郎（協）

開会の後、各派代表者会議で今後の審議日程を協議することを決めて一旦休憩、午後四時四十一分再開の後、直ちに橋本（正）委員（社）より、審議日程決定前に商工部説明員の出席を求める処置がとられていることについて質疑、委員長より応答、ついで商工部所管事項から審議に入る内容の審議日程案を議題とした後、橋本（正）委員（社）より、日程案の一部変更について動議を提出、賛成あつて動議成立、本動議は起立による採決の結果、起立少数で否決され本案により審議を行うことに決定、ついで商工部所管に対する審議に入り、岡嶋委員（自民）より、議案第九号（昭和三十四年度北海

道自転車競技費歳入歳出追加予算）を分割先議し本日に結論を出して本会議に報告されたいとの動議を提出、賛成あつて動議成立、この直後に商工部説明員が議場に入つてきたためこれに対し橋本（正）委員（社）千葉（大）委員（社）各委員より異議があつて、午後四時五十六分一旦休憩、午後七時三十分再開の後、岡嶋委員（自民）より提出の動議を議題として質疑に入り、佐野委員（社）より、（1）緊急を要するから先議すべしというが競輪を開くことがなぜ道民生活上緊急なのか、（2）年十一回開催をどこで決めたか、（3）理事者の不手際の責任を議員に転嫁するのは不見識でないか等について質疑があり、岡嶋委員より応答、ついで討論に入り、本動議について渡辺委員（社）より、反対、高橋委員（自民）より、賛成、千葉（大）委員（社）より、反対の討論があつた後、採決に入つたが社会党委員は総退場、自民党委員だけで採決を行い議案第九号の分割先議を決定、午後八時十二分一旦休憩、午後九時二十六分再開（社会党委員欠席、自民党委員九人で審議に入る。）の後議案第九号に対する質疑に入り、古沢委員（自民）より、（1）今後競輪をどう運営するか、（2）年度初めから十一回開催の計画であつたか、（3）十回目の予算についてどのような結果になることが当初からわかつていなかったか、（4）開催中止の場合どんな影響があるか、また開催日を遅らすことはできないか等について質疑、商工部長より答弁があり、議案第九号に対する質疑を終結、採決の結果起立全員で本案は原案可決に決定。

○十月十四日 午前十一時二十分、議場において開議、午後四時二十四

分散会、委員長 秋山孝太郎（協）

① 商工部所管のうち議案第九号を除く他の全議案に対する質疑に入り、千葉（大）委員（社）より、（1）割増運賃撤廃のために道が従来とつてきた対策措置及び今後の方針並びに関係資料（詳細については書面提出方）、割増運賃が対ソ貿易不振の一原因になつていないか、

貿易振興費増額による対岸貿易の促進を図る気持はないか、(2)国鉄運賃割引制度存続問題に関し商工部が窓口になっていることの妥当性に対する見解及び予算措置状況、資料準備及びこれに基づく中央運動について従来とつてきた関係各部との連絡提携状況、道内関係諸団体を糾合して強力運動を推進するため今後いかなる措置をとるか、来道の農林水産委員に対する知事の要請状況及び国鉄に対する道の要請状況並びに本問題解決に対する今後の方策、(3)通運事業の運賃改訂問題に対する見解と中央折衝等対策に対する所信、(4)木工関係業者に対する技術指導及び販路拡大について今までの措置状況と今後の具体的方針及び予算増額問題、(5)道南地域の地下資源調査実施促進に対する所信これに関連して道内の未調査地域及び今後の具体的調査計画並びに予算増額問題等(関連して窪田(茂)委員(社)より、水産魚獲物の内地輸送に対する配車窮屈のため業者は処理に困り魚価は低落しているがこれに対する見解と対処方針について)について質疑、意見及び要望があり、商工部長、工業課長、資源課長より答弁、午後零時二十分一旦休憩、午後一時三十一分再開の後、**島本委員(社)**より、(1)对中国貿易に関し中国の対日貿易に対する最近の動きに関連してかかる状況の中における香港貿易事務所の活動状況及び道の対処方針、中国向見返り積出こんぶについて現在までの積出状況、(2)対ソ貿易に関しソ連のシベリヤ開発計画と北海道総合開発計画双方の進展のため物的技術的に交流を促進すべきであるがこれに対する所信、ソ連は本道との間にリンゴ、タマネギ、ダンボール製品、作業服と材木、石炭、魚類の貿易を希望しているが他府県の最近における積極性との関連においてこれに対する見解と対処方針、ナホトカ定期航路の集荷問題についてその後の具体的経過、外船の入らない留萌港は指定を取消される恐れがあるがこれに対する対策等について、**五藤委員(社)**より、(1)商工会法の制定に関し、商工会連合会全道大会において法制化運動の決議を行つた

が道に持込まれているかどうか、法案作成の過程において通産省は地方自治団体の意向をきいているか、法案の基本的考え方に関連して中小企業のもつ本来の問題を解決せしめるため道は通産省を通じてどう法案の中に織込ませていくつもりか、法制定の場合の本道経済に与える影響、商工会議所があるのに各種中小企業の組織団体が生れようとする根本的な理由、法に基かない組織に対する指導措置の経過と今後の方針、(2)商工会議所の整理統合に対する所信、兼務役員等頭だけある各種商工団体に對しどう考えているか、統合させる考えはないか等(関連して佐野委員(社)より、行政を行うに当り道はどの商工団体を中心にして行つていくか、商工会議所に対する従来の指導経過、行政の中に占める商工会議所の比重、大商工会議所の役員は有力者で占め中小企業相談所及び市等の行政に悪影響を与えていることに関連して完全独立の中小企業相談所の数及び相談所は会議所から分離して完全独立すべきであるがこれに対する所信等について)について質疑、意見及び要望があり、商工部長より答弁、午後二時五十五分一旦休憩、午後三時十七分再開の後、**高田委員(社)**より、(1)道営競輪の廃止予定時期及び方法等について計画立案に当る商工部の考え方、開始以来現在までにおける最高配当額、道営競輪の実施により自転車競技法第一条の自転車その他の改良、輸出版興機械合理化等はどう進化したか、収入の一部を自転車振興会に出しているがどうなっているか、琴似町における一家心中に関連してかかる幣害事実に對しどう考えているか、(2)中小企業の負債整理に関し、中小企業にも農漁家負債と同性格のものがあると思うがどうか、農漁家負債には利子補給を行い中小企業負債には何の措置もしないのは片手落でないか、中小企業相談所を通じて負債状況、原因、対策等について調査検討を行つていふことであるが事実かどうか、実施しているならばその調査対象及び整理方針に対する考え方等について、**宮沢委員(社)**より、石炭産業不況対策に関し、

(1)運搬諸掛のコスト面における比重は非常に大であるがこの点について道自体も検討すべきでないか、(2)三井鉱山の紛争解決対策に関し、道は現地に乗り込んでスト回避に努力する気持ちはないか、三井労使の激突原因は会社側の一方的な人員整理にあるように思われるが経営者に對し勸告を行う等の措置をとる気持ちはないか、賃金遅払いが発生しているがこの解決に対する所信と対策、炭鉱労働者の実態調査を実施されたいこと、石炭不況対策特別委員会の設置問題等についてそれぞれ質疑、意見及び要望があり、商工部長、工業課長より答弁があつて商工部所管に対する質疑を終結。

② 民生部及び衛生部所管に対する質疑は明日行うこと及び両部の審議を分括して行うことについて諮り、異議なくそのことに決定、明日の委員会は午前十時より開議することとした。

○十月十五日 午前十時三十分、議場において開議、午後五時四十分散

会、委員長 秋山孝太郎(協)

① 民生部所管に対する質疑に入り、渡辺委員(社)より、(1)北海道老令者福祉年金条例の廃止に関し、道老令年金受給者中国民年金に肩代りした場合の不受給者数及び不受給者に対する総合的福祉対策の推進、道老令年金条例の廃止の法的見解、道老令年金条例と国民年金法との性格及び差異、道老令年金条例制定当時の厚生委員会における部長答弁の内容に対する部長の見解、(2)老人クラブ設置補助金に関し、老人クラブ設置の重要性及び補助金交付の基本的態度のあり方、老人クラブ設置補助金の使途、養老施設設置の申請に対する今後の推進計画、(3)社会福祉事業関係予算の不足に対する部長の見解、(4)児童相談所施設の充実、(5)特定地域を設定して青少年不良化防止対策を行う考えがあるか、(6)道南災害地の福祉対策の強化及び人身売買防止対策、(7)道内福祉事業施設の偏在化の是正計画、(8)生活保護法の運営問題に関連して道内福祉事務所の充実及び定員

再配置の検討、民生委員活動費の増額等について、高田委員(社)

より、(1)北海道老令者福祉年金条例の廃止に関し、七十歳以上の老令該当者数及び国民年金受給資格者数、道老令年金受給者数及び国民年金に肩代りした場合の不受給者数、国民年金不受給者に対する措置並びに家族制度崩壊との関連に対する部長の所信、(2)北海道生業資金貸付条例の改正に関連して、貸付金限度を引き上げることにより貸付対象者数が少くなるのではないか、第三条の貸付規定の不備及び効力、第四条第二項ないし第五項の貸付条件の内容並びに第三条の市町村に対する資金の貸付枠の定め方、(3)生活保護者長期療養者に対する冬季年末見舞金増額支給に対する意思の有無及び精神衛生法、結核予防法による保護者等に対しても支給すべきでないか、(4)小樽成人精薄者援護施設の土地拡張の見通し、札幌市における精薄施設設置の動きに対する道の助成措置の有無等について、太田委員(社)より、(1)道老令者福祉年金条例廃止は時期的に不可能と思うがこれに対する部長の見解及び本年度のみでも継続実施の意思がないか、(2)予算説明書の中の備考欄中市町村貸付金の限度額空欄の理由等について、大石委員(社)より、(1)生活困窮者に対する低家賃住宅の建設に関連して、特に生活困窮者入居に対する民生部、建築部との話合いの内容及び第二種公営住宅の家賃減免に対する意思の有無、(2)精神薄弱者救済対策に関連して、長期救済計画樹立の考えがあるか、この計画に対する民生部、教育委員会との話合いの内容、精薄施設の拡充及び未収容者に対する対策等について質疑、要望、意見があり、民生部長より答弁があつて、民生部所管に対する質疑を終結、暫時休憩の後午後三時八分再開。

② 次に衛生部所管に対する質疑に入り、渡辺委員(社)より、(1)本道における医療行政のあり方と今後の推進に対する所信、(2)公的医療機関再配置計画樹立の考えがあるか、(3)道立小樽病院廃止に対する見解、(4)道内保健所施設の整備及び医師、看護婦等の充足対策、

(5)職業病に対する具体的救済対策等について、島本委員(社)より、(1)公的医療機関偏在化に対する今後の是正計画、(2)道立小樽病院廃止に関連して、廃止の理由、必要性の有無及び廃止に対する外部からの圧力があつたか、廃止後における建物の処分方法並びに職員の身分保障、(3)河川汚濁問題に関連して、道内河川汚濁に対する衛生指導及び防止対策はどうなっているか、オタルナイ川汚濁に対する衛生指導の実施状況、道内河川汚濁状況調査の早急実施方、道の市町村に対するし尿処理の指導、監督、助言を行っているか、悪臭気に対する防止対策等について、千葉大委員(社)より、(1)保健所運営協議会の指導及び育成方策並びに予算編成の際現地の声を取り入れているか等について質疑、意見及び要望があり、衛生部長より答弁、ついで千葉(大)委員(社)より、(1)保健所における職員不足数の全国充足率と道内における充足率との比較、(2)修学生制度の目的が達成されない理由、(3)現在修学中の生徒数及び給費生の数、(4)医師充足の効果の上つていない理由、(5)保健所法施行令第五条による職種別、規格別職員定数の過不足数、(6)厚生省衛生指針の定めている試験室の実施基準は北海道にどの程度適しているか等についての資料提出要求があつて、衛生部所管に対する質疑を終結。

○十月十六日 午前十一時七分、議場において開議、午後四時三十九分

散会、委員長 秋山孝太郎(協)

① 土木部、建築部所管に対する質疑に入り、島本委員(社)より、

河川の水質汚濁問題に関連して今後の対策、斜里川のでんぶん工場廃液処理施設の不完全に対する指導監督、余市湯内川の鉍毒による漁業被害の競合問題に対する補償措置、オタルナイ川等河川法適用外河川の調査状況とこれが取締対策、総合対策推進のための専門機関の設置及び排水浄化施設の基準、被害補償等に関する条例制定の意思の有無、かんがい排水溝に汚水放流の場合の取締対策等につい

て、大石委員(社)より、(1)電源開発による水不足と河川の美観保持特に観光地における河川の美観保持に対する考え方、河川敷地に畑作物あるいは工作物が無願で行われていること及び砂利採取による馬車の堤防欠壊等河川管理に対する基本的考え方、恵庭漁川における農地被害の補償問題、(2)国の道路整備五カ年計画に基づく路線変更後の管理方針及び道道の整備計画、(3)道道昇格の取扱いについて特に従来政治的に扱われてきたきらいがあつたがこれが調査計画樹立に対する考え方、国道停車場間の昇格整備問題、路線変更に伴う道路構築物の取扱いに関する基準の設定特に旭川市四条線のアーケ広告物の取扱い問題、道道補修予算の配付について十四支庁のうち砂利の容易に採取できる支庁とできない支庁とでそれぞれ考慮すべきでないか、(3)道内中小土建業者の育成に関連して指名を多く受けている業者と受けていない業者のアンバランス、指名業者指定の方針と指名方法、地域的に仕事を請負わせる配慮が必要であるがその方針と方法、(4)機構改革について特に土木現業所と支庁との関係、(5)道有建築物の保全及び改修計画、道立高校の集合煙突補修措置に対するその後の経過等について、窪田(茂)委員(社)より、(1)低所得者の住宅対策特に道自体としての推進方法、公営住宅入居者の資格制限中所得基準を過ぎた場合の明渡しと住宅あつせんの方法、敷金の取扱いに関連してこれを特別会計で運営する考え方、住宅不足解消の年次計画等について質疑、土木部長、建築部長より答弁があつて、土木部、建築部所管の質疑を終結、午後一時二十分休憩、午後二時三十五分再開。

② 次に林務部所管に対する質疑に入り、大石委員(社)より、(1)道立及び国立公園の維持管理に関し、特殊動植物の保護管理及び遭難事故防止のためのコース設定、指導標設置、救援施設等の完備について今までの道の措置状況及び今後の所信並びに関係各部との連携により善処方、(2)林地と開拓地との競合問題に関し浜益村の問題に

対する書面回答の内容、知事は不振開拓地対策として造地造反を打出し場合によつては林地の開放も行うといつてゐるがこれに対する部長の所信これに関連して不要返還地は出来るだけ林地に復元する一方浜益のような現在困つてゐる開拓者や既存農家が造地造反することによつて更生出来るところは優先して林地の開放を考えるべきであるがこれに対する所信、支庁への権限移譲に対する所信等について、千葉(大)委員(社)より、(1)学校植林補助金が予算計上されるに至つた事情経過及び予算額の算出根拠今後における学校植林の振興及び緑化運動の推進に対する所信と対策方針、(2)治山治水対策に対する根本的考え方と事業計画及び保安林整備に対する道の態度、(3)水源林の涵養及び森林資源の培養に対する今までの措置と今後の計画、(4)農業用水特に畑地かんがいと林務行政の競合問題、(5)民有保安林に対する保障制度問題、(6)海岸砂地における植林に対する道の措置と今後の方針、(7)分収造林特別措置法に基づく造林事業の推進問題等について、五藤委員(社)より、(1)林業労働者実態調査のその後の経過及び完成予定時期、(2)砂防林造成の経済効果に関連して現在考慮中の事業計画における対象地域名、(3)中央で作成中の治山治水事業計画の進捗状況及びこれに対応して道の態勢強化に対する所信、(4)道南ブナ材の加工工業化による失業者吸収に対する見解及びブナ材を原料とする工業化について林業指導所における研究状況、道南ブナ材をめぐつてチツブ工業の振興発展のため今後の方向に対する見解これに関連して今後の育成指導に対する所信と方策、(5)林力増強五カ年計画に関し伐木と造林は並行すべきであるが現状は伐木の進捗率が高く今後も更に伸びる恐れがあるがこの点に対する見解と対策等についてそれぞれ質疑、意見及び要望があり、林務部長より答弁があつて林務部所管に対する質疑を終結。

○十月十七日 午前十時五十八分、議場において開議、午後五時六分散会、

委員長 秋山孝太郎(協)

① 労働部所管に対する質疑に入り、宮沢委員(社)より、(1)石炭不況による労使間の紛争に対する道の考え方及び具体的解決方策、(2)石炭離職者対策の問題に関連して職業訓練所活用の有無、二、三男対策としての炭鉱職業訓練所を設置する考え方があるか、(3)北海道の特殊事情を国に訴え失対事業費の枠を拡大してもらう考えはないか、(4)稚内炭鉱従業員の失業保険金打ち切りに対する早急対策及びこれの実態調査の実施方法等について、五藤委員(社)より、(1)職業訓練所増設計画に関連して、増設五カ年計画樹立の有無及び今後の見通しに対する部長の所信、当面急を要する設置地域及び現在特に要望されている職種の内容、職業訓練所利用地帯である工業地帯の実情把握状況(関連して、千葉(大)委員(社)より、職業訓練所設置要望数及びその地区名、職業訓練生就職受入の指導及び輔導の内容並びにその実態調査、身体障害者職業訓練生の訓練期間の延長の有無及びこれに対する予算措置、職業訓練所の増設及び指導員の身分安定対策、職業訓練課新設の考え方があるかについて)等について、菅田委員(社)より、労災会館設置に対する国費補助の要望及び道費助成措置の有無について、島本委員(社)より、(1)政府の第二組合育成論に対する部長の所信、(2)北海道港湾審議会設置の有無、(3)小樽女子失対事業就労不適格者の措置に対する再調査の実施及び今後の解決方策等について、山下委員(社)より、(1)炭鉱離職者に対する職業あつせんの具体的方策、(2)林業労働者特に季節労働者に対する救済策及び実態調査の内容等について、渡辺委員(社)より、(1)地方労働委員の選任に対する外部の圧力の有無、(2)身体障害者職業厚生週間における雇傭及び失業の実情、(3)歌ごえ大会の道費補助打ち切りの理由及び歌ごえ大会と芸能大会開催の差異、(4)最低賃金法の実施に伴う道内の賃金、企業及び生活状況の指導対策、(5)中小企業退職共済法運用状況及び旅館業の従業員に対する退職金支給の可

否、(6)中小企業経営者の労務者に対する考え方の指導措置、(7)第二組合育成論に対する部長の見解等について、千葉(大)委員(社)より、(1)歌ごえ大会に対する道費補助打切りに関連して、歌ごえ大会の内容及び効果を調査しているか、芸能大会開催に対してどのような陳情、要望があるか、(2)土木現業所副監督の身分確保に対するその後の経過状況、(3)労働行政全般を通じての雇傭主に対する労働教育の実情、(4)地労委の自主性の尊重についての考え方、(5)第四回定例道議会に日雇労務者年末手当予算を計上する考え方があるか等について質疑、意見、要望があり、労働部長より答弁があつて、労働部所管に対する質疑を終結して、午後四時一旦休憩、午後四時二十四分再開。

② 次に農地開拓部所管に対する質疑に入り、山田委員(社)より、

(1)世論の上に立つ開拓行政を行うべきであるがこれに対する考え方、(2)不振開拓農家の移転再入植、分村入植等について具体案の検討状況、(3)開拓農家の負債整理に対し知事は「現行法律の簡明内で行いたい」といつているが現行制度の中でやつて行けるか、いかなる方法をとるか、(4)土壌改良に対する補助率引上げの見通しこれに関連して部長が八割補助について希望的観測を述べた根拠、(5)道営小規模土地改良事業費が非常に少い理由及び今次台風災害に関連して事業費増額に対する所信、(6)開拓付帯工事に対する上置は府県に比べて低いがこれに対する見解と今後の方針等について質疑及び要望があつた後答弁は明日聴取することとして散会。

○十月十九日 午前十時二十三分、議場において開議、午後六時十四分

散会、委員長 秋山孝太郎(協)

農地開拓部所管に対する質疑を続行、昨日の山田委員(社)の質疑に対し農地開拓部長より答弁、ついで答弁に関連して山田委員(社)より、再質疑及び今後の努力方について(関連して橋本(正)委員

(社)より、(1)不振開拓農家の移転再入植及び分村入植等の問題に關し、農家に対し助言示唆を与えることが必要であるが道は幾つかの案を立てて検討させているか、現在まで約二十戸しか移転実績がない理由、九月十二日の道新記事に関連してその内容を議会に明らかにしていない理由、(2)道営小規模土地改良事業の対象地区、事業量補助率等具体的内容これに関連して低金利資金の融資について善処方、(3)開拓行政の前進のため各関係課員の建議に耳を傾けてもらいたいこと等について、大石委員(社)より、不振開拓農家の移転再入植、分村入植等の問題について部長は現行制度で実施可能といっていることに関連して各事項に対する具体的方策、(2)分村入植計画樹立指導費の内容これに関連して農家移転に要する費用の予算措置問題等について、それぞれ質疑、意見及び要望があり、農地開拓部長より答弁があつて午後零時十分一旦休憩、午後一時二十五分再開の後、菅田委員(社)より、(1)島松演習場防災補修工事に関し、島松周辺各河川の災害原因に対する見解これに関連して自衛隊の演習による土地踏固めが大きい原因であると思うかどうかについて質疑及び意見があり、農地開拓部長より答弁、ついで菅田委員より、防災補修工事の進捗状況これに関連して防災補修事務所に対する人員の配置は充分かどうか、島松一帯の農家の被害累計調査状況及び完了予定時期並びに被害農家に対する補償問題等について質疑及び意見があつた後、午後二時六分一旦休憩、午後二時四十分再開の後、農地開拓部長、土地改良課長より答弁、ついで大石委員(社)より、(1)不振土地改良区振興対策小委員会の出した四処理条項に關し農林漁業資金の債務処理について金融機関との折衝状況、家畜導入及び追加投資に対する予算措置対策、農民の自営意欲及び再建という言葉をどう解釈しているか、六地区の負債整理及び再建計画に対する見通し、(2)全体的土壌改良計画を作成の上その中において各開拓地の事情に応じた具体的計画を作成すべきであるがこれに対する所信

と現状及びこれに対応する予算措置状況、(3)耕地造成事業に対する今後の予算措置増大についての所信、(4)土地改良、耕地造成は水田中心から畑中心に切替える時期に来ていると思うがこれに対する見解と今後の方針、(5)総合開発第二次五年計画における人口増に対する見解、(6)開拓不要地の返還と今後の処置構想及び部落移転後の後地処理方針、(7)開拓農協の監査に対する指導方針これに関連して職員組合員に監査員の身内がいる場合に対する見解、(8)自衛隊高射砲陣地の設置に関し部長は漁業権や土地問題を考えず補償金さえもらえば良いという考え方にあるのではないかと等について(関連して佐野委員(社)より、西紋別地区の土地改良問題について)橋本(正)委員(社)より、(1)不振土地改良区対策に関し、現状は自営意慾を起し得ないような状態に追込まれているのではないかと及び今日までの各地区に対する措置経過と結果、(2)開拓農協のあり方に対する見解と再健方策及び指導についての基本的考え方並びに二元行政について農務部との意見調整状況、(3)開拓農家の負債整理遅延のため寒冷地畑作営農改善資金の導入を受けられない者が多いがこれに対する見解と対策、(4)営農指導員及び経営補導員の充足強化に対する所信、(5)拓殖実習所の応募者過少に関連して整理統合して充実した実習所にする考えはないかと等についてそれぞれ質疑、意見及び要望があり、農地開拓部長より答弁、午後六時四十分一旦休憩、午後六時十三分再開の後、残余の議事は明日に延期することとして散会。

○十月二十日 午前十時三十六分、議場において開議、委員長 秋山孝

太郎(協)

① 農地開拓部所管に対する質疑を続行、坂下委員(社)より、(1)不振開拓地区対策に関し、猿払地区の実態に関連してかかる地区における建設工事の完了促進、生活対策、負債整理対策、自創資金の導入対策、営農対策等に対する所信と今後の具体的計画及び善処方、

(2)地帯別営農第二類型モデル地区に関し、ボンタチタツナイ地区の実態に対する見解とこれらモデル地区の諸施設等整備促進に対する所信と今後の具体的計画及び善処方等について質疑、意見及び要望があり、農地開拓部長より答弁があつて、農地開拓部所管に対する質疑を終結、午後零時三十二分一旦休憩、午後一時三十三分再開。

② 次に農務部所管に対する質疑に入り、菅田委員(社)より、(1)農家負債整理対策に関連して立法化促進に対する考え方、先に道が作成した実態調査報告書の内容について中央がどのように理解しているか結論のする時期とその見通し、北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法の施行に関連してその指導普及措置、貸付資格申請の認定状況と今後の見通し、また同法第八条に規定する家畜導入資金の助成措置状況と今後の対策、(2)農業改良相談所の運営経費の市町村負担軽減に対する考え方及び一方所当りの国、道、市町村の負担割合、(3)農業試験場の整備拡充対策に関連して五カ年計画のその後の進捗状況、園芸作物振興に関する将来の計画、三十四年度原種農場収支の見通し(関連して橋本(正)委員(社)より、農家負債整理対策に関する中央折衝のその後の経過、いかなる内容のもので折衝しているか、また実現可能な方法とはいかなる方法か、自民党公約の農業金庫の旗を引降ろすのか等について)、等について、山田委員(社)より、(1)農業改良普及事業の推進問題特に一普及所当りの職員数及び運営経費が内地府県に比べ少いことに関連して予算増額に対する考え方、機動力増強に対する計画、事務所の増設、職員公宅の設置に対する考え方、生活改良技術員の増員に対する考え方及び充足対策、(2)低位経済農漁家に対する台風災害対策に関連して貸付金の償還期限延長、利子減免措置に対する考え方、果樹地帯の台風災害対策及び飛行機による薬剤撒布等民間に協力する体制の確立に対する構想(関連して石畑委員(自民)より、生活改良普及員の欠員補充対策及びその時期、集約酪農事務所の運営費過少の問題等に

ついで)等について、渡部委員(社)より、(1)ビート問題特に三十五年以降の生産振興計画策定の基本的考え方、策定作業の進捗状況及び作成時期の見とおし、また同計画は年度別町村別及び集荷地域別に作るべきと思うがその考え方、先に提出された三十四年度てん菜振興五カ年計画に関する資料は何時どういう目的で作られたものが、また先に十勝支庁管内調査の際提出された資料の中の数字と喰い違っている理由、ビート増産対策の裏付け計画に関連して国の協力とその見通し、ビート工場誘致運動に各町村とも多額の費用を使っているが裁定機関等を設置する意思があるか、また運動を自粛するよう指導する考え方があるか、工場設置の場合の操業日数、処理能力等適正規模をどのように考えているか、また関係諸団体の理解を求めるため道、支庁、町村段階毎に協議会のような協力体制をどのように考えているか、農業試験場の拡充強化に関連して現在各団体がまちまちに行っているビートの品種改良試験を一貫性をもつて押し進める考え方、てん菜振興会法に基づく試験機関設置の構想、道農試のビート研究機関の弱体に関連して今後の強化対策、北見地区ビート集荷区域調整問題はどのように解決されたか、中央では道の実態調査に信をおけないといっているがこれに対する責任をどのように考えるか、また将来この不信感を排除するための努力と方法に対する所見、北見の集荷区域の紛糾は基本方針がないためだと思っているが今回の調整は今後紛糾を起さないという自信をもつて処置したものか、またこの解決について一部農民の反対の声をどのように取入れたか、何か条件をつけたかどうか、北見地区調整委員会の答申の中に両会社の行動態度が紛糾の原因の一つであるといっているがその意味するものは何か、三十四年度道産米の道外搬出数量及び需給の状況に関連して消費者米価引下げに対する中央の考え方及び今後の見通しと運動方法(関連して佐野委員(社)より、ビートの増反増収の見通し、また農民の利益を守るといって考え方の上に立

つての増産計画かどうか、ビート会社が納める納付金は北海道にかなる形で還元されるか、現在会社が農民に出している病害虫及び機械の奨励補助は道のビート行政を通して行うべきでないか、またてん菜振興に道費をもつと多く出す考えはないかどうかについて)等について、橋本(正)委員(社)より、(1)アイソトープ試験実施に対する問題、(2)ビートトツプの処理に関連して家畜飼料としての研究を実施する考え方があるか、(3)農産物価格安定対策費三億五千万円の計上に関連してその基本的考え方、自主共販について北連と雑商連との間で話し合いを進めていると報道されているがどういふようなことを話し合っているのか、(5)種畜施設設計上の理由等について質疑、農務部長より答弁があつて、農務部所管に対する質疑を終結、午後五時四十分休憩、午後五時四十五分再開。

③ 次に水産部所管に対する質疑に入り、窪田(茂)委員(社)より、

(1)海区調整委員制度に関連して同委員選挙にあたり公然と公選法違反の事実が行われているがそのような実態を認識しているか、今後の法違反防止に対する指導方策、公益委員の選任は選挙確定後行っているがその前に行うことが運営上適当と思うがこれに対する見解、(2)水産加工技術向上のためこれが指導機関設置に対する考え方、(3)オホーツク鮭鱒基地独航に対する見解とその推進方法、(4)ホタテ増殖事業に対する国費補助復活の中央折衝経過と今後の見通し及び復活困難な場合における道費の支出に対する見解、ホタテ稚貝に対する虫害対策、(5)オホーツク結永地帯対策に関連して第三次総合開発策定にあたり工場誘致をこれらの地域に考慮する必要があるのではないか、また年間操業できるような研究指導をすることに対する考え方等について質疑、水産部長より答弁があつて、明日引続き水産部所管に対する質疑を続行することとした。

○十月二十一日 午前十時二十二分、議場において開議、午後六時散会、

委員長、秋山孝太郎、(協)

① 水産部所管に対する質疑を続行、昨日の窪田(茂)委員(社)の質疑に対し水産部長より答弁があつた後、答弁に関連して窪田(茂)委員(社)より、再質疑及び今後の善処方について要望があり、水産部長より答弁、ついで山田委員(社)より、(1)災害復旧に関し、今次台風による熊石漁港等の再度の被害事例にかんがみて今後想定される天災に耐え得るような改良復旧を図られたいがこれに対する所信、(2)道営小規模土地改良事業に関し沿岸特に台風災害地は負担能力がないので補助率の引上げ及び低利資金の融資が必要であるがこれに対する所信と対策方針等について、島本委員(社)より、(1)水質汚濁防止対策に関し、総合開発企画本部を窓口とする対策機構一本化の性格、河川毎に指導することの可否に対する見解、パルプ、でんぶん工場等の廃液汚水規準及び浄化施設の基準確立問題、関係各部門の横の連絡が充分でないがこれに対する見解と今後の方針、廃液浄化施設に関する研究機構の確立推進に対する所信、浄化施設の運用管理に対する指導強化についての所信、かんがい排水溝に工場汚水を排出する場合の取締り問題、湯内川及びオタルナイ川等の汚濁問題にかかる漁民に対する補償問題、今後における水質汚濁防止予算の措置問題、(2)沿岸漁家振興対策に関し、冷蔵貨車不足のため水産物の滞貨大であるがこれに対する道の対策措置状況及び早急に配車枠増大について善処方、台風被害のうち漁網漁具等の後から判明した分に対する措置対策等について、大島(仁)委員(社)より、(1)冷蔵貨車の配車枠増大に努力方、(2)漁家負債整理促進条例に関し、五億円の枠に対しまだ二億三千万円の残がある理由、今次の条例改正に伴う新規対象の漁家数と金額、償還年限延長及び枠拡大が必要であるがこれに対する見解と今後の方針、負債実態調査の完了予定時期、(3)沿岸漁家経済振興促進助成条例に関し今次改正の具体的問題

点、漁信連に対する三千万円貸付の考え方及び資金の合理的運用について漁信連との協議状況、据置期間を設けていないがその必要性に対する見解と今後の方針、(4)漁業協同組合の整備促進問題に関し、中央折衝の経過と立法促進に対する今後の方針等についてそれぞれ質疑、意見及び要望があり、水産部長より答弁、午後一時五十分一旦休憩、午後三時二分再開、川村委員(社)より、(1)沿岸漁家経済振興促進助成条例の改正に関連して代表質問における阿部議員(自民)の発言中有名無実化した条例に血を通わせ肉を付けたものであるとか三十三年度実施の結果は良好な結果でなかったのは条例そのものに不備な欠陥があつたからだといっているが今回の改正は条例に血を通わせ肉を付けたものになつているか、またいかなる点が不備で欠陥があつたのか、良好な結果でなかった真の原因は何であつたか、沿岸漁家振興資金利子補給費減額の理由及び三十四年度利子補給費十五万五千円及び三十三年度融資に伴う同資金債務保証費六百二十一万八千三百円の算定基礎、漁信連に対する三千万円の貸付金は三十四年度融資金一億円の枠内か枠外か、漁信連との話合いの経過、同資金の運用方法に関連して年度内償還になつているのは短期資金にのみ貸出されるのか、漁家経済改善計画策定作業の進捗状況及び完成の時期、漁業金融円滑化に対する具体的方策、(2)漁家負債整理対策に関連して現行条例で資金総額五億円の残二億三千万円の消化が可能かどうか、不可能とすればその理由、また旧債整理は終わったのかどうか、整理できないものはどれ位あるか、整理できない理由、負債総額百九十六億の算定根拠、融資金の据置期間に関し規則改正がなされているがそれらの資料が提出されていない理由、償還期限延長に対する考え方等について質疑、水産部長より答弁があつて、水産部所管に対する質疑を終結して、午後五時十二分休憩、同二十二分再開。

② 次に公安委員会所管に対する質疑に入り、井口委員(社)より、(1)北鮮帰国問題に関連して道警は趙氏から情報を受けている事実、

情報提供の中に今回の北鮮帰国者名を調査した事実、情報提供の際、金品を送った事実、情報提供の場として飲食店等へ出入りした事実及びその費消した代金を村上警部補が支払った事実等を認めるか、北鮮帰還者に不当な干渉をしない旨を指示した内容、警察官のスパイ行為に対する本部長の見解、情報提供させた根拠規定の明示、具体的な帰還問題の日程がのぼる前に調査した事実の有無、連日わたつて情報入手した理由、各地における帰国の妨害事例に対する本部長の見解及び第一線警察官の今後の言動は正に対する本部長の所信等について質疑があり、道警本部長より答弁。

③ 明日更に公安委員会所管に対する質疑を続行することとした。

○十月二十二日、午前十時二十五分議場において開議、午後七時十分散

会、委員長 秋山孝太郎（協同）

① 昨日に引き続き公安委員会所管に対する質疑を続行、村本委員（社）より、(1)北鮮帰国問題に関連して道警の趙氏を知つてからの今日までの趙氏の行動経過内容、村上警部補と趙氏のひんばんに会合した事実の有無及び会合の回数、速かに情報入手しなければならない理由、情報入手の任意提供の有無、飲食店等の会合に費消した合計金額及び国費支弁の根拠規定の明示並びに実費弁償の内容、帰国妨害に対する本部長の指示内容、警備二課の事務分掌以外の職務を遂行したことに對する見解、警察官の帰国断念強要の自宅訪問に對する各地の事例の情勢把握状況、帰還案内の不当条項に對する見解、道内における調査力所及び調査結果の明示等について、大石委員（社）より、(1)旭川警察署員の交通事故惹起に對する措置、(2)道警音楽隊員の所属別及び職務内容並びに演奏旅行における旅費支出内容、(3)定山溪における北海道地区小学校教育課程改訂研究協議会の開催に關連して、警察官動員の契機となつた時の本部長の情勢把握内容、教育委員会より警官出動要請書の受領した日時、差出人の氏名、印

鑑の公私印刷及び要請書の内容、警備部長と学校教育課長の話合つた場所及び話合ひの内容、八月二十九日教育長より要請のあつた警官出動要請電話の内容及び警官の警備配置完了時刻、日航前における民教斗と道教委との話合つた事実を本部長は関知しているか、日航前における教育委員長不在を本部長に報告した者の氏名、バリケード構築に對する警官の指示及び立会ひの有無並びに構築完了日時、バリケード構築の一部が道路交通取締法に抵触する部分の撤去措置、札幌東署長と大石、千葉両道議と話合つた内容及びその結果が本部長にどのように報告されているか、受講者の旅館退場時における道警の情勢判断内容、定山溪錦橋における警官の行動に對する本部長の見解、民教斗と受講者との話合ひを警官が取次がなかつた理由、警官出動要請書の中の旅館主名の喰い違い等について、佐野委員（社）より、(1)交通事故発生増加に對する具体的事故防止対策、(2)札幌市公安条例の違憲性及び東京地裁における東京都公安条例の違憲判決に對する本部長の見解、(3)警察展覧会開催に對し入場料徴収の理由及び赤字を出した場合の措置、(4)警察展覧会開催における警友会の役目等について、渡部委員（社）より、(1)警察駐在所及び派出所等の新改築に關し、各市町村の地元負担がまちまちである理由、全額道費をもつて建築するものは必ず道費で執行するか、地元負担額について事前に地元の了解を得ているか、地元負担の意味について町村費の持出しをいうのかあるいは住民の寄付をいうのか、(2)教研協開催における警官の行動に對する見解、(3)酩酊、無免許、スピード、無灯火（自転車）等の運転に對する取締の強化及び具体的防止対策並びに交通違反者に對する行政処分の程度の実態、(4)自動車台数の増加と交通事故発生件数との比較、(5)帯広警察署札内巡査駐在所新築工事に對する予算の削減及び流用に對する義疑等について、千葉大委員（社）より、(1)定山溪における教研協開催に關連して、道教委の警官出動要請書を本部長が公文書と判断した見解及び

今後の公文書の取扱い方、日航前における警官実力行使の判断をした本部長の見解の是正、警備部長と千葉(大)道議の話し合った内容を本部長は関知しているか、(2)全国警察本部長会議における警察庁長官の訓示内容等について質疑、意見及び要望があり、道警本部長、道警総務部長、警ら交通課長より答弁。(一部答弁保留。)

② 明日引続き公安委員会所管の質疑を続行することとした。

○十月二十三日 午前十時三十三分議場において開議、午後九時五十九分散会、委員長 秋山孝太郎(協)

① 昨日に引続き公安委員会所管に対する質疑を続行、渡部委員(社)及び千葉(大)委員(社)の一部答弁保留部分について道警本部長、道警総務部長より答弁、千葉(大)委員(社)より、(1)北海荘における道教委の偽名使用及び私印盗用等の事実を本部長は関知しているかについて質疑、道警本部長より答弁があつて、公安委員会所管に対する質疑を終結。暫時休憩の後午前十一時四十五分再開。

② 次に教育委員会所管に対する質疑に入り、湯田委員(社)より、(1)転動に伴う道立高校生の転入学に対する考え方、(2)岩内余市方面におけるいも堀り児童対策、先に定山溪で行われた小学校教育課程改訂研究協議会に出席した受講者名簿の提出方等について、山下委員(社)より、(1)転動に伴う道立高校生の転入学に関連して不公正に行われている事実があるがこれが公正な取扱いをするよう全道公立高校長に指示する考え方があるか、(2)道立養護学校の設置に関連して来年度の見直し、(3)道職員の特殊勤務手当の条例改正に関連してへき地に指定されていない地区に対する考え方及びこれの実態調査方、(4)身体虚弱及び精神遅延児収容施設の現況、養護学級増設に対する所見(関連して渡辺委員(社)より、特殊教育に対する所信と考える方、特殊学級が一学級もない学校のある市、支庁があるがへん在していないか、今後いかなる計画で行う考えか、特殊学級を担任

する教師の養成指導計画及び待遇改善対策、特殊学級の設置拡充増設に対する今後の方針等について)等について質疑、教育長より答弁があつて、午後零時五十一分休憩、午後二時三十六分再開、五藤委員(社)より、去る九月二十九日行われた苫小牧西高校の学力テスト拒否問題に関連して校長が教職員にはからないうで実施しようとしたことに対する見解、当初計画の学年学級を校長が独断で変更した意図、そのようなことを行う場合教職員及び生徒に対し納得のいくまで意思の統一をはかることが学校経営上当然のことと思うがこれに対する見解、生徒の就職に影響した事実があつたかどうか、この事件発生後道教委は現地調査を行い意見の喰ひ違つている校長の面前で教職員から事情を聴取したというがこのような調査は適切であると考えるか、校長のとつた行動を適切な行動であると思うかどうか等について、大石委員(社)より、去る八月三十日定山溪北海荘で行われた小学校教育課程改訂研究協議会開催に関する紛争問題に関連して教育長は八月二十七、八の両日どこでどんな仕事をしていたか、定山溪で開催実施の決定に至つた経緯、委員会開催月日及び議事録の有無、受講者決定の方法と指示した月日、学校教育課長が北海荘に宿泊を依頼した日時、話合いの相手方及びその経過、宿泊申し込みに偽名を使つた理由、宿泊申し込み名及び誰が行つて申し込んだか、会議に付議する事項中異例重要な事項云々と道教委行政組織規則にあるがバリケードの構築、警官の要請等の事項は異例であるかないか、八月六日付文部省初等中等教育局長名による警察官出動要請書は何時どこで誰に手渡したか、文部省初等教育課長及び道教育長連名の要請文の内容及び何時どこで誰に手渡したか、教育委員長と民教斗との間の話合いでは警察官出動要請の事実がないといつていますが警察に対し電話要請した日時、相手方、委員会に報告された日時場所相手方、二十九日晚から三十日の早朝にかけた民教斗と教育委員長との話合いを知つていたか、豊平町長はじめ旅館組

合の代表者が教育長に面会を求めて拒否された事実を知っているか、また何時から拒否するようになったか、バリケードの構築と張紙は誰がどういう風にしてなされたものか、旅館内の受講者に対しどういうような拘束措置をとられたか、本庁の指導主事が受講者になつていたが正式の受講者か、協議会終了後においても面会を拒否する態度をもつていたか、また教育長、学校教育課長はバスで定山溪から札幌に帰つたが降りた場所及びその後の行動、今回の紛争事件後迷惑をかけた関係者にどのような措置をなされたか、文部省との主催後援の観念に関連して文部省の権限と道教委の権限に疑義が生じて来たがこれらの問題に対する見解、受講者名簿の提出できない理由のうち受講者に対する懸念される状況とは何か、九月二日教育長、学校教育課長及び指導主事が欠勤していたが出欠の取扱いはどうなつていたか、九月八日の北教組、高教組との徹夜交渉の話し合い結果を認めるかどうか等について質疑、教育長、学校教育課長、総務課長より答弁、大石委員(社)より再質疑三回、教育長、学校教育課長、総務課長より答弁(一部答弁保留)があつて、午後五時七分休憩、午後六時十五分再開、教育長より、大石委員(社)の警察要請文に関する質疑保留部分について答弁があつた後、大石委員(社)より議事進行について発言を求め、教育長の答弁に対しなお質疑したい旨を述べたが阿部委員(自民)より本件に関し暫時休憩して協議したい旨の議事進行発言があつて、午後六時十九分休憩、午後六時二十六分再開、大石委員(社)より、議会が要求した正式文書への回答文がその後二回三回と訂正しなければならぬことに対する見解について質疑、教育長、学校教育課長より答弁、関連して村本委員(社)より、警察要請文は対外的に責任を明らかにする所定の要式に従つて作られた公文書であるかどうかについて質疑、総務課長より答弁、村本委員と総務課長との間で再三再四本問題について質疑応答が繰返された。次に千葉(大)委員(社)より、小学校教育課程改訂研究

協議会開催問題に関連して道議会議員の面会拒否について重大な問題と考へておられるかどうか、開催期間中わずかの時間をも余裕がなかつたか、面会できけない状況であつたか、また文部省初等教育課長の指示があつたのかどうか、私印の警察要請文書は本庁にいたなら職務執行上公印を押すべきであつたが本庁庁舎を離れ定山溪に行つていたので私印を押したという答弁を確認してよいか、去る四月行われた全国部課長会議における受講者資格について現職の校長、教員、指導主事等の中に事務局職員を入れてもよいとの解釈が文部省でなされたといつてはどうか、その誰が質問し誰がそのような解釈を出したか、その記録は何によれば入手できるか、その時の討議の内容及び経緯、また今回の協議会に何人入つていたか、先に福島県において行われた中学校教育課程改訂研究協議会の伝達講習会は責任をもつて実施すると六月議会で答弁しているが九月議会に何ら計画がない今後どのような計画と方法をもつて責任を果すか、北海荘における所要の経費で未払分がないか、あるとすればどのような理由で未払になつているか、旅費の支払方針に関連して研究協議会参加の旅費支払は直接本人に支払つたか、また宿泊その他会食の食糧費は委員会が一括支払をして後で了解をとつてはどうか、大石委員(社)の警察要請文に対する質疑応答の中で教育委員会の取扱いが不統一であつたことに関連してその原本はどこにあるか、また写しのペン書きは誰が書いたものか、教研協参加者百六十四人の内訳特に大学の教官何名そのうち付属教官何名、校長何名、指導主事何名か、達伝講習に間に合わないものが何人いたか、教科別参加人員中教育長、指導主事、校長、教員がいかなる割合で部会の中に入つてはいるか、受講者はそれぞれの学校の教科担当をもつてはいるか、そのとおりの研究科目に入つてはいたか、現場の教員及び校長が一人も参加していない地域がどれだけあるか、参加者が地域的に偏していないか、先に福島県で行われた中学校教育課程改訂研究協議会

に出席した本庁十一人の指導主事が担当教科外に出席していることに関連して教科別参加者名、大学の教官二名はこの大学か、定山溪参加者のうち中学校二十三名、地方教育局十六名の旅費をどこから出しているか、本庁指導主事十三名、地方十一名、地方教育局五名の旅費を教育諸費より出しているがその穴埋めはどこから出すか、中学校二十三名中教員五名、指導主事十八名を中学校費の研修旅費から出しているのは不当支出でないか、途中まで参加した指導主事一名、中学校指導主事一名、小学校指導主事三名分は何故小学校費から出さなければならなかったか、特に中学校指導主事の分を小学校費から出しているのは不当支出でないか、会場準備備人料の賃金二千三百円は六月議会で予算議決しているのに一銭も使われていない理由、実際の経費はこれ以上かかっていると思うがその経費の出所、看板を購入すべき一千円を諸用紙購入のため使っているのはどういうわけか、食糧費一万八千八百円について一万一千八百七十円しか支出していないのは講習会を早く切上げたからでないか、印刷製本費一万八千円は当初東北、北海道を予定したが道単独となつたため六千円しかからないと報告を受けているのに今回一万八千円の支出になつているしかも一部三十円のパンフレット二百部といながら全国指導主事教育課程質疑応答集に対し二万四出しているのは不当支出でないか、また小学校教育課程実施要綱六千円のものを一萬三千余円印刷しているがこれは当初一万八千円を六千円に減額するといながら三萬三千二百六十円を支出しているのはどういうことか、教育長はこのことについて決裁を与えているのか、文部省は講師、指導者、記録者に対する謝礼金として十万円出しているが記録に当つたものは誰か、委嘱された人は誰か、この謝金の処理方法、これをどこから支払うか、教職員研修費五万円のうち通信費七千円、マイク借上げ六千三百円、灰皿スリッパ購入三万六千円は会議引受けの道教委が支払うべきだが文部省が旅館に支払つたのか、道教委

に支払つたのであれば文部省の誰が何時どこで支払われたか、マイクの借上げ灰皿スリッパの購入の受払の方法はどうなっているか、受講者名簿提出拒否の理由、提示できないということとは公表することが望ましくないということか、文部省の指示に従つたというのが当面の責任者は誰か、教育長が定山溪滞在中代理者を何故おかなかつたか、その間教育行政が空白になつているが責任ある教育行政を行つていふと考えているか等について質疑、教育長、学校教育課長より答弁、千葉委員と教育長、学校教育課長との間において再三質疑応答の後、千葉委員より更に研究協議会に参加した無資格者二十三名の町村別内訳について質疑の後、阿部委員(自民)より、議事進行について発言を求め、教育委員会の協議打合せのため暫時休憩されたいと発言があつて、午後八時五十八分休憩、午後九時十分再開の後、学校教育課長より答弁、千葉委員より再質疑の後、橋本(正)委員(社)より、議事進行について発言を求め、本問題について答弁を拒否することは今後の議事進行に協力できないので委員長(の)善処方を要求、更に阿部委員より本問題に関する質疑応答から考えて受講者名簿の提出と関連してくるので暫時休憩されたい旨の議事進行発言があつて、午後九時二十一分休憩、午後九時五十八分再開、委員長より千葉委員の質疑と理事者の答弁は一致点を見出せないで理事者側は千葉委員の質疑に対し満足な答弁を得られるよう一段と努力されることを要望、本日はこの程度に止める旨を述べた。

○十月二十四日

午後零時五十一分、議場において開議、午後六時十六分散会、委員長 秋山孝太郎(協)

昨日に引続き教育委員会所管に対する質疑を続行、昨日の千葉委員(社)の質疑に対し教育長より答弁、ついで佐野委員(社)より、議事進行について発言を求め、教育長の答弁は昨日より一歩も前進していないが委員長(の)議会議決権保持に対する所信表明を要求、ま

た阿部委員（自民）より委員長のとつた措置は適切であつた旨を發言、更に橋本（正）委員より、發言を求め、教育長の答弁は納得がいかなが昨日の答弁どおりであるかどうかについて質疑、教育長より答弁、橋本委員より昨日委員長は責任ある答弁をせよといつてゐるのに無責任なる答弁である委員長はそれでよいのかどうかについて質疑、委員長より応答の後、午後一時四分休憩、午後五時二十九分再開、委員長より質疑を続行する旨を述べ、千葉委員の質疑に対し教育長より答弁があつた後、伊藤（作）委員（自民）より、教育委員会所管については千葉委員の質疑と教育委員会の答弁は並行線をとつてゐるので質疑終結とされたい旨の動議を提出、賛成あつて動議成立の後、橋本（正）委員より橋本（正）委員外六名提出の委員長不信任動議が提出されて、午後五時二十三分休憩、午後五時五十八分再会、委員長（阿部副委員長代行）より、橋本（正）委員外六名提出の委員長不信任動議を議題に供し、橋本（正）委員より趣旨説明があり、ついで討論に入り、岡嶋委員（自民）より反対、佐野委員より賛成の討論の後、起立による採決の結果、起立少数で本件を否決、午後六時五分休憩、午後六時六分再開、委員長より、伊藤（作）委員提出の質疑打ち切り動議を議題に供し、直ちに採決に入り、起立による採決の結果起立少数で本動議を可決して教育委員会所管に対する質疑を終結、午後六時七分休憩、午後六時十五分再開、委員長より本日はこの程度に止め午後二十六日午前十時開議する旨を述べ、異議なくそのことに決定。

○十月二十六日 午前十時四十六分議場において開議、午後六時三十分

散会、委員長 秋山孝太郎（協）

① 総務部所管に対する質疑に入り、熊谷委員（社）より、(1)水質汚濁問題に関連して、今後企画本部で窓口を一本化して推進して行くか、その組織、命令系統、各部との調整企画の内容及び予算の取扱

方法はどうか、一般管理方式の形態内容及び設備管理、技術管理並びに法的管理の推進方針とその内容、水質汚濁による被害者の補償金の未解決に対する措置等について、千葉大（委員（社）より、(1)石炭手当及び寒冷地手当の増額問題に関連して、昭和三十四年九月十日付の要請書内容と以前に中央に提出した要請書内容が具体的にどこどこが變つてゐるか、第三十一国会において審議された石炭手当増額法案の自民党修正案に副わなかつた理由、八月支給の石炭手当から控除された税額の内容、今後の中央に対する要請は石炭を打ち切り、増額のみ要請するか、九月一日以降の発令者に対する石炭手当支給の有無、八月二十九日付の石炭及び寒冷地手当支給通達の内容、世帯主の範囲に対する職員の苦情処理の解決策、世帯主、非世帯主の解釈、寒冷地給全廃についての人事院の動きに対する部長の見解、要請書に添付の資料内容の疑義等について、佐野委員（社）より、(1)先に行われた北海道市町村の特殊行政についての公合における各方面の批判内容に関連して、「北海道の行政水準が低く、住民負担が他府県に比較して重い」という指摘及び特殊性の批判内容をどのように理解したらよいか、行政水準の引上げ及び人間の住むべき条件に対する企画本部長の見解、「地方交付税の交付基準の枠にはずれていることは北海道自治体に適當でない」という指摘に対する総務部長の見解、北海道の開發行政のあり方に関し、開發行政が転換期にきているという判断は正しいか、また総合開發基本理念の變更を来すようなことをいうのか、人口増加に対する見解「未開發資源を開発し、既存資源を活用する」と指摘していることに対する本部長の見解、「又農業の従来やり方を再考する」との指摘に対する所信、「本道総合開發に社会福祉行政が入つて来てかえつて理念がぼやけてきた」という指摘に対する本部長の見解、(2)道財政上の問題に関連して、今後の税財源の見通しとこれの十二月道議會における追加措置、証紙収入の取扱について明細が出ていない理由及び

今後の取扱い方法、不動産取得税及び固定資産税の評価基準の不統一に対する考え方、地方交付税の伸びに対する今後の見通し、公共事業費三％節減問題に関連して道担当の見通し、(3)家畜税の市町村委譲に対する意思の有無、(4)日本経済の成長率の伸張に伴う北海道財政規模拡大の見通し、(5)知事公約の実現と財源見通しとの関連等について、**高田委員(社)**より、(1)職員の人事異動に関連して中央からの移入が多く見受けられるが中央と直結する人事でないか、(2)三十三年度義務教育費国庫負担金未精算分を今年度歳入に組入れない理由、(3)競輪廃止の問題に関連して、競輪の実施していいない他府県の財政事情と北海道財政事情との比較、知事は適当な自主財源があればやめたいといっているが、その財源をどのように検討しているか、競輪を廃止した場合の行政水準低下に対する部長の見解等について、**太田委員(社)**より、(1)道税の伸びに対する今後の見通し、(2)二十三年度義務教育費国庫負担金の精算分に対する予算措置と取扱いに対する考え方、(3)北海道減税に対する作業の進捗状況並びに中央折衝開始の有無、(4)長期財政計画並びに公約実現計画樹立に対する知事の指示の有無等について、**大石委員(社)**より、(1)競馬をしないで馬産振興を計る方策の有無、また現在行われている地方競馬は馬産奨励になつているか、(2)競馬予算の追加提出に関連して議案の提出及び取扱い方に対する疑義等について、質疑、意見、要望があり、総務部長、企画本部長、農務部長、人事課長、税務課長より答弁があつて、総務部所管の質疑を終結。

○十月二十七日 午前十時三十二分、議場において開議、午後四時十六

分散会、委員長 秋山孝太郎(協)

① 総務部所管並びに知事に対する総括質疑を続行、**渡辺委員(社)**

より、石炭産業の不況対策に関連して先に石炭鉱業合理化対策を打立てたがこれらの推進方策とその決意、炭鉱市町村の財政補てん対

策、石炭不況対策特別委員会の設置に対する考え方及び既設の北海道鉱業振興委員会の構成メンバーに道炭労の代表者を参加させる意思の有無、石炭鉱業離職者対策等について、**窪田(茂)委員(社)**より、低家賃住宅対策に関連して第二種公営住宅補助単価の引上げをどの程度まで引上げること考えているか、また国に對しどのような働きかけを行つてゐるか、またこれに対する実現の見通し、低所得者の月収家族構成等その資格基準をどのように考えているか、これら低所得者階層の実態把握状況、住宅不足解消の年次計画と完了年月日、敷金を独立会計にして運用する考え方、道自体の簡易住宅推進に対する考え方等について、**五藤委員(社)**より、職業訓練所の拡充強化問題に関連して今後どの程度拡充する計画があるか、農山漁村の二、三男及び都市子弟の入所希望者数、炭鉱離職者を対象とする職業訓練所設置の考え方、またこれを扱う機構の強化対策、道営失対事業所に勤務する副監督、補助職員の設定員化及び身分安定対策等について質疑、知事より答弁があつて、午前十一時五十五分一旦休憩、午後一時十八分再開、**菅田委員(社)**より、農家負債整理対策に関連して今後の取扱い及び推進方法、今後良い案ができた場合議会、農務委員会等に諮るよう取扱われたいこと等について、**山田委員(社)**より、開拓不振農家の集団移転問題に関連して集団移転の実施方針とその計画、分村入植計画樹立指導費の百万円計上に関連して実施する意図の下に予算措置したものかどうかあるいは調査のための調査か、またその効果はどうなるか、調査完了の時期、開拓者の負債整理対策に対する考え方、公約は理想であると答弁した知事の考え方、不振開拓農家振興委員会の答申の中に固定化負債は特別立法措置を講ずる必要があるといつてゐるがこれをどのように考へてゐるかについて、**大石委員(社)**より、(1)林地と開拓地の競合問題に関連して浜益村における競合問題がいまだ解決されてないことに対する所信と早期解決の決意、造地造反と林地の育成に

対する基本的考え方、開拓不要地の返還問題に関連して返還された土地の利用計画、元所有者に対する土地利用の指導方針、(2)林務行政における支庁への権限移譲についてその後検討されたか、検討の結果どのように考えているかについて、高田委員(社)より、社会福祉問題特に高齢者福祉年金条例の廃止に関連して従来受けていた者で今回国の年金制度実施により受けられなくなる者に対する措置、生活保護者の長期療養見舞金支給に対する方針、肢体不自由児施設設置に対する考え方、競輪廃止の具体的スケジュール、また収益に代る自主財源が見付かれば廃止するといっているがそれを見付けるための調査を命じているか、廃止に伴う関係人の職業あつせん等検討を命じたことがあるか、地方自治の擁護と人事異動に関連して道の部課長に中央からの移入が多いが知事の考え方等について、佐野委員(社)より、知事の執行責任について特に野党に対してどのような責任を感じているか、議会という話し合いの場を無視してないか、また人事問題についても新聞報道が先になつていのは議会軽視でないか等についてそれぞれ質疑、知事より答弁があつて、総務部所管及び総括質疑を終結。

② 委員長より、付託案件に対する意見調整は各党代表者によつて調整をはかることとし、明日午後一時より開議する旨を述べ、異議なくそのことに決定。

○十月二十九日 午後五時五分、議場において開議、午後五時十二分散

会、委員長 秋山孝太郎(社)

① 委員長より、昨二十八日午後一時より本委員会を開くことになつてしたが終日意見調整のため開くにいたらなかつたことについて了承を得たい旨を述べ、ついで議案第一号(昭和三十四年度北海道歳入歳出追加更正予算)を議題に供し、佐野委員(社)より、本件については、(1)不振開拓地区の分村計画調査は年内に完了し移転者の

旧債整理は国、道が積極的に対策を講ずること、(2)石炭不況対策を積極的に推進するとともに不況対策委員には炭労のメンバーを加えること、(3)国立総合職業訓練所の導入を積極的に言うほか農漁村にも道立職業訓練所を増設すること、(4)低家賃住宅は国だけでなく道も独自の対策をとること、(5)競輪は諸般の事情を検討の上将来廃止の方向に努力することの五項目について委員会の意見として委員長報告に取入れることを要望、異議なくこれを委員長報告に取入れることとして原案可決に決定、次に議案第八号、第六十七号及び報告第四号を一括議題に供し、橋本(正)委員(社)より、本件については、(1)道営競馬は馬産振興を重点とした経営に努力すべきであること、(2)今回の競馬追加予算の提案方法は道理事者の不手ぎわで嚴重警告するの二項目について委員会の意見として委員長報告に取入れることを要望、異議なくこれを委員長報告に取入れることとして議案については原案可決、報告については承認議決とすることに決定、次に残余の議案第二号ないし第七号、第十号ないし第二十二号、第二十六号、第二十七号及び報告第五号を一括議題に供し、異議なく議案については原案可決、報告については承認議決とすることに決定、以上をもつて付託案件の全部を議了。

② 委員長報告文は委員長一任とすることとし、委員長より閉会の挨拶があつて散会。



全国都道府県議会議長会

○十月十三日 神奈川県箱根において幹事会を開催、明十四日より開催の第三十八回定例会の議題、提出議案の取りまとめ及び議事運営について協議した。

○十月十四、十五の両日 神奈川県小田原市において第三十八回定例会を開催、その概要次のとおり。

第一日

1 開催地神奈川県議長、本会会長の挨拶、内閣総理大臣、自治庁長官祝辞、神奈川県知事、小田原市長の紹介の後、自治功労者の表彰（二〇八人、北海道関係一三人）があつた。

2 正副議長の選挙を行い、推せんにより議長に神奈川県議長、副議長に埼玉県議長を選任。

3 議事に入り、

- ① 会務及び会計報告を全議事務局長から、
- ② 会計監査報告を長野県議長から、
- ③ 地方制度調査委員会の経過報告を鹿児島県議長から、

④ 会館特別委員会の経過報告を広島県議長からそれぞれ報告があり、ついで災害対策措置方に関する決議案を緊急上程、会長から提案理由の説明があつて可決、次に幹事会及び各ブロック提出の議案八十二件を上程、このうち一号から四号迄の議案を一括審議、これを可決、他の五号以下の議案は各部門の委員会に付託、審査することとした。

ついで役員選任の件については選考委員会を設置し、明日選考結果を報告することに決して散会した。

第二日

各部門委員長より順次付託議案の審査経過並びに結果について報告があり、いずれも委員長報告のとおり決定、ついで役員の選任についで選考委員長の結果報告にもとづき、新役員を次のとおり決定した。

会長

東京

副会長

北海道、山形、神奈川県、愛知、大阪、鳥取、高知、佐賀

幹事

○青森、岩手、秋田、千葉、茨城、○群馬、長野、新潟、三重、静岡、○富山、京都、兵庫、○滋賀、岡山、○山口、○香川、徳島、福岡、○大分、鹿児島（○印は常任幹事）

監事

福島、和歌山、長崎

地方制度調査委員会委員

宮城、山形、福島、栃木、埼玉、山梨、新潟、岐阜、石川、福井、京都、兵庫、奈良、広島、島根、徳島、愛媛、長崎、宮崎、熊本、ついで新役員代表（東京都議長）のあいさつがあり、次回開催地を東京都に決定、福岡県議長の謝辞があつて閉会した。

議 案 一 覧

議案番号	件 名	提出ブロック
第一号議案	地方自治確立に関する決議	幹 事 会
第二号議案	地方財政確立に関する決議	同
第三号議案	災害防除の恒久対策樹立に関する決議	同
第四号議案	自治省（仮称）設置の実現促進方について	同
第五号議案	地方財政の健全化について	東北、関東、近畿、中国、四国
第六号議案	交付公債制度について	東北、関東、東北、近畿、中国、四国、九州
第七号議案	公共事業に関する地方負担の軽減合理化について	中国、四国
第八号議案	公共事業関係事務費の不足対策について	九州
第九号議案	公共事業を完全実施するため国庫負担金の特例法制定について	東北、関東、近畿、九州
第一〇号議案	後進地域における開発事業費に対し高率国庫負担制度の確立方について	中国、四国、九州
第一一号議案	後進県に対する行政水準の引上げについて	中国、四国
第一二号議案	未開発後進県の行政水準向上のため地方交付税の特別態容補正方について	東北、九州
第一三号議案	公募債の枠外措置について	関 東
第一四号議案	国庫補助事業に伴う超過負担について	九州

第一五号議案	警察署、派出所等警察関係建物改築補助金の増額について	中国、四国
第一六号議案	林道開設事業に対する市町村の起債承認について	同
第一七号議案	新市町村の建設育成を促進することについて	東 北
第一八号議案	本会代表を地方議会運営視察のため欧米に派遣方について	同
第一九号議案	「積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法」の効力期限延長について	東北、東海北陸
第二〇号議案	災害対策の確立と防災営農対策の強化促進について	九州
第二一号議案	自作農維持創設資金の増額について	東 北
第二二号議案	土地改良事業に対する採択基準の引下げについて	九州
第二三号議案	開墾予定地として買収している国有地のうち開墾に不適当な土地の合理的処理について	中国、四国
第二四号議案	旱害応急対策事業に対する助成について	九州
第二五号議案	森林保険に対する法の改正について	東海北陸
第二六号議案	国有林原木払下げの増量、払下価格の引下げ及び木炭の生産期間の延長等の措置について	関 東
第二七号議案	植林の雪害及び野兎の被害対策について	東海北陸
第二八号議案	政府再保険による漁業共済制度について	東 北
第二九号議案	水産物価格安定制度の確立について	同
第三〇号議案	瀬戸内海沿岸漁業救済対策について	中国、四国

第三一号議案	漁業協同組合の整備促進に必要な特別措置の立法化について	九州
第三二号議案	「県外移住米助成金交付に関する法律」の制定促進について	東北
第三三号議案	産業振興法制定について	関東
第三四号議案	果樹の災害補償制度について	同
第三五号議案	災害復旧事業の促進とこれが対策について	東北、東海北陸、近畿、中国、四国、九州
第三六号議案	治水事業特別会計の創設と治水事業の財源確保について	東北、関東
第三七号議案	国土総合開発について	中国、四国
第三八号議案	河川総合開発事業費補助の増額と補助率の引上げについて	同
第三九号議案	市街地開発区域の整備促進と予算確保について	関東
第四〇号議案	九州総合開発の早期実現方について	九州
第四一号議案	低額所得層に対する住宅供給対策について	近畿
第四二号議案	関門国道トンネルの通行料金について	中国、四国
第四三号議案	義務教育費国庫負担金の精算について	東北、九州
第四四号議案	公立文教施設整備に対する国庫助成増額方について	東北、中国、四国
第四五号議案	スポーツ振興法の制定促進について	関東、東海北陸、九州
第四六号議案	オリンピック東京大会開催に伴う施設整備のため積極的財政措置について	関東

第四七号議案	高等学校教職員定数の法制化について	中国、四国
第四八号議案	保健所費の国庫負担率の引上げ及び保健所医師の確保について	東北、中国、四国
第四九号議案	旧軍人恩給の加算制度の制定について	東海北陸、近畿
第五〇号議案	国民健康保険財政確立のための措置を強力に推進することについて	東北
第五一号議案	国民年金制度実施に要する経費の増額について	同
第五二号議案	医療金融公庫の設置について	関東
第五三号議案	精神衛生予防費並びに結核予防法に基づく医療費公費負担の国庫補助率の引上げについて	同
第五四号議案	民生委員法施行に要する費用の負担区分について	同
第五五号議案	低額所得の結核患者に対する医療保障制度の確立について	東海北陸
第五六号議案	元満州及び北鮮地域の遺骨処理について	近畿
第五七号議案	海外抑留同胞引揚問題の解決について	九州
第五八号議案	し尿消化そうに対する国庫補助金の増額について	東海北陸
第五九号議案	精神薄弱児施設の拡充整備について	中国、四国
第六〇号議案	原爆被爆者に対する医療範囲の拡大及び援護措置に関する特別立法方について	同
第六一号議案	簡易水道事業に対する国庫補助金の増額について	同
第六二号議案	社会福祉事業について	九州

第六三号議案	石炭産業の危機対策について	東 北
第六四号議案	中小企業の設備近代化について	東 海 北 陸
第六五号議案	中小企業労働福祉資金助成法（仮称）の制定について	九 州
第六六号議案	学校の電気使用料金の軽減について	東 北
第六七号議案	観光行政の一元化と観光圏の整備拡充について	近 畿
第六八号議案	離島振興法の一部改正の促進について	中 国、四 国
第六九号議案	地方航空路線の拡充について	同
第七〇号議案	失業対策事業就労者の月間就労日数の引上げについて	関 東
第七一号議案	失業対策事業の推進について	九 州
第七二号議案	高等学校新規卒業業者の就職推せん並びに選考開始の時期について	関 東
第七三号議案	陶磁器業における労災保険料率引下げについて	東 海 北 陸
第七四号議案	海外移住振興対策の促進について	関 東、中 国、四 国
第七五号議案	日中、ロソの貿易促進について	東 北
第七六号議案	駐留軍による被害補償について	関 東
第七七号議案	葉たばこ災害補償の確立について	東 北
第七八号議案	災害復旧対策の促進方について	東 海 北 陸

第七九号議案	果実農業の振興方について	東 海 北 陸
第八〇号議案	臨海工業用地造成公団（仮称）の設立について	中 国、四 国
第八一号議案	商工会法制定による小規模企業助成に関する要望	東 海 北 陸
第八二号議案	農産物価格安定法に基づき政府の決定した甘しよの指示価格による取引確保方について	九 州

○十月二十一日 東京都議会第五委員会において災害対策緊急議長会を開催、まず座長（長野県議長）より政府、政党方面における臨時国会を目標とする災害対策準備の現況説明及び災害関係府県議長よりその後の状況等の報告があり、協議に入り、従来の本会災害対策特別委員会は改組して全都道府県議長をもつて構成することとし、委員長に東京都、副委員長に山梨、長野、愛知、三重、岐阜の各県議長を新役員に決めた。次に災害復旧事業の促進に関する要望書を決定、本日及び明日関係方面に要望運動することとした。

○十月二十九日 東京都議会第五委員会において幹事会を開催、第三十八回定例会議決事項の処理について協議、字句の整理、議案の統合を決定し、全出席者を四班に編成、要望実行運動を行うことに決定、ついて議員の年金制度法制化問題について意見交換及び協議が行われた。

十 月 の メ モ

- 1 ○世界銀行総会で後進地開発を目的とする第二世銀の設立を決定。
○農林省、九月十五日現在の米作柄概況を発表、史上最高の豊作を予想。(千二百六十七万三千トン)
○第十二回新聞大会開く。(東京)
○高知県下の全高校、高校長の条件評定書不提出で受けた不当処分撤回を要求して授業放棄。
- 2 ○知事と市長の第一回行政懇談会開く。
○道教委、指導主事に対し中学校教研協に参加せよと業務命令。
○道の台風被害総額まとまる、総額五十億円余。
○全道小学校長会が勤評反対を決議。
○第三回地方自治研究全道集会開く。
○ソ連、宇宙ステーション打上げに成功。
- 3 ○農地開拓部、開拓農家、貧困既存農家の分村計画実施案決める。
○道、災害復旧予算各部の要求額まとまる。(総額五億六千七百十四万一千円)
○三井鉱山の団交決裂し、会社側再建築強行を通告。
- 4 ○水産庁、台風災害漁船復旧に五割の国庫補助することに方針決める。
○台風十六号、大雨を伴い近畿、東海、関東地方を通過。
○北海道東北地区中学校教育課程研究協議会開く。(福島県)
○英、総選挙行わる。
- 5 ○自治庁、昨年七月現在の全国地方公務員給与実態調査まとめる。
○北海道文化賞、文化奨励賞受賞者きまる。(文化賞―山口喜一、高橋房次、国松登、文化奨励賞―越崎宗一、菅原敏蔵、置戸町公民館)
○韓国、李ラインの日本漁船を大量捕獲すると警告声明。
○英、総選挙で保守党大勝。
○三菱鉱業、労組に対し企業整備案を提示。
○水産庁、台風災害小型漁船の復旧対策具体案きめる。
○道、台風災害予算案決める。総額三億八千四百六十六万六千円。
○第六次地方制度調査会発足、会長に前田多門氏。
- 6 ○日赤、北朝鮮第一次帰還のための配船を求める。
○食糧庁、本年産米の集荷対策発表。
○警察庁、交通事故白書発表。
○石炭協会、石炭合理化案を発表。
○災害復旧対策協議のため緊急全国知事会議開く。(東京)
○本年度文化勲章、功労者の受章者内定。
○拓銀副頭取に東条猛猪氏きまる。
○福島県田村郡中田村長選挙に八百三十七人が立候補。
○別所投手三百勝を記録。
○本年度ノーベル医学生理学賞に米国のオチオア博士、コンバープ教授に決まる。
○地方自治功労者に藍綬褒章(本道関係徳中議長外四氏)授与決定。
○道建築部、低所得層の家賃減免措置決定。
○自民党経済調査会「所得倍増」構想まとまる。
○第十六回社会党全国大会の再開大会開く。(東京)
○道内各地一齊に交通安全運動始まる。
○宮内庁、清宮、島津氏のご結婚式明年三月十日に決定。
○社会党再開大会終る。(委員長、書記長再選)
○ソ連の惑星間ステーション月の裏面撮影に成功。
○社会党再建同志会(西尾派)脱党声明発表、年内にも新党結成にふみ切る。
○文部省、三十三年度学校衛生白書を発表。
○北朝鮮赤十字、日赤に速かな帰国促進を返電。
○ガット輸入制限協議会開く。(東京)
○道学連、学割値上反対で札鉄に押しかける。
○五九年ノーベル文学賞受賞者、トカジヤド氏(伊詩人)決定。
○熊本開発庁事務次官来道。
○道内の西尾新党派の初会合開かる。
○道地方最低賃金審議会、本道初めての最低賃金取決め認める。
○西尾派、国会議員三十五人、社会党を離党。
○ガット第十五回総会開く。(東京)
○第三十三回臨時国会召集。

27

○大蔵省、日銀本年上期の国際収支状況発表。一億一千六百万ドルの黒字。
○ソ連、月の裏側の写真を発表。

○帰還案内をめぐる北朝鮮帰還問題実質的に妥結。

○補正予算政府案決る。総額六百十四億八百万円。

○政府、今年度紫綬、藍綬、黄綬三褒章受章者決める。

○首相の所信表明、外相の外交、蔵相の財政、建設相の災害報告演説行わる。

○放射能調査成果発表会でストロンチウム90はふえていると発表される。

○社会党、新役員決める。

28

○片山使節団と中国との間に漁船避難についての民間協定成る旨公表される。

○ガット大臣会議終り、コミニケ採択。

○第三回定例道議会閉会。

30

○プロ野球日本シリーズ南海初優勝。

○文部省、教育特別功労者に五十六人を決定。

○第十四回秋季国体閉幕、天皇、皇后杯は東京へ。

○第四次南極観測船宗谷壮途につく。

○文部省、教育白書発表。

○道教委、三十四年度道教育功績者十人決める。

○道教育委員長に東茂吉氏互選される。

31

昭和三十四年十一月二十日発行

北海道議会時報

(第十一卷
第十一号)

編集 北海道議会事務局調査課

発行 北海道議会事務局